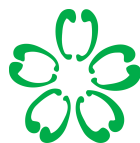


保健事業のまとめ

— 令和元年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～令和元年度～ 目次

I	佐倉市の概要	
1.	佐倉市の概況	4
2.	健康こども部行政組織	6
3.	健康増進課事務分掌	7
4.	保健センター施設概要	8
5.	歳入歳出決算額の推移	10
6.	地域健康危機管理体制	11
7.	健康増進計画「健康さくら21」	13
II	子どもの保健	
1.	妊娠届出・母子健康手帳交付	17
2.	妊婦・乳児一般健康診査	20
3.	マタニティクラス・パパママクラス	22
(1)	マタニティクラス	22
(2)	パパママクラス	24
4.	産婦健康診査	26
5.	母子訪問指導	28
(1)	妊産婦訪問	28
(2)	生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	29
(3)	乳児・幼児訪問指導	30
6.	低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	32
(1)	低出生体重児の届出・未熟児養育医療	32
(2)	未熟児訪問指導	35
7.	乳児相談	36
8.	もぐもぐ教室	38
9.	1歳6か月児健康診査	40
10.	3歳児健康診査	43
11.	幼児歯科健診	46
12.	すくすく発達相談	48
13.	ことばと発達の相談室	50
14.	親子教室	52
(1)	たんぽぽグループ	52
(2)	ひまわりグループ	53
15.	5歳児子育て相談	55
16.	健康教育・健康相談	57
(1)	保健センターでの健康教育	57
(2)	地区の集まりにおける健康教育	58
(3)	女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）	58
(4)	保育園・幼稚園における歯科健康教育	59
(5)	健康教育に伴う健康相談	59
17.	母子保健事業未受診者勧奨事業	61
III	思春期保健	
1.	思春期保健に関する取組み	64

IV	感染症予防	
1.	感染症予防及び防疫	66
(1)	B型肝炎予防接種	70
(2)	ヒブ予防接種	71
(3)	小児用肺炎球菌予防接種	72
(4)	四種混合・三種混合・不活化ポリオ予防接種・二種混合予防接種	73
(5)	B C G 予防接種	76
(6)	麻しん（はしか）・風しん予防接種	77
(7)	水痘（みずぼうそう）予防接種	79
(8)	日本脳炎予防接種	80
(9)	子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2 価、ガーダシル・4 価）	82
(10)	インフルエンザ予防接種	83
(11)	高齢者肺炎球菌予防接種	84
(12)	風しんの追加的対策	85
2.	予防接種（任意）	86
(1)	おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	86
(2)	風しんワクチン接種費用助成事業	87
3.	結核予防	88
(1)	結核検診	88
V	おとなの保健	
1.	健康手帳の交付	90
2.	健康教育	92
(1)	集団健康教育	92
3.	健康相談	104
4.	健康診査	107
(1)	健康診査	107
(2)	成人歯科健康診査	110
(3)	骨粗しょう症検診	113
(4)	肝炎ウイルス検診	116
(5)	肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業	119
(6)	口腔がん検診	121
5.	各種がん検診等	124
(1)	胃がん検診	124
(2)	子宮頸がん検診	127
(3)	乳がん検診	134
(4)	肺がん検診	142
(5)	大腸がん検診	145
6.	訪問指導	148
7.	特定健康診査（健康診査）・特定保健指導	150
(1)	特定健康診査（健康診査）	150
(2)	特定保健指導（保健指導）	153
(3)	糖尿病性腎症重症化予防事業	157
8.	こころの健康づくり	160
(1)	精神科医によるこころの健康相談	160
(2)	カウンセラーによるこころの健康相談	161
(3)	千葉県地域自殺対策緊急強化事業	163
(4)	佐倉市自殺対策庁内連絡会議	164
(5)	普及啓発活動	165

VI	市民の健康	
1.	歯科保健啓発事業	166
(1)	歯ピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	166
(2)	よい歯のコンクール	167
2.	市民公開講座	168
3.	食生活改善推進員事業	170
(1)	食生活改善推進員養成講座	170
(2)	食生活改善推進員研修	171
(3)	食生活改善推進員地区活動	173
4.	その他啓発事業	175
5.	マイヘルスプラン普及啓発事業	177
VII	地域医療	
1.	休日夜間等救急医療事業	180
(1)	休日夜間急病診療所	180
(2)	休日当番医	183
2.	小児初期急病診療所事業	184
3.	訪問歯科事業	187
VIII	各種委員会名簿	189
IX	学会等発表原稿	198
X	新型コロナウイルス感染症	201

※保健事業のまとめを見る上での注意事項

百分率（％）の計算は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示した。したがって、％を足し合わせて100％にならない場合がある。

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約 40 km の距離にあり、成田国際空港から西へ約 15 km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約 20 km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積 103.69km² の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高 30m 前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっている。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR 東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約 60 分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約 20 分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道 51 号と連結され、市の東西を国道 296 号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成 26 年には都市計画道路 3・4・15 勝田台長熊千志津霊園関連区間が開通し、今後、国道 296 号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成 27 年に圏央道神崎 JC～大栄 JC が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市のまちづくり 歴史・自然・文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

佐倉市では、人口減少や少子高齢化の進展など、直面する諸課題を乗り越え、「歴史 自然 文化」というこれまで大切に積み重ねてきた資源を、次の世代に誇りをもって引き継ぐため、平成 23 年度を初年度とする第 4 次佐倉市総合計画を策定し、全ての人に優しく、活力あるまちづくりを目指した取り組みを行ってまいりました。

前期基本計画期間〔平成 23 年度～平成 27 年度〕におきましては、広範囲にわたる施策を計画的かつ効率的に行った結果、「佐倉市に住みたいと思う市民の割合」が増加しております。

しかしながら、本市を取り巻く社会情勢は刻一刻と変化し続け、人口減少・少子高齢化への対応など取り組むべき課題は山積しております。

そのような中、後期基本計画期間〔平成 28 年度～令和元年度〕では、「人口減少、少子高齢化への対応」を重点施策として位置付け、その積極的な推進を図っているところです。そして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるとともに、「佐倉市に住みたい」、「佐倉市に住んでみたい」、「佐倉市を訪れてみたい」と思われる愛着と誇りのもてる魅力的なまちづくりを進めています。

また、平成 16 年 4 月に、国の「健康日本 21」「健やか親子 21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一次

予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「健康さくら21」を公表しました。

その後、「健康さくら21」については、この計画の推進による市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、新たに「健康さくら21(第2次)」を策定しました。

「健康さくら21(第2次)」は、計画期間10年間の中間年を迎え、平成30年度には改訂版の計画を策定し、

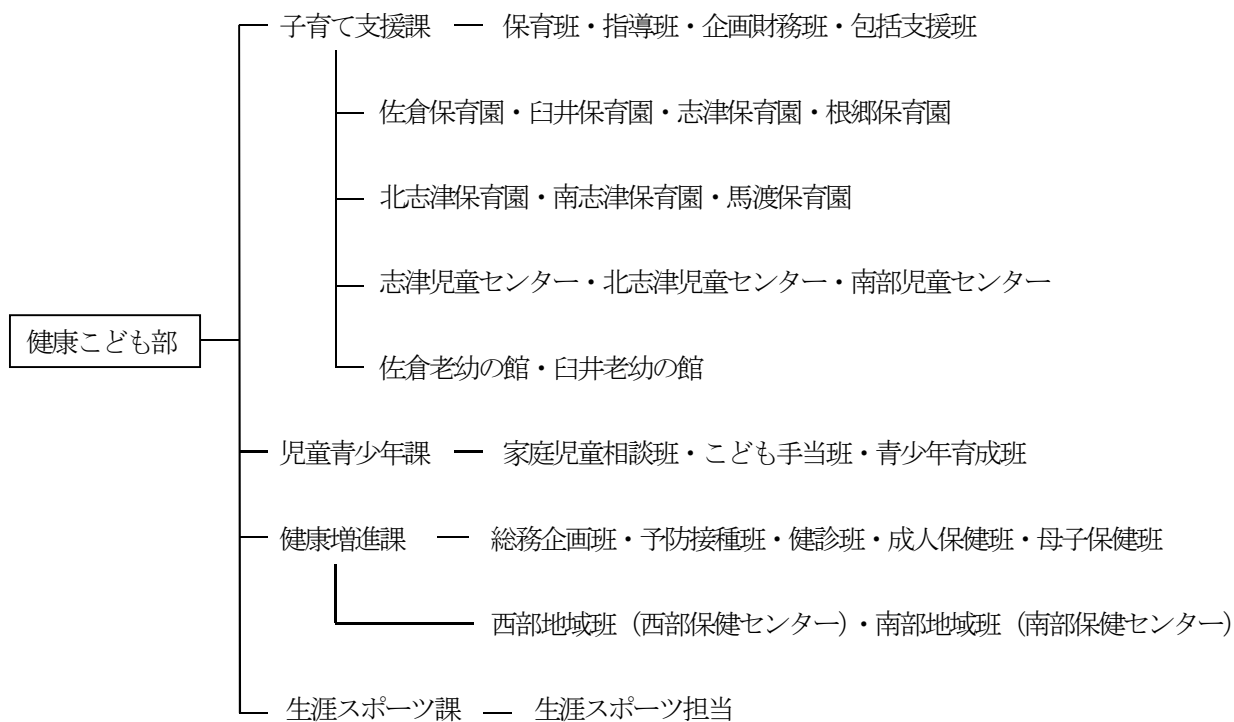
「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」

を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

2. 健康こども部行政組織

(令和元年4月1日現在)



〔健康増進課の職種別職員配置状況〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	18	1	4	4	10	37
西部保健センター	6	2	0	0	0	8
南部保健センター	2	1	0	0	0	3
合 計	26	4	4	4	10	48

3. 健康増進課事務分掌

〔 佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌 〕

健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関すること。
- 2 健康診査及び各種検診に関すること。
- 3 保健指導に関すること。
- 4 予防接種に関すること。
- 5 感染症等の予防に関すること。
- 6 在宅寝たきり老人等の訪問歯科診療に関すること。
- 7 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- 8 低体重児の届出に関すること。
- 9 未熟児の訪問指導に関すること。
- 10 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- 11 佐倉市保健センターに関すること。
- 12 佐倉市休日夜間急病等診療所に関すること。
- 13 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。
- 14 子育て世代包括支援センターに関すること。
- 15 保健師の連絡調整に関すること。

西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- ・各種検診及び予防接種に関すること。
- ・機能訓練事業に関すること。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)
TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2 階)

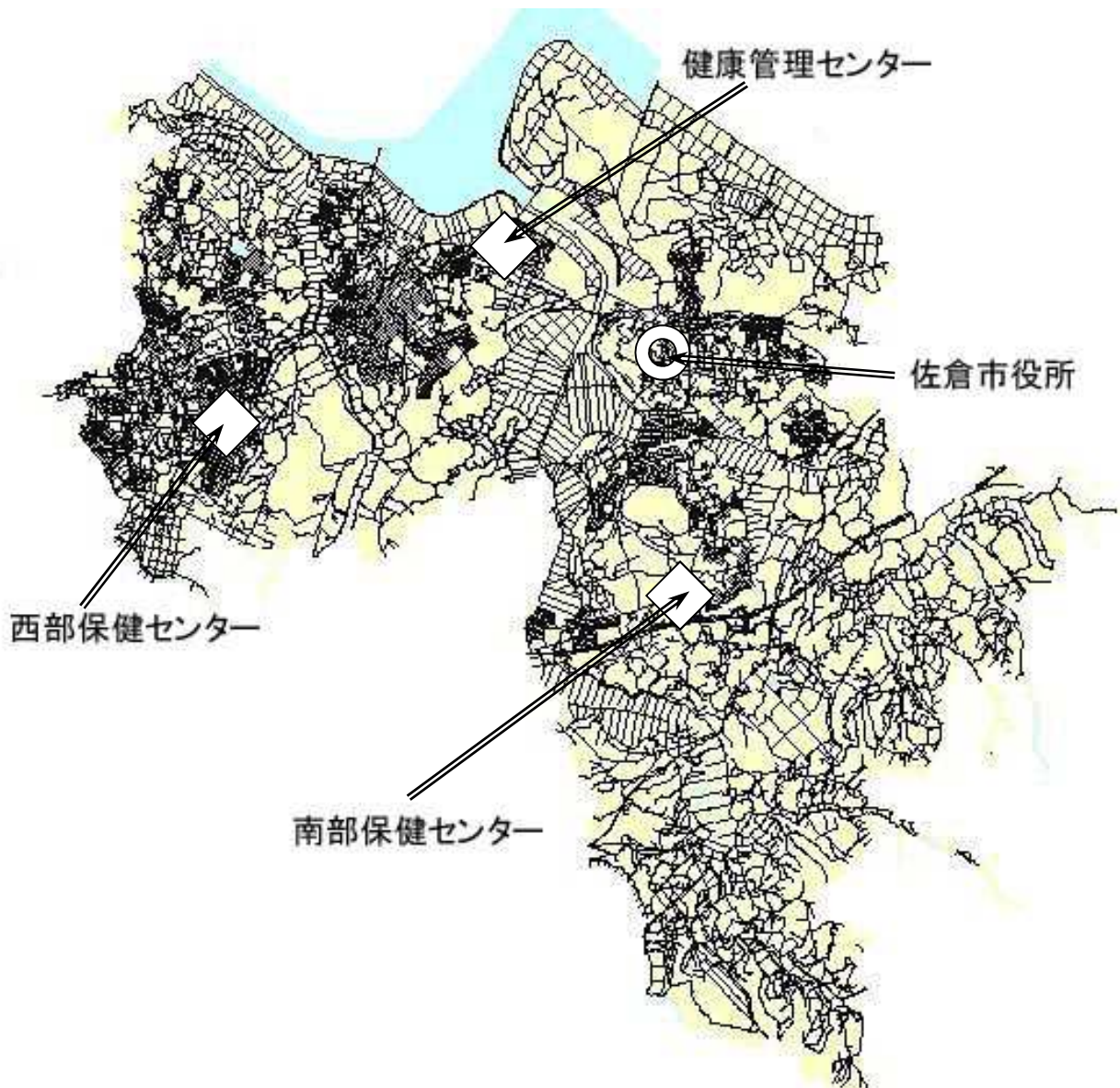
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2 階保健センター部分)
 - 1 階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2 階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R 階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10 年 9 月 1 日 完成：平成11 年12 月21 日
- ・総事業費 1,839,428 千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070 千円、工事監理費 23,625 千円、敷地購入費 152,775 千円、工事費 1,590,958 千円)



5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保健衛生総務費	414,102	346,306	437,402	473,584	437,131
保健衛生費	454,171	436,702	450,987	456,818	450,653
予防費	402,438	388,587	399,356	404,564	392,485
休日夜間急病診療所費	185,614	182,513	183,788	186,514	196,000
合計	1,456,325	1,354,108	1,471,531	1,521,480	1,476,268

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国庫支出金	8,446	3,285	4,020	6,747	16,708
県支出金	13,365	9,673	11,130	11,501	11,675
その他	144,465	151,251	152,643	152,545	145,541
合計	166,276	164,209	167,793	170,793	173,924

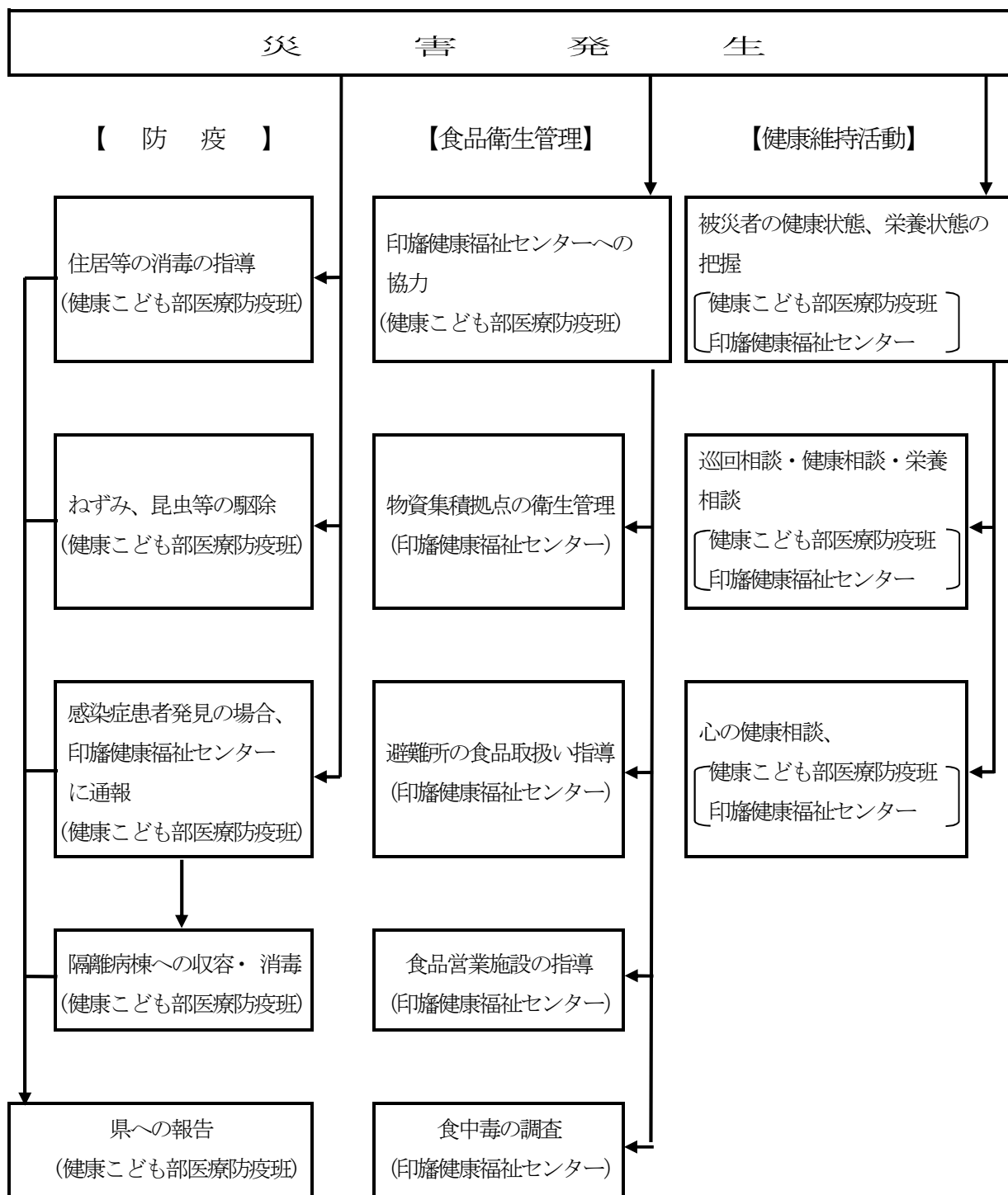
※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。 2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。 3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。 4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。 5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。 6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。 9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。 11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。 12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）【改訂版】」

① 計画策定の背景とその経過

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定した。

平成20年度には、「健康さくら21」の中間見直しを行い、保健医療や健康増進に関する国の新たな制度改正、法整備に合わせた施策を反映するとともに、国の健康増進計画である「健康日本21」、千葉県健康増進計画である「健康ちば21」との整合性を図った。また、目標年度についても、当初の平成22年度から、平成24年度に延長した。

「健康さくら21」計画期間の最終年度である平成24年度には、引き続き平成25年度以降も、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進していくために、新たな健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定した。

「健康さくら21（第2次）」には、国から示された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容も反映した。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行った。さらに、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられたことから、これまで「健康さくら21（第2次）」において、こころの健康対策を推進してきた経過を踏まえ、自殺対策計画を策定し一体の計画とした。

② 日本における健康づくりの取り組み

（1）第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

（2）第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

（3）第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

（4）「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質

の向上を図り、「健康日本 21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

(5) **健康日本 21 の改正（平成 19 年）**

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本 21」が改正された。

(6) **第 4 次国民健康づくり対策（平成 25 年）**

平成 34 年度までを計画期間とする「健康日本 21（第 2 次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

③ **健康さくら 21 策定の経過**

平成 14 年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら 21」策定委員会の設置
平成 15 年度	「健康さくら 21」計画策定
平成 16 年度	「健康さくら 21」計画公表
平成 18・19 年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成 20 年度	「健康さくら 21」計画見直し、公表
平成 23 年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成 24 年度	「健康さくら 21（第 2 次）」計画策定、公表
平成 29 年度	市民健康意識調査の実施
平成 30 年度	「健康さくら 21（第 2 次）【改訂版】」策定、公表

④ **健康さくら 21（第 2 次）【改訂版】の位置づけと期間**

この計画は、健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「健康増進計画」、「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「自殺対策計画」を一体化した計画である。

「第 4 次佐倉市総合計画（平成 23 年度～平成 31 年度）」を上位計画として、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるため、また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、具体的な考え方や取り組み方法を示したものである。「佐倉市高齢者福祉・介護計画」など、他の分野の関連する計画と相互に連携しながら推進していく。

さらに、国の健康増進計画である「健康日本 21（第 2 次）」、母子保健の推進計画である「健やか親子 21（第 2 次）」、国の「自殺総合対策大綱」等とも整合性を保ち、それぞれの趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画としている。

計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、第 2 次計画策定から 5 年が経過した平成 30 年度に中間評価及び見直しを行った。

今後も国や県の健康増進計画の動向を注視しながら、計画を推進していく。

⑤ 基本方針

- ・「健康日本21（第2次）」と「健やか親子21（第2次）」を一体的に含めた計画にします。
- ・自殺対策計画としても位置付けます。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

⑥ 基本理念

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

⑦ めざすべき姿

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. とともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう（気づき、つながり、支え合う生活を）

【基本理念】心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

【めざすべき姿】

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

【基本姿勢】

- ・自分にあった健康づくりに取り組もう
- ・楽しみながら健康づくりに取り組もう
- ・親と子とが健やかに暮らせるまちをつくっていかう
- ・歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう
- ・ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていかう

ライフステージごとの取り組み(幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期)

健やかな親子づくりの
取り組み

- ・妊娠・出産・周産期
健康充実した出産・育児の環境づくりの取り組み
- ・健康
生活習慣の改善と事故予防対策
- ・育児
育児の負担・不安の軽減
- ・思春期
次世代の健全な育成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

- ・生活習慣病
生活習慣病の早期発見と予防に向けて
- ・栄養・食生活
食行動の改善を通じた健康な生活習慣の獲得
- ・身体活動・運動
日常の活動と運動を通じた健康増進と地域づくり
- ・飲酒
お酒の正しい知識とみんなで支え合う心の問題
- ・喫煙
喫煙者の減少と受動喫煙の防止
- ・歯と口腔
歯と口腔の健康から、話す・食べるの喜びを

いのち支える
佐倉市自殺対策計画

- ・このころの健康づくり
このころの健康づくりについて理解を深め、心身の健康を保とう
- ・自殺予防のための地域づくり
自殺予防のための地域づくりで支えるネットワークを広げよう
- ・生きる
誰にも自殺に追い込まれない佐倉を目指して

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目）81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第 16 条による母子健康手帳を交付する。

《内 容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

届出・交付場所は、3 保健センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター）と市役所子育て支援課、志津北部地域子育て世代包括支援センターの 5 か所。

《実 績》

①過去 5 年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合)	届出時の妊娠週数					
			～11 週 (割合%)	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳
27 年度	1,082	505 (46.7%)	970 (89.6%)	81	16	8	0	7
28 年度	1,054	415 (39.4%)	958 (90.9%)	81	9	6	0	0
29 年度	1,035	454 (43.9%)	946 (91.4%)	75	9	5	0	0
30 年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0
令和 元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0

※妊娠届出時による母子健康手帳交付数は、868 件。

②地区別年代別届出数 (件)

地区	総数	届出時の妊婦の年代					
		～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40 歳以上
佐倉	108	0	7	27	42	27	5
臼井	146	3	21	29	47	36	10
志津	397	5	36	93	155	88	20
根郷	174	2	15	58	59	32	8
和田	3	0	0	0	2	1	0
弥富	4	0	1	1	1	1	0
千代田	29	0	4	6	8	11	0
合計 (初妊婦数)	861 (373)	10 (9)	84 (55)	214 (117)	314 (125)	196 (59)	43 (8)
割合 (%)	100.2	1.2	9.8	24.9	36.5	22.8	5.0

③交付場所別地区別届出数

(件)

届出場所	届出数	割合 (%)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	107	12.4	4	69	10	9	0	0	15
西部保健センター	204	23.7	0	16	185	2	0	0	1
南部保健センター	30	3.5	1	2	2	24	1	0	0
子育て支援課 (※日曜開庁での届出)	351 (32)	40.8 (3.7)	101 (3)	40 (6)	56 (12)	137 (10)	2 (0)	4 (0)	11 (1)
志津北部地域子育て世 代包括支援センター	169	19.6	2	19	144	2	0	0	2
合計	861	100.0	108	146	397	174	3	4	29

※毎月第2・第4日曜日に開庁

④保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	861	860	99.9%	222	25.8%
転入時別冊交換(妊婦)	82	80	97.6%	27	33.8%
合計	943	940	99.7%	249	26.5%

※悪阻等の理由で当日面接が出来なかった場合には、代理人申請で母子健康手帳を交付。後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面談を実施している。

⑤母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数

(件)

	件数	理由			
母子健康手帳再交付	61	汚損	紛失	多胎	その他
		2	34	0	25
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	96	転入	紛失	多胎	その他
		74	16	3	3

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑥妊娠届出、転入全妊婦の妊娠中の喫煙・飲酒状況

⑥-1 妊婦本人の喫煙状況

(件)

状況	件数	割合 (%)
吸っていない	802	85.0
現在吸っている	15	1.6
妊娠中のため止めた	126	13.4
合計	943	100.0

⑥-2 家族の喫煙状況

(件)

状況	件数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	612	64.9
夫・パートナー	299	31.7
妊婦の父母	20	2.1
夫の父母	10	1.1
兄弟姉妹	1	0.1
不明	1	0.1
合計	943	100.0

⑥-3 妊婦本人の飲酒状況

(件)

状況	件数	割合 (%)
飲んでいない	445	47.2
妊娠中のため止めた	495	52.5
現在飲んでいる	3	0.3
合計	943	100.0

⑦特定妊婦把握状況

児童青少年課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 25 件

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 5 項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】重複あり

10 代妊娠 1 件、精神疾患既往歴有 9 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）5 件、経済困窮 13 件
シングルマザー 3 件、ステップファミリー 5 件

⑨産後ケア事業利用実績（子育て支援課で実施）

- ・宿泊型（産科医療機関に委託：市内 1 か所、市外 1 か所） 実 11 人 利用日数 66 日（55 泊）
- ・日帰り型（産科医療機関に委託：市内 1 か所） 実 4 人 利用日数 8 日
- ・訪問型（千葉県助産師会印旛地区に委託） 実 11 人 利用回数 20 回

《考 察》

妊娠届出数は、昨年度と比較し 61 件減少しており年々減少傾向となっている。妊娠 11 週以下での妊娠届出数は 771 件で、割合は 89.5%であったため、目標値には達していない。

子育て世代包括支援センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課、志津北部地域子育て世代包括支援センター）において、妊娠届出時の全数面接を実施している。妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等の情報提供、地区担当保健師の紹介を行いながら、ケアプランを作成・提供し、健康な妊娠経過をたどることができるよう支援した。

妊婦の飲酒・喫煙等に関して保健指導を行うほか、面接の結果、継続して支援が必要な妊婦に対しては、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、産後 6 か月を経過するまで支援する体制を整えている。

妊娠・出産期の相談・支援体制の充実に努めるとともに、支援の必要性のある妊婦については、関係機関との連携することで、子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援を行っていききたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23 週	妊娠 24～35 週	妊娠 36 週～出産
健診回数	4 回	6 回	4 回
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通の 検査項目	問診・診察 検査・計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査） 保健指導（妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス）		
必要に応じて 行う医学 的検査	血液検査（血液型・抗体） （初期に 1 回） 子宮頸部がん検査 （初期に 1 回） 超音波検査 （期間内に 2 回）	血液検査（血清・血糖・ HTLV-1 抗体検査） （期間内に 1 回） クラミジア核酸同定検査 （期間内に 1 回） B 群溶血性レンサ球菌検 査（期間内に 1 回） 超音波検査 （期間内に 1 回）	血液検査（血清） （期間内に 1 回） 超音波検査 （期間内に 1 回）

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

問診及び診察（発育・発達の検査など）、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

- ④周知方法 ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封（平成26年8月から）

《実 績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
27年度	1,082	15,148	13,754（償還分271含む）	90.8
28年度	1,054	14,756	12,125（償還分199含む）	82.2
29年度	1,035	14,490	12,689（償還分171含む）	87.6
30年度	922	12,908	11,413（償還分234含む）	88.4
令和元年度	861	12,054	10,439（償還分179含む）	86.6

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 (枚)			利用率(%)		
				3-6か月	9-11か月		3-6か月	9-11か月
27年度	1,150	2,300	2,010 (償還分1含む)	1,069	941	87.4	93.0	81.8
28年度	992	1,984	1,970	989	981	99.3	99.7	98.9
29年度	1,031	2,062	1,763	915	848	85.5	88.7	82.3
30年度	961	1,922	1,836 (償還分3含む)	939	897	95.5	97.7	93.3
令和元年度	898	1,796	1,673	877	796	93.2 ※1	97.7 ※2	88.6 ※2

※1 利用率（全体）：利用枚数/発券枚数

※2 利用率（3-6か月・9-11か月）：利用枚数/対象者数（出生数）

《考 察》

妊婦・乳児一般健康診査は、県外の里帰り先などで受診を希望する方がいるため、随時、受診を希望する医療機関と個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いの申請を受け付けている。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省から通知のあった「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っている。14回分の公費負担を実施しているが、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。妊娠届出時に特に支援が必要とされた妊婦は、妊婦健診を定期的に受診しているか確認しており、また、妊婦健診を決められたとおりに受診しない妊婦がいれば、医療機関から市に連絡をもらうようお願いしているので妊婦健診未受診の妊婦を把握する体制はできている。

すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、母子事業等で乳児健診の受診を勧奨するとともに、かかりつけ医を持つことの重要性について啓発していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0% ・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加 ・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

《目 的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

（1）マタニティクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員 25 人（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（3 回）、西部保健センター（3 回）
- ③ 実施回数 年 6 回
- ④ 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション・自己紹介 2. 保健師・助産師講義「妊娠中の生活」 3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」 4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」 5. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 6. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 7. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ～14:30

《実 績》

① 受講状況

年度	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（%）
平成 27 年度	505	74	14.7
平成 28 年度	415	64	15.4
平成 29 年度	454	61	13.4
平成 30 年度	408	69	16.9
令和元年度	373	56	15.0

※対象者数は妊娠届出をした者のうち初妊婦。

② 地区別受講状況

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率 (%)
佐 倉	47	8	17.0
臼 井	66	11	16.7
志 津	156	23	14.7
根 郷	93	13	14.0
和 田	1	0	0.0
弥 富	1	0	0.0
千代田	9	1	11.1
合 計	373	56	15.0

③ 妊婦の就労状況 (人)

就労している	就労していない	合計
36 (64.3%)	20 (35.7%)	56 (100%)

④ 妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	計
0 (0.0%)	2 (3.6%)	54 (96.4%)	0 (0.0%)	56 (100%)

⑤ 家族の喫煙状況 (受講者数に対して) (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	計
11 (19.6%)	3 (5.4%)	42 (75.0%)	0 (0.0%)	56 (100%)

⑥ 参加妊婦の飲酒状況 (受講者数に対して) (人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	56 (100%)	0 (0.0%)	56 (100%)

⑦ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	0	0	0	0	0	29	29

【主な相談内容】母の精神疾患や不安、体重増加、産後の支援など

《考 察》

マタニティクラスの受講率は昨年度と比較して減少している。受講者の半数以上が就労しているなど、就労妊婦は年々増加傾向にあるため、申し込みしやすいようにメールでの受付も案内し、就労者が申し込みしやすいようにしていきたい。

また、今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のマタニティクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（調理実習などの体験学習や、近隣に住む妊婦同士の交流）を説明することで、マタニティクラスの参加を勧奨していきたい。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各回定員 25 人（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（4 回）、西部保健センター（4 回）
- ③実施回数 年 8 回、土曜日または日曜日に開催（新型コロナウイルスの影響で 1 回開催中止）
- ④周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介 2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」 「赤ちゃんとの生活」 3. 妊婦体験・沐浴実習 4. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	9 : 00 ～12 : 00
---	---------	--------------------

《実 績》

① 受講状況

(人)

年度	実施回数	対象者数	受講妊婦数(うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成 27 年度	8 回	505	167 (4)	33.1%	150 (0)	4	321
平成 28 年度	9 回	415	151 (6)	36.4%	146 (0)	2	299
平成 29 年度	9 回	454	161 (2)	35.4%	152 (0)	2	315
平成 30 年度	9 回	408	164 (1)	40.2%	164 (2)	0	328
令和元年度	8 回	373	142 (4)	38.1%	141 (2)	1	284

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数。 ※夫には内縁も含む。

※令和元年度は新型コロナウイルスの影響で 1 回開催中止。

②地区別受講状況（対象者数に対して）

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐 倉	47	21	44.7
臼 井	66	29	43.9
志 津	156	56	35.9
根 郷	93	36	38.7
和 田	1	1	100.0
弥 富	1	0	0.0
千代田	9	1	11.1
合 計	373	144	38.6

※夫のみの参加も含む

③妊婦の就労状況 (人)

就労している	就労していない	合計
87 (60.4%)	57 (39.6%)	144 (100%)

※夫のみの参加も含む

④妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	合計
1 (0.7%)	12 (8.3%)	131 (91.0%)	0 (0.0%)	144 (100%)

※夫のみの参加も含む

⑤家族の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	合計
30 (20.8%)	11 (7.6%)	100 (69.4%)	3 (2.1%)	144 (99.9%)

※夫のみの参加も含む

⑤参加妊婦の飲酒状況 (人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	144 (100%)	0 (0.0%)	144 (100%)

※夫のみの参加も含む

⑦相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	6	0	1	0	46	53

【主な相談内容】

母の精神疾患や不安、体重管理、体調など

《考 察》

令和元年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を1回中止している。予約が20組以上あったため、開催できていれば、受講者数は昨年度までと大きな変動なかったと思われる。

昨年度に続き、令和元年度でも夫のみの参加するケースが2件あった。また、家族の喫煙状況については、昨年度と比較して喫煙している割合は減少し、禁煙中と回答した者の割合も増加した。夫のみの参加するケースがいることから、男性の親になる意識の高さが伺える。

令和元年度から家事や育児の分担度合いを夫婦で話し合うワークを取り入れた。参加者からは、「時間を取って話す機会があまりないので、きっかけになってよかった」「夫婦間で育児に対する考えや気持ちが変わった」「妻の家事の比重が高いことがわかった」という感想が聞かれ、夫婦が協力して家事や育児をする大切さや、妊婦へのいたわりの気持ちを深める機会になっていると考える。

今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のパパママクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（男性がマタニティジャケットを装着する妊婦体験や沐浴人形を用いての沐浴実習などの体験学習）を説明することで、パパママクラスの参加を勧奨し、更なる男性の育児啓発に向けて、カリキュラム内容の改善を図っていきたい。

4. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第 13 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 13 条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査の費用助成を行い、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内 容》

- ①対 象 産後概ね 2 週間と概ね 1 か月の計 2 回まで
- ②実施場所 契約医療機関（県内 52 か所、県外 51 か所）
契約助産院（県内 11 か所、県外 0 か所）
契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（質問票Ⅰ：育児支援チェックリスト、質問票Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、質問票Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果、要支援と判定された場合、実施機関から市に連絡をする。
- ④周知方法 妊娠届出時に受診票を交付。妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。

《実 績》

①受診状況

(人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 (※1 回目 受診者数)	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数 (率)	延要支援者 数 (率)
30 年度	961	815	1,341 (19)	84.8%	145 (18.8%)	175 (13.0%)
令和元年度	898	789	1,343 (43)	87.9%	113 (14.3%)	136 (10.1%)

※実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後 1 か月の 1 回のみの医療機関もあり、すべての産婦が 2 回受診するとは限らないため、1 回目受診者を実受診者数とする。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率(%)	要支援理由（重複あり）（要支援者に対する割合）			
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/ 設問10番加 点 (※2)	赤ちゃんへの 気持ち質問票/設問 3、5に加点 (※3)	その他 (※4)
2週間	568	68	12.0	51(75.0%)	26(38.2%)	41(60.3%)	3(4.4%)
1か月	775	68	8.8	45(66.2%)	19(27.9%)	53(77.9%)	4(5.9%)
全体	1,343	136	10.1	96(70.6%)	45(33.1%)	94(69.1%)	7(5.1%)

※1 EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。1設問当たり程度により0～3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われている。

※4 その他の内容は、母胎の異常、精神状態、医療機関からの事務的な連絡など。

③要支援者のうち医療機関から連絡があった者の支援状況

要支援者 延	要支援者のうち医療機関から 連絡があった人数	医療機関からの連絡を受け 概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数 (実施率)
136人	123人	102人(82.9%)

※医療機関から連絡があったが、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者21人の主な理由

- ・対象者が市からの連絡・訪問に応じなかった（支援拒否含む）10人
- ・支援者と産婦の都合が合わなかった5人
- ・継続支援中で次回支援予定と近日だった5人
- ・その他2人（内容：近日転出予定で他市に依頼）1人

④要支援者の状況

要支援者 実人数	出生順位 第1子	妊娠中から 継続支援の者	受診後 産後うつ病の診断あり	受診後 産後ケア利用
113人	75人 (66.4%)	67人 (59.3%)	4人 (3.5%)	日帰り型2人 訪問型5人

《考 察》

平成30年4月から産婦健康診査を開始した。要支援者は、産後2週間での受診と第1子の出産が多く、半数以上を妊娠中から支援している。要支援者の82.1%に対し医療機関から連絡を受けてから概ね1週間以内の早期の支援を行った。約3%が産後うつ病の診断を受けており、子育てに自信が持てず相談相手がいない保護者の支援や虐待の早期発見に努めている。課題としては、受診率は上昇したが対象数と受診者数が減っているため、受診しなかった産婦の情報を収集し対策を検討していく。

5. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第 10 条（保健指導）、第 11 条（新生児の訪問指導）、 第 17 条（妊産婦の訪問指導）、 児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（１）妊産婦訪問

《目 的》

母子保健法第 17 条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊娠届出書や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出書より訪問が必要と認められる妊婦
出産後、新生児訪問を受けた産婦で、訪問の結果継続支援が必要と認められた産婦
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実 績》

①実施状況

年度	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)	産婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)
27 年度	1,082	5(8)	4	0	0
28 年度	1,054	26(32)	16	2(4)	2
29 年度	1,035	25(48)	20	3(3)	2
30 年度	922	31(51)	29	※942(959)	365
令和元年度	861	36(70)	34	※878(880)	320

※産婦訪問実（延）人数について、平成 30 年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実（延）人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

《考 察》

妊娠届出にて、特定妊婦と判定された妊婦について、安心・安全に出産できる環境を整えるため、児童青少年課と連携して訪問指導を行っている。また、平成 30 年度からは、産婦健康診査を開始し、産後うつの可能性のある産婦にも早期に新生児訪問を実施するよう努めている。今後も支援が必要な妊産婦に対し、きめ細かい支援を行っていききたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目 的》

母子保健法第11条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第6条に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア. 新生児訪問

- ①対 象 原則として産後28日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子全員
 - ・第2子以降で希望があった者
 - ・妊娠期から継続して支援している者
 - ・医療機関からの訪問依頼があった者
 - ・里帰り中で他市町村から依頼があった者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師

ウ. こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対 象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/令和元年度は18人）
- ②内 容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

《実 績》

① 実施状況

対象者数 a	生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）実施数（実施率）	
	b(b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施（再掲）c(c/b)
898人	889人（99.0%）	835人（93.9%）

※対象数：令和元年度出生数（令和元年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

※令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問の実績も合わせて計上することとする。

② 過去 5 年間の実施状況

(人)

年度	対象者数	訪問数	訪問率(%)	要支援者数(割合)
27 年度	1,150	1,086	94.4	187 (17.2%)
28 年度	992	944	95.2	280 (29.7%)
29 年度	1,031	964	93.5	283 (29.4%)
30 年度	961	957	99.6	381 (39.8%)
令和元年度	898	889	99.0	330 (37.1%)

③ 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)9 点以上で要支援となった割合(人)

要支援者数	E P D S 9 点以上の数	割合
330	58	17.6%

④ こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修会

実施日	参加数	内 容
令和元年 7 月 9 日	12 人	平成 30 年度訪問実績報告、グループワーク「訪問において良かったこと迷ったこと・地域の子育ての実情」
令和 2 年 2 月 5 日	9 人	講演会 「地域の子育てで見る虐待の早期発見について」 講師 千葉県スクールソーシャルワーカー(元佐倉市保育士) 飯野 弥生 氏

《考 察》

生後 4 か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

近年は、高い訪問率を維持しており、乳児家庭全戸訪問事業が市民にも周知されている。妊娠届出時の面接や、妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出や、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることも、訪問率の上昇につながっている要因と思われる。

平成 28 年度に子育て世代包括支援センターが開始してから、妊娠中に地区担当保健師の継続支援となった妊婦について、基本的に生後半年まで継続支援としているため、要支援率は高くなっている。支援理由は、EPDS 高得点者を含む、保護者の不安・負担が多い。今後も、乳児期早期に訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ① 対 象 乳児、幼児とその保護者
- ② 内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③ 従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

①実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
27 年度	51	82	60	86	111	168
28 年度	111	167	67	111	178	278
29 年度	105	157	84	114	189	271
30 年度	108	181	99	146	207	327
令和元年度	147	239	120	175	267	414

《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、育児に関する情報提供や、保護者の育児不安・負担の軽減につなげていきたい。

6. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・ 未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・こどもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（１）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目 的》

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高確率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内 容》

「低体重児の届け出」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方 法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア． 出生体重が2,000g以下
 - イ． ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・ けいれん、運動の異常
 - ・ 体温が摂氏34度以下
 - ・ 強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・ 繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・ 強い黄疸
- ②方 法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
児童青少年課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等
指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実 績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
27年度	1,150	101（8.8％）	32（2.8％）
28年度	992	93（9.4％）	26（2.6％）
29年度	1,031	90（8.7％）	11（1.1％）
30年度	961	80（8.3％）	15（1.6％）
令和元年度	898	90（10.0％）	23（2.6％）

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	低出生体重児数	未熟児養育医療申請件数
佐 倉	12	8
臼 井	15	2
志 津	40	8
根 郷	20	5
和 田	0	0
弥 富	0	0
千代田	3	0
計	90	23

③出生児数の状況（未熟児養育医療該当者）（人）

単胎・多胎の別	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
単 胎	19	19	10	7	18
多 胎	12（6組）	7（3組）	0（0組）	4（2組）	4（2組）
多胎のうちの1人	1	0	1	4	1
計	32	26	11	15	23

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g(低出生体重児)	2,000～ 2,499g(低出生体重児)	計
～27週 (超早産児)	0	0	0	0	0	0
28～33週	0	1	4	4	1	10
34週～36週 (後期早産児)	0	0	2	4	25	31
37週～	0	0	0	4	45	48
計	0	1	6	12	71	90

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

（人）

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体 重児)	500～ 999g(超低 出生体重児)	1,000～ 1,499g(極 低出生体重 児)	1,500～ 1,999g(低 出生体重児)	2,000～ 2,499g(低 出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	0	0	0	0	0	0
28～33 週	0	1	4	5	0	0	10
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	2	5	3	0	10
37 週～	0	0	0	3	0	0	3
計	0	1	6	13	3	0	23

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

（人）

医療機関名	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
東邦大学医療センター 佐倉病院	10	9	4	9	11
東京女子歯科大学附属八千代医療センター	5	8	4	4	5
成田赤十字病院	9	2	2	0	2
船橋中央病院	1	2	0	0	1
千葉大学医学部附属病院	0	0	0	0	1
君津中央病院	2	0	0	0	0
国保旭中央病院	1	0	0	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	1	0	0	0	0
順天堂大学医学部附属浦安病院	1	1	0	0	0
千葉県こども病院	0	1	0	0	0
千葉市立海浜病院	0	1	1	0	1
亀田総合病院	0	0	0	1	0
県外の医療機関	2	2	0	1	2
計	32	26	11	15	23

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。30年度は、新規申請であがった医療機関で集計。

《考 察》

令和元年度の未熟児養育医療の申請件数は、23 件と前年度より 8 件増加している。出生数に占める低出生児数も増加している。未熟児養育医療の該当児を、出生体重の内訳でみると、500 g～1,499 g は 7 人、1,500 g から 2,499 g は 16 人であった。また、多胎で該当になる者が 23 人中 5 人となっている。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3 歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。

今後も早期に対象児の把握や支援介入を行っていく。

（２）未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続きこれを行う。

《内 容》

①対 象 者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者

②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援

③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

《実 績》

①未熟児養育医療訪問状況

(人)

年 度	対象者数	訪問人数(うち養育医療該当)	訪問率 (%)
27 年度	101	92 (20)	91.1
28 年度	93	81 (20)	87.1
29 年度	90	89 (11)	98.9
30 年度	80	75 (13)	93.8
令和元年度	23	14	60.9

※令和元年度より、未熟児養育医療の対象児のみの実績とする。

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和元年度は、訪問率 60.9%である。訪問に至らなかった理由は、入院が長期になることが多く、年度を超えての訪問となることもあるからである。また、当該年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問を一時見合わせた時期があったことも要因とひとつと言える。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい。また、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいて、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、入院中から連絡を取ったり、医療機関をはじめとする他機関と連携を図りサービスの調整を行ったり、退院後早期に訪問指導を行うなどして、今後も母親に寄り添いながら早期支援に努めたい。

7. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・BCGを6か月までに受ける人の割合 101.4% → 100%

《目 的》

母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内 容》

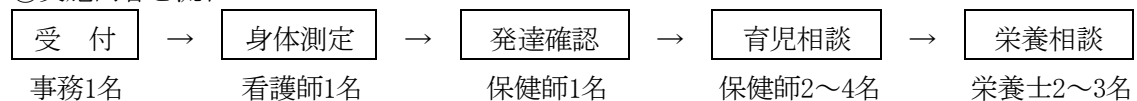
①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 市内3会場にて月1回実施。

（健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター）

※令和元年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月を中止とした。

③実施内容と流れ



④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実 績》

① 年度別来所状況 (人)

年度	対象者数	来所者数	来所率(%)
平成27年度	1,208	1,090	90.2
平成28年度	1,062	958	90.2
平成29年度	1,005	932	92.7
平成30年度	1,047	960	91.7
令和元年度	828	761	91.9

※令和元年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

② 地区別来所状況 (人)

地区	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
佐倉	114	97	85.1
臼井	113	108	95.6
志津	389	357	91.8
根郷	185	171	92.4
和田	2	2	100.0
弥富	2	2	100.0
千代田	23	24	95.8
市全体	828	761	91.9

③相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
761人	577人 (75.8%)	184人 (24.2%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

支援理由	要支援者数 (構成比%)	支援理由	要支援者数 (構成比%)
発育	24 (13.0)	疾患障害	8 (4.3)
保護者の不安・負担	84 (45.7)	虐待ケース	3 (1.6)
育児・生活態度	26 (14.1)	虐待ハイリスク	4 (2.2)
保護者の精神疾患(疑い含む)	19 (10.3)	栄養	3 (1.6)
発達	5 (2.7)	きこえ	0 (0.0)
保護者の体調・疾患	4 (2.2)	その他	3 (1.6)
精検・受診結果確認	1 (0.5)	合計	184(99.8)

⑤地区別支援状況 (人)

地区	来所者数	「支援あり」の数	要支援率(%)
佐倉	97	24	24.7
臼井	108	33	30.6
志津	357	84	23.5
根郷	171	34	19.9
和田	2	1	50.0
弥富	2	1	50.0
千代田	24	7	29.2
市全体	761	184	24.2

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握ができない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業となっている。

本事業は要支援率が例年増加傾向にあり、支援理由としては保護者の不安負担の割合が高い。特に第1子目の保護者は子どもとの関わり方や、離乳食の開始の仕方等の育児知識に乏しい様子が見られ、育児への自信が持てず、不安負担の増加につながっていると考えられる。乳児相談は保護者が適切な情報を知り、育児を行っていくための重要な場となっている。

保護者が身近な相談先として保健センターを頼りながら、自信を持って育児を行うことが出来るように、保護者ごとのニーズに応じた保健指導を実施出来るよう引き続き努めていきたい。

8. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	- 健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 - 幼児の保護者 0.4% → 0% - 小学生の保護者 0.3% → 0% - むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% - 風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合(1歳児) 35.4% → 増加 - おやつの目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目 的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

①対 象 8か月の乳児

②実施回数 健康管理センター：月1回

西部保健センター：月1回

南部保健センター：2か月に1回

※令和元年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月は中止とし、希望者への個別相談を実施した。

③実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による集団指導、個別相談（希望者のみ）

④周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知した。

《実 績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
27年度	1,215	923	76.0
28年度	1,116	841	75.4
29年度	1,017	750	73.7
30年度	1,068	770	72.1
元年度	879	646	73.5

※対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②会場別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	283	192	67.8
西部保健センター	399	305	76.4
南部保健センター	197	149	75.6
合 計	879	646	73.5

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	31	21	37
西部保健センター	46	17	53
南部保健センター	24	7	30
合 計	101	45	120

※個別相談は希望者および、継続支援者のみ

《考 察》

9 か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で、栄養の大部分を食事とるようになる。また食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、歯科衛生士からは乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について、保健師からは事故予防のための知識普及や啓発も行っており、今年度は、風呂場での事故防止に関連した資料を刷新し、最新のデータでの指導を行った。個別相談は来所者の40%以上が希望しており、この月齢の子を持つ保護者の相談ニーズに応じることができた。

こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21(第2次)の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

9. 1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 麻しん予防接種を受ける人の割合 (第 1 期) 94.3% → 100%

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。(計27回)
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月実施予定だった3回分を次年度に延期した。このため、実施回数が予定より少なくなっている。)
医師診察は、市内15協力医療機関で医師診察を実施。
- ③実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版(注)(7項目)の問診
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診) 医師診察
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

《実 績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
27年度	1,192	1,104	92.6	255	23.1
28年度	1,220	1,170	95.9	336	28.7
29年度	1,102	1,031	93.6	292	28.3
30年度	1,058	1,023	96.7	301	29.4
令和元年度	951	907	95.4	307	33.8

※令和元年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別受診状況

地区	対象者数 (人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	139	139	100.0	42
臼井	151	139	92.1	48
志津	437	414	94.7	138
根郷	169	161	95.3	57
和田	10	10	100.0	4
弥富	3	2	66.7	1
千代田	42	42	100.0	17
市全体	951	907	95.4	307

③要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

支援理由	要支援者数	構成比 (%)	支援理由	要支援者数	構成比 (%)
ことば	129	42.0	虐待 虐待ハイリスク	8	2.6
発達	67	21.8	保護者の体調・疾患	5	1.6
保護者の不安・負担	38	12.4	疾患障害	7	2.3
育児・生活態度	22	7.2	栄養	1	0.3
保護者の精神疾患(疑い含)	15	4.9	その他	4	1.3
発育	11	3.6	合計	307	100.0

④歯科健康診査結果 上段 (人) 下段は受診者数に対する割合 (%)

受診者数 (受診率%)	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
904 (95.1)	290	446	448	7	2	1	0	0	44	1	62
	32.1	49.3	49.6	0.8	0.2	0.1	0.0	0.0	4.9	0.1	6.9

・むし歯罹患率 0.3% ・1人平均むし歯本数 0.02本

(備考) 歯科健診未受診 3人。

※歯科健康診査 結果判定の分類

O1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

O2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

O3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの

A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)

B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果 (人) 令和2年6月30日現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率 (%)	医師診察結果 (内訳)				
			異常なし	経過観察	要治療	その他(治療中など)	精密健康診査
907	757	83.5	725	23	2	0	7

⑥精密健康診査結果 (人)

令和2年6月30日現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
7	6	0	5	1	0

*診断確定の内訳：停留精巣・睾丸2、臍ヘルニア3

《考 察》

3月実施予定だった集団健康診査が、新型コロナウイルス感染拡大により次年度に延期し、3月の未受診勧奨対象者に受診勧奨ができなかったため、受診率は若干低下した。

また、問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、保健師が面接した結果、ことばや発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者を必要な支援につなげているが、「ことばや発達」、「虐待・虐待ハイリスク」で支援が必要となる方の割合は年々増加している。保健師と言語聴覚士が子育て支援の観点から連携して支援ができるよう、職員の研修会等を行なう必要がある。

個別医師診察の受診率は、昨年度に比べて低下した。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが受診率低下の要因になっていると考えられる。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じると共に、国の動向を見ながら1歳6か月児診査を実施していきたい。

※指導の乳幼児自閉症チェックリスト (M-CHAT) 短縮版について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん (お父さん) に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん (お父さん) が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん (お父さん) のすることをまねしますか
- (6)お母さん (お父さん) が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん (お父さん) の顔を見て反応を確かめますか

10. 3 歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 麻しん予防接種を受ける人の割合（第 1 期） 94.3% → 100%

《目 的》

母子保健法第 12 条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である 3 歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ① 対 象 3 歳 6 か月を超え 4 歳に満たない児
- ② 実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月 1 回、南部保健センターにおいて 2 か月に 1 回実施。（計 27 回）
（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3 月実施予定だった 3 回分を次年度に延期した。このため、実施回数が予定より少なくなっている。）医師診察は、市内 14 協力医療機関で医師診察を実施。
- ③ 実施内容（集団健診）全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、育児相談
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））（注）
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次検査、眼科二次健診、尿二次検査
（個別健診）医師診察
- ④ 周知方法 3 歳 6 か月に達した幼児全員に個別通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

《実 績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援者率(%)
27 年度	1,329	1,176	88.5	209	17.8
28 年度	1,289	1,138	88.3	192	16.9
29 年度	1,260	1,140	90.5	192	16.8
30 年度	1,283	1,182	92.1	200	16.9
令和元年度	1,059	961	90.7	176	18.3

※令和元年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	153	116	75.8	22
臼井	177	155	87.6	26
志津	488	467	95.7	78
根郷	169	163	96.4	27
和田	5	4	80.0	0
弥富	4	4	100.0	0
千代田	63	52	82.5	7
市全体	1,059	961	90.7	160

③要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

支援理由	要支援者数	構成比(%)	支援理由	要支援者数	構成比(%)
ことば	77	48.1	虐待・虐待ハイリスク	7	4.4
発達	32	20.0	栄養	1	0.6
保護者の不安・負担	23	14.4	その他	2	1.3
保護者の精神疾患(疑い含む)	10	6.3	合 計	160	100.1
育児・生活態度	8	5.0			

④尿検査結果

検査数 (人)	有所見数 (人)	有所見率 (%)	有所見内訳(延人数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
861	26	3.0	0	15	12	27

⑤歯科健康診査結果 上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定 ※							不正 咬合	軟組織 異常	その他 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型			
951	23	717	97	32	75	25	0	5	87	0	21
(89.8)	2.4	75.4	10.2	3.4	7.9	2.6	0.0	0.5	9.1	0.0	2.2

・むし歯罹患率 11.0% ・1人平均むし歯数 0.36本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診 10人未受診。

⑥医師診察結果(人) 令和2年6月30日現在

集団 健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	経過 観察	要治療	その他 (治療中など)	精密 健康診査
961	737	76.7	711	13	6	0	7

⑦精密健康診査実施状況（人）

令和2年6月30日現在

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	5	5	3	1	1	0
眼科二次	28	18	0	8	10	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	7	5	1	3	1	0
計	40	28	4	12	12	0

＊診断確定の内訳

尿二次：無症候性血尿1人

眼科二次：遠視性乱視6人、屈折性弱視2人

医師診察：遠視性乱視2人、遠視・不同視弱視1人

《考 察》

3月実施予定だった集団健康診査が、新型コロナウイルス感染拡大により次年度に延期し、3月の未受診勧奨対象者に受診勧奨ができなかったため、受診率は若干低下した。

また、問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、保健師が面接した結果、ことばや発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者を必要な支援につなげているが、「ことばや発達」、「虐待・虐待ハイリスク」で支援が必要となる方の割合は年々増加している。1歳6か月児健康診査と同様に、保健師と言語聴覚士が子育て支援の観点から連携して支援ができるよう、職員の研修会等を継続的に行なう必要がある。

個別医師診察の受診率は、昨年度に比べて低下している。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが受診率低下の要因になっていると考えられる。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じると共に、国の動向を見ながら3歳児健康診査を実施していきたい。

※発達チェック項目

＜了解＞

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

＜図形模写＞

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書いたりするときの基本的な力を見るもの。

＜同図形発見＞

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

11. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・むし歯のない3歳児の増加 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年55回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月は中止した。
- ③実施内容 歯科健診 → フッ素塗布・歯垢の染め出し（希望者）
→言語聴覚士・保健師・栄養士 の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
平成27年度	3,836	2,861	74.6
平成28年度	3,725	2,753	73.9
平成29年度	3,698	2,830	76.5
平成30年度	3,413	2,566	75.2
令和元年度	2,988	2,186	73.2

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	1,017	762	74.9
西部保健センター	1,461	1,056	72.3
南部保健センター	510	368	72.2

③地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	417	295	70.7
臼井	440	308	70.0
志津	1,451	1,098	75.7
根郷	475	328	69.1
和田	14	12	85.7
弥富	17	13	76.5
千代田	174	132	75.9

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳	998	764	76.6	3	744	9	8	0	0	0	690(90.3)
2歳6か月	982	725	73.8	3	675	23	20	3	0	1	645(89.0)
3歳	1,008	697	69.1	2	637	22	25	9	0	2	633(90.8)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数 (人)	要支援者(人)
2歳	66	38
2歳6か月	48	28
3歳	31	11
合計	145	77

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談 (人)	栄養士相談 (人)
健康管理センター	60	30
西部保健センター	116	45
南部保健センター	36	19
合計	212	94

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は89.0%（3歳6か月児健診結果）であり、毎年増加している。フッ化物は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、啓発していく必要がある。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月を中止した。家庭で低濃度のフッ化物応用を行うことで、むし歯予防効果が高めるため、フッ化物配合歯みがき剤等の使用方法やかかりつけ歯科医院での受診について、啓発していきたい。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の相談者数は145人で、そのうち77人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。また、保健師相談は212人、栄養士相談は94人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

12. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%

《目 的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内 容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回（年12回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月を中止した。

《実 績》

① 利用状況 (件)

年度	実数	延数
平成27年度	24	31
平成28年度	27	35
平成29年度	19	30
平成30年度	23	26
令和元年度	19	21

② 地区別利用状況 (件)

地区	実数
佐倉	2
臼井	4
志津	11
根郷	2
和田	0
弥富	0
千代田	0
計	19

③ 相談経路別利用状況 (件)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	1	幼児歯科健診	0
電話相談	8	新生児訪問	0
ことばの相談室	9	他機関からの紹介	0
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1.6 健診	1	その他	0
3 歳児健診	0	計	19

④年齢別相談内容（実数）

（件）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	1	0	0	0	0	0	1
6 か月～1 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
1～2 歳未満	3	1	0	0	0	1	5
2～3 歳未満	1	3	2	0	1	0	7
3～4 歳未満	0	0	2	0	0	1	3
4～5 歳未満	0	0	1	0	2	1	4
5 歳以上	0	0	1	0	0	0	1
計	5	4	6	0	3	3	21

相談内容その他：歩き方について 3件

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）

（件）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他（※）
運動発達	5	0	5	5	0	0	0
言語発達	4	2	2	0	2	0	0
社会性の発達	6	3	3	0	2	0	1
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
多動	3	1	2	0	2	0	0
その他	3	0	3	1	1	0	1
計	21	6	15	6	7	0	2

※「その他」は、すすく発達相談後の経過を母子保健事業で観察することとなった者の数。

《考 察》

すすく発達相談では、相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的視点で児の発達支援を行っている。また専門職に相談が出来ることで、保護者の安心につながることが出来ている。

相談利用者年齢、相談内容は、2歳未満は運動発達、2歳以降は社会性の発達についての相談が多い。社会性の発達については、ことばと発達の相談室から利用につながるケースが多く、保護者が児の発達についての不安や育児負担感を相談する様子が見られる。児の発達に合わせて、保護者が相談機関や医療機関を利用しながら育児を行うことが出来るよう、支援を行うことが重要になる。事業では、事前・事後カンファレンスにて児の発達の状況や、保護者の育児状況について専門職間で情報共有を行うことが出来ている。引き続き専門職内の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていききたい。

13. ことばと発達相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方 法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談を実施。新型コロナウイルス感染防止対策として、令和2年3月は面接相談を縮小した。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、必要に応じて助言及び指導を行う。1回30分から45分間程度。医学的診断等や療育を必要とする場合は、他機関を紹介する。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別利用者数 (人)

年 度	実 数	延 数	新規申込者数	終了者数
平成27年度	564	2,895	204	200
平成28年度	549	3,060	193	230
平成29年度	509	2,588	184	231
平成30年度	502	2,725	212	185
令和元年度	526	2,578	242	164

② 地区別利用者数 (人)

地 区	実 数	割合 (%)
佐 倉	61	11.6
臼 井	92	17.5
志 津	264	50.2
根 郷	78	14.8
和 田	1	0.2
弥 富	1	0.2
千代田	29	5.5
合 計	526	100.0

③ 利用者の経路 (人)

経 路	実 数	割合 (%)
1歳6か月児健康診査	37	7.0
3歳児健康診査	109	20.7
5歳児子育て相談	37	7.0
すくすく発達相談	8	1.5
幼児歯科健診	101	19.2
電 話 相 談	176	33.5
再 相 談	11	2.1
そ の 他	47	8.9
合 計	526	99.9

④ 利用者の相談内容 (件)

相談内容	延件数	実数に対する割合 (%)
ことばの発達	358	68.1
行動面	93	17.7
対人面、社会性	98	18.6
学習面	1	0.2
発音	61	11.6
きこえ	5	1.0
吃音	25	4.8
視知覚認知	28	5.3
発達のばらつき	45	8.6
その他	11	2.1

*1人に対して複数の相談内容を持っている場合がある。

*「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るのに必要な基礎的な能力。

⑥利用者の相談結果

相談結果	実数	割合 (%)
*継続	336	63.9
*経過観察	26	4.9
終了	164	31.2
合計	526	100.0

*「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談をして継続支援になったものが含まれる。

*「経過観察」には、発音や吃音、発達ですぐに継続支援が必要でないもの等が含まれる。

⑤ 年齢別利用者数 (人)

年齢	実数	割合 (%)
0歳児	2	0.4
1歳児	57	10.8
2歳児	71	13.5
3歳児	134	25.5
4歳児	120	22.8
5歳児	142	27.0
合計	526	100.0

⑦ 終了者の終了理由

(人)

終了理由	終了者数
改善	18
問題なし	4
保護者の希望なし	12
他機関を利用	1
就学	113
転出	16
その他	0
合計	164

《考 察》

令和元年度の本事業の利用者数は 526 人であった。3 月は新型コロナウイルスの感染防止対策として新規申込み者の面接相談を中止していたにもかかわらず、年間の利用者実数は増加した。利用者は、1歳6か月健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診といった健診等からの経路が5割を超え、昨年度に比べ増加しており、定期の母子保健事業が発達支援につながるきっかけ作りを担えていると考える。

相談内容の傾向としては行動面、視知覚認知に関する相談が増えている。3月の面接相談を縮小期間中に、利用者へ電話相談を実施したところ、子どもの問題行動に対して保護者の育児負担感が増すケースがあった。発達の問題自体は短期間に改善されるものではないことや環境の変化が発達に問題を持つ子どもにとって大きな影響を与えることもあることから、保護者に対しても継続的な支援が必要と考える。

今後、不安や負担感の強い保護者に対して現段階として家庭でどのようなことに取り組めるのか、日々の過ごし方について具体的な対応を提示していくとともに、引き続き円滑な就学に向けて必要な支援を行っていく。

14. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

（1）たんぽぽグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内 容》

- ①対 象 ことばと発達の相談室において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・ Aグループ：1 歳 6 か月から 2 歳児
 - ・ Bグループ：2 歳 6 か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方 法 ・各グループ毎月 1 回、健康管理センターにて実施。Bグループについては、参加者数の不足により令和元年 4 月～7 月分を中止とした。また、新型コロナウイルス感染予防のため、令和 2 年 3 月分については両グループとも中止とした。
- ・ 1 回の開催につき、定員 20 組。
- ③実施内容 ・ Aグループ：自由遊び、ミニ講座、遊びの紹介、個別面接、事後検討会
- ・ Bグループ：自由遊び、集団活動（親子での体操、手遊び、制作等）、個別面接、事後検討会
- ④参加期間 各グループ最長で 1 年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時 Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）

《実 績》

①たんぽぽグループ 年度別参加組数 (組)

年 度	Aグループ		Bグループ	
	実 数	延 数	実 数	延 数
平成 27 年度	—	—	15	95
平成 28 年度	—	—	16	91
平成 29 年度	17	106	19	118
平成 30 年度	21	86	17	98
令和元年度	22	93	5	23

《考 察》

たんぽぽグループについては、1歳からの早期支援が可能なAグループを平成29年度に増設し、令和元年度で開始から3年が経過した。例年20組前後の親子が利用しており、今年度は毎月8～10組程度の親子が参加していた。保護者向けの講座においては、前月の内容について家庭で実践したことを聴取することで、連続性をもった支援の提供に努めた。また、保護者の育児に対する不安を軽減し自信を高めるために、家庭内での困りごとや良い取り組みをグループ内で共有する時間や、職員が子どもへの関わり方について助言する時間を十分に確保するようにした。

幼稚園等への就園準備を主な目的としているBグループについては、年度開始当初は利用希望者が1組と少なかったため、希望者が3組となった8月から実施した。利用希望者の減少には、保育園児の増加や幼稚園入園の低年齢化など社会的な背景も影響していると思われるが、正確には令和2年度以降の利用者の推移をみながら分析を行う必要がある。今年度の8月以降の利用者に対しては、3～5組という小規模なグループでの活動であったことで、より手厚い支援を行うことが可能となり、利用者の感想も概ね好評であった。

令和2年度は、感染症対策を講じながら、親子や幼い子ども同士が交流することのできるプログラムを提供することが課題になると考える。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- | | |
|--------|---|
| ①対 象 者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none">・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児・5歳児（年長児）・保育園、幼稚園などの集団に所属している児・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児 |
| ②方 法 | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施。新型コロナウイルス感染予防のため、令和2年3月分については全グループ中止とした。 <ul style="list-style-type: none">・1グループ定員5人とし、令和元年度は3グループを編成。 |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有 |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能） |
| ⑤担当職種 | 言語聴覚士 |

《実 績》

①ひまわりグループ 年度別参加組数 (組)

年 度	実 数	延 数
平成 27 年度	19	162
平成 28 年度	16	130
平成 29 年度	15	127
平成 30 年度	15	127
令和元年度	15	147

《考 察》

令和元年度のひまわりグループは、3 グループ編成し、活動内容としては、グループ内での発表やゲーム、制作、話し合い等を実施した。参加した子どもたちはそれらの活動を通して、自分の意見を相手に伝えることや相手の意見を聞くこと、グループの仲間と協力して活動すること、時間や手順を守って作業を行うこと等の練習を行った。また保護者には、活動の様子を観察しながら子どもの良い行動を具体的に書き出してもらうことで、子どもの様子について客観的に把握する方法や、良い行動を見つけてほめることの重要性について知る機会を提供した。

令和2年度については、たんぼぼグループ同様、感染症対策を十分に講じながらも集団活動の意義を損なわないプログラムを提供することが課題になると考える。

15. 5 歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

5 歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内 容》

①対 象 5 歳を迎える児及びその保護者

②方 法 〈面接相談〉会場：健康管理センター、西部保健センター

実施月：令和元年 5 月～令和 2 年 3 月

8 月のみ 2 回、その他の月は 1 回ずつ実施（年間 12 回）

1 回の相談日につき、3 人まで

〈電話相談〉会場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時受付

③実施内容 予約制の面接相談を実施。保護者聴取と発達状況を確認する簡易的な検査を行い、結果に応じて保護者に助言を行う。利用は 1 人につき 1 回限りで、時間は 30 分程度。継続的な支援を必要とする場合は、「ことばと発達の相談室」等を勧奨する。

実施日に来所できない場合等は、電話相談で応じる。

④周知方法 対象児全員に「5 歳児子育て相談のお知らせ」を送付、市のホームページに掲載
市内保育園・幼稚園にポスター掲示

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

①年度別利用者数

（人）

年度	実 数	要支援者数	終了者数
平成 28 年度	11	11	0
平成 29 年度	21	18	3
平成 30 年度	30	23	7
令和 元 年度	42	29	13

※終了者 13 名には、発音で経過観察の児 5 人、電話相談の内容から面接相談の予約を取ったが来所しなかった児 4 人を含む。

②利用者の相談方法

（人）

相 談 方 法	実 数
面接相談	27
電話相談	15

③利用者の相談内容

（人）

相 談 内 容	延 数
ことばの発達	10
対人面、社会性	8
行動面	11
発音	8
読み・書き	2
視知覚認知	3
吃音	2
発達のばらつき	3
その他	4
問題なし	2

※相談内容は、1 人の利用者に対して複数選択可能

《考 察》

本事業は、平成 28 年度から実施しており、利用者は年々増加傾向にある。令和元年度は、さらなる利用者の増加を目的に案内文を見直し、「発達の問題から就学後に起こり得る問題、またそれに対する支援の方法」に内容を変えたことにより、保護者が児の現在の問題について見通しを持って考える機会となり相談件数が増えたと思われる。

5 歳児子育て相談の第一の目的は、対人関係の弱さ、行動面の問題、読み書きの遅れを発見し支援につなげることであるが、これらについても発音の誤り、ことばの発達の遅れに続き多い相談内容となり、目的を達成しつつあると考えられる。

ことばの発達の遅れについては、本来 3 歳児健診からの早期支援が必要であるが、3 歳児健診では支援につながらず、5 歳児子育て相談で支援につながった児も多く、3 歳児健診の精度管理や 3 歳児健診でことばの遅れがあるにもかかわらず希望がなく支援につながらなかった児への対応方法を検討していかなければならないと考えられる。

終了となった児の中には、電話相談の結果から面接相談の必要性があると考えられ、5 歳児子育て相談やことばと発達の相談室の予約を取ったが、前日や当日にキャンセルとなった児が含まれ、本来支援が必要であるにも関わらず相談につながらない児への対応の難しさもあった。

16. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（１）保健センターでの健康教育

《内 容》

◆happy mama style（ハッピー・ママ・スタイル）

- ① 対 象 者：20歳前後で妊娠・出産した母と就学前までの乳幼児
- ② 会 場：健康管理センター、西部保健センター、志津北部子育て世代包括支援センター
- ③ 内 容：年4回 毎回テーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、
対象者へ個別通知（電子メール、手紙送付）

※令和元年度より、対象年齢を20歳未満から20歳前後に変更。志津地区の会場を追加し、開催回数は年12回から年4回となっている。

◆beans circle（ビーンズ・サークル）

- ① 対 象 者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 会 場：西部保健センター
- ③ 内 容：毎月1回（年間12回）開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響で3月は中止。月毎にテーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、ポスター、妊娠届出時や新生児訪問時にリーフレット配布

◆Tiny angel（タイニー・エンジェル）

- ① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者（未熟児養育医療該当）
- ② 会 場：西部保健センター
- ③ 内 容：年1回 講演会・交流会開催

【令和元年度 実施内容】

日 時：令和元年10月4日（金） 10:00 ～ 12:00

講 師：LAVA ヨガインストラクター 平山 和菜氏

講演内容：ママのリラックス・リフレッシュを目的としたママヨガの実施

交流会：意見交換や質疑応答を実施。

- ④ 周知方法：対象者へ個別通知

《実 績》

①参加人数（延）

（人）

実施会場	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
happy mama style	97	74	35	12	21
beans circle	287	332	186	198	98
Tiny angel	21	9	14	18	8
合計	405	415	235	228	127

（2）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。
今年度依頼があったのは、以下のとおり。

佐倉地区：佐倉老幼の館、佐倉市ヤングプラザ

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：北志津児童センター「教えてタイム」、志津児童センター「ちびっこ広場」「赤ちゃん広場」、ユーカリハローキッズ、子育て応援さくら会

根郷地区：南部児童センター「ゆりかごタイム」「さくらんぼちゃんタイム」
根郷公民館

和田地区：和田地区子育て支援サークル「ママのほっとタイム」、和田公民館

弥富地区：弥富公民館

千代田地区：千代田地区社会福祉協議会「ひよこの会」

《実 績》

①実施状況

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
佐倉	6 回	265 人	10 回	247 人	10 回	185 人	7 回	227 人	8 回	173 人
臼井	4 回	72 人	2 回	84 人	2 回	53 人	2 回	25 人	2 回	47 人
志津	12 回	325 人	12 回	358 人	12 回	364 人	17 回	478 人	11 回	208 人
根郷	7 回	311 人	4 回	174 人	4 回	228 人	8 回	260 人	6 回	197 人
和田	3 回	58 人	1 回	5 人	0 回	0 人	3 回	35 人	2 回	32 人
弥富	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 回	13 人
千代田	3 回	72 人	3 回	54 人	3 回	68 人	3 回	57 人	3 回	33 人
全市	35 回	1,103 人	32 回	922 人	31 回	898 人	40 回	1,082 人	33 回	703 人

（3）女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施を予定していたが、令和元年度は豪雨により中止。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所で「妊娠力向上」に関するパネルの展示やリーフレットの配布を実施。
- ・その他、成人式での啓発リーフレットの配布、こうほう佐倉での記事掲載など。

《実 績》

- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,450 枚
- ・啓発コーナーの設置：2 回
- ・こうほう佐倉での記事掲載：1 回

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：保育園・幼稚園児
- ② 方 法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園31園、幼稚園8園において実施
- ③ 内 容：人形劇「ケロタンと歯の汚れの実験」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実 績》

①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
平成 27 年度	1,044	759	1,803
平成 28 年度	1,060	1,048	2,108
平成 29 年度	1,035	801	1,836
平成 30 年度	1,205	750	1,955
令和元年度	1,167	718	1,885

(5) 健康教育に伴う健康相談

《内 容》

健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

《実 績》

①年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
平成 27 年度	10	64	62	31	167
平成 28 年度	5	73	87	22	187
平成 29 年度	2	52	69	29	152
平成 30 年度	0	81	37	14	132
令和元年度	8	99	64	26	197

《考 察》

若年で出産した親や多胎児の親、低出生で生まれた児の親を対象に、保健センターで健康教育を実施しており、共通の思いを抱えている者同士で交流を図り、専門職に気軽に相談を行うための重要な場となっている。経年的に参加者が減少傾向であるが、ハッピー・ママ・スタイルでは令和元年度より、対象の年齢を拡大し、志津地区での開催を行ったことで、開催数を減らしたものの、参加人数は増加している。参加者のニーズに合わせて開催形態を検討していき、悩みを抱えた母子にとって保健センターが身近な相談場所、また他の母子との交流の場所となり、不安負担を軽減しながら育児を行うことが出来るよう引き続き努めていく必要がある。

女性の健康づくり教育では、令和元年度は啓発ブースの出店が中止になったため、対象者と対面しての健康教育の実施を行うことが出来なかった。女性の健康づくり教育は若い女性を対象としており、妊娠出産前に保健センターや専門職を知ってもらうことが出来る場となっている。知識普及を行うことと合わせて、後に妊娠出産を迎える対象者に自身の健康や育児について相談出来る場として保健センターを認識してもらえよう、健康教育の実施場所、内容を検討していきたい。

17. 母子保健事業未受診者勧奨事業

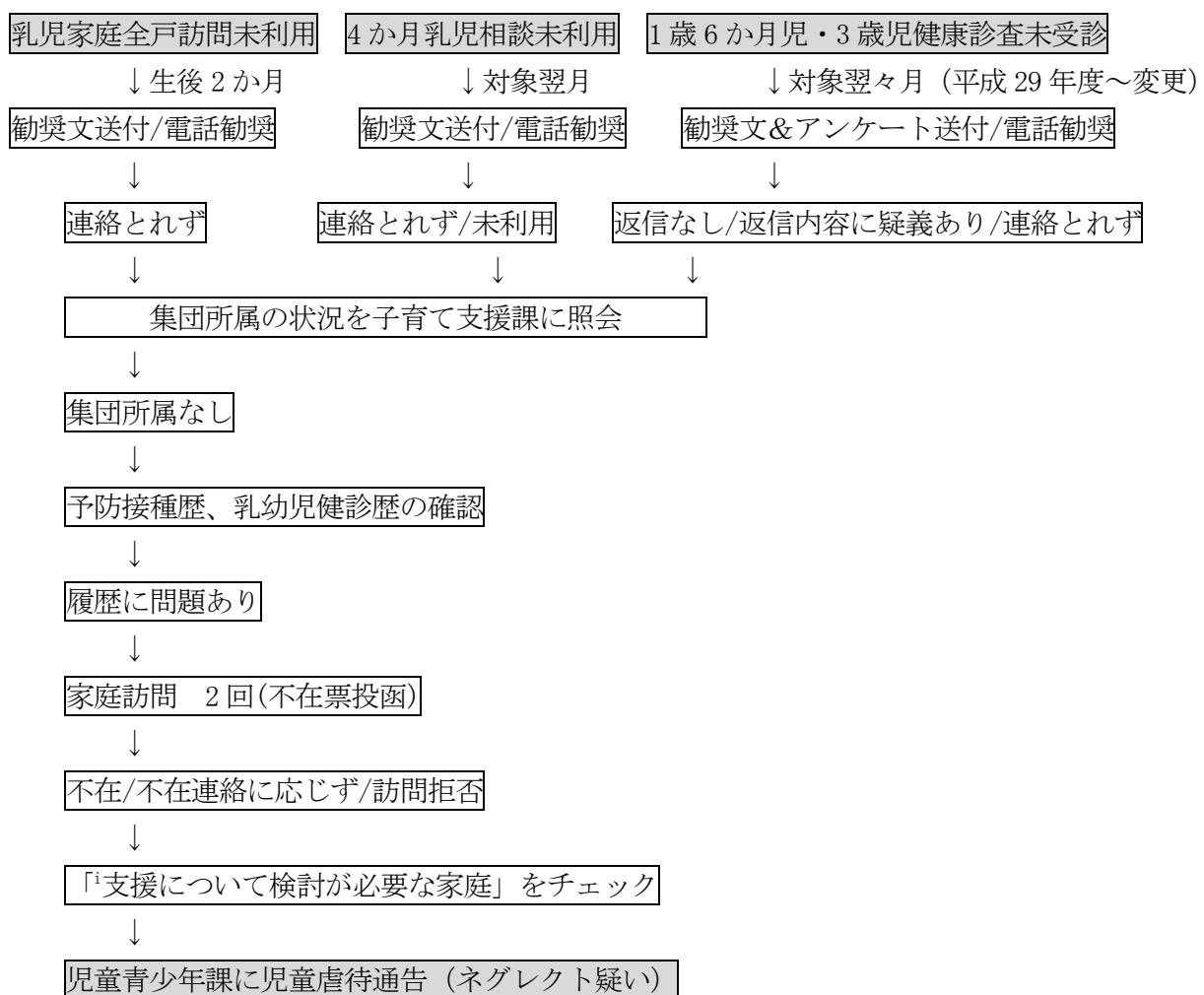
根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内 容》

事業の流れ



《実 績》

① 令和元年度事業別実施状況 (人) 令和2年6月1日現在

事業名	勧奨実施数	保健師訪問数	児童虐待 通告数	勧奨後受診した人数 (割合%)
全戸訪問	76	2	0	61 (80.2%)
乳児相談	126	9	0	63 (50.0%)
1歳6か月児健診	92	2	0	49 (53.2%)
3歳児健診	220	5	2	103 (46.8%)
合計	514	18	2	276 (53.6%)

*前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

*「保健師訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勧奨文送付・電話勧奨実施結果

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨文送付・電話勧奨の結果把握できた未受診の理由							コロナ感染拡大防止の為 勧奨できなかった者	期限内(勧奨文送付から1 か月以内)に把握できな かった者
		今後受診(訪問)予定	医療機関・前住地で 受診済	受けたので必要ない	必要ないので受けな い(保育園・幼稚園で 受けた)	拒否(受診できない (仕事で忙しい・交通 手段がない等)	市外・海外居住	里帰り	転出	その他(継続支援中・ 伝言のみ等)
全戸訪問	76	57	0	2	0	2	3	9	0	3
乳児相談	126	62	5	0	11	3	0	26	10	9
1歳6か月児健診	92	50	7	0	9	1	1	10	8	6
3歳児健診	220	132	6	3	8	6	1	25	27	12
合計	514	301	18	5	28	12	5	70	45	30

③「期限内(勧奨文送付から1か月以内)に把握できなかった者」の把握結果

(人)

事業名	期限内(勸奨文送付から月以内)に把握できなかった者	把握した数(a+b)	把握した数の内訳							未把握の数
			a. 訪問で把握した数			b. 訪問以外で把握した数				
			訪問後の判定		文書、電話、面接、健診、相談、支援・予防接種歴、他機関からの情報等	把握経路				
			継続支援なし	継続支援あり		属情報	子育て支援課からの集団所	握 少年課等で把握	通告後、児童青少年課等	
全戸訪問	3	3	0	0	0	3	3	0	0	0
乳児相談	9	9	2	2	0	7	7	0	0	0
1歳6か月児健診	6	5	0	0	0	5	2	3	0	1
3歳児健診	12	9	1	1	0	8	2	5	1	3
合計	30	26	3	3	0	23	14	8	1	4

《考 察》

今年度は、コロナウィルス感染症拡大予防のため事業を中止・延期した影響もあり、勸奨が実施できなかった者、勸奨後の状況が未把握の者も数名見られた。未把握者については令和2年度に引継ぎ、引き続き状況把握に努めたい。また、幼児健診の対象者、特に3歳児健診の対象者については、保育園・幼稚園等の所属ができ、他所属からの情報提供により家庭状況を把握することができる。今後も、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていく。

i 「支援について検討が必要な家庭」

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知）から引用

2-（1）乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に否定的な家庭、勸奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勸奨に応じるものの虐待発生リスクが高いと考えられる家庭（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」において死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中・高校生の割合 78.0% →増加 ・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生の割合 84.5～98.5% →増加 ・避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 85.3% →増加 女子 91.2% →増加 ・性感染症を正確に知っている高校生の割合 9.5～93.9% →増加 ・性についてオープンに話せる家庭の割合 31.6% →増加 ・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の割合 幼児保護者 40.3% →増加 小学生保護者 48.8% →増加 ・自己肯定感を持てる中・高校生の割合 男子 50.6% →増加 女子 43.8% →増加 ・育児に関して肯定的な意見を持つ中・高校生の割合 男子 67.8% →増加 女子 75.2% →増加

《目 的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、飲酒や喫煙、いじめや不登校、望まない妊娠等、思春期における問題は本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる健康問題や次世代へ悪影響を及ぼすと言われているため、家庭・学校・地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通して、課題の共有と情報の提供を行う。

《内 容》

- ①養護教諭研修会への参加
- ②保健授業の協働実施
- ③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し、健康教育

《実 績》

- ①養護教諭研修会への参加

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
5 回	5 回	3 回	3 回	4 回

②保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校 (総数)
27年度	小学2年生	おへそのひみつ	102	68	181/3校
	小学4年生	生命誕生	79	14	
28年度	小学2年生	おへそのひみつ	105	89	230/4校
	小学4年生	生命誕生	125	7	
29年度	小学2年生	おへそのひみつ	162	118	195/4校
	小学4年生	生命誕生	33	8	
30年度	小学2年生	おへそのひみつ	126	95	168/4校
	小学4年生	生命誕生	42	20	
令和元年度	小学2年生	おへそのひみつ	153	133	207/4校
	小学4年生	生命誕生	54	12	

③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し

ア. 沐浴人形

市内小学校3校、中学校10校の計13校、延べ16回

イ. 妊婦ジャケット

市内小学校1校、中学校9校の計10校、延べ14回

④健康教育の実施

市内中学校1校の教育ミニ集会で佐倉市の思春期保健の取り組みについて講話

参加者数：地域住民 14人

《考 察》

市内4か所の小学校において、小学2年生と4年生の児童と保護者を対象に保健事業の協働実施を行った。授業を通して児童が行った、周囲の人へのインタビューでは、「嬉しかった」「今まで知らなかったから知ることができてよかった」「大切に育てられたことがわかった」という言葉が聞かれた。単なる性教育ではなく、児童の自己肯定感を育むきっかけづくりとなる「生」教育として、今後も協働授業を展開していきたい。協働授業の実施校が志津地区に集中しているため、今後も養護教諭研修会で周知しながら、市内全域の小学校での授業展開を目指していきたい。

中学校で実施している子育て理解講座では、妊婦ジャケットや赤ちゃん人形を用いることで、妊婦の気持ちや子どもを持つ家庭に対して、どのようなことができるのかを理解する一助になっていたと考える。

今後も引き続き養護教諭研修会にて情報や課題の共有を行いながら、命の大切さや自己肯定感等を育む機会づくりをしていきたい。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ B C G を 1 歳までに受ける人の割合 101.4% → 100% ・ 1 歳 6 か月までに四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）の予防接種（1 期初回）を終了している人の割合 97.2% → 増加 ・ 1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目 的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす 1 つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることが必要である。

《予防接種実施時期》

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日（実施日時については、各医療機関が定める）

※高齢者インフルエンザは、令和元年 10 月 1 日から令和元年 12 月 31 日

《予防接種実施場所》

- ・市内の 76 個別予防接種協力医療機関（令和 2 年 3 月末時点）

※医療機関により実施している予防接種の種類が異なる。

- ・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

- ・出生届出又は転入届出後、予防接種の予診票つづり又は予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

学童

- ・対象となる年齢の誕生月の末日に予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

※子宮頸がん予防接種については、予診票の自動発送はせず、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明した上で予診票を発行。

高齢者

- ・65 歳以上の対象者に、予診票等を個別通知。
- ・60～64 歳の対象者のうち希望者には健康増進課に連絡をもらい、予診票を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

成人

- ・昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性に、風しん抗体検査・予防接種クーポン券を個別通知。
- ・昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日生まれの男性には次年度以降に通知予定だが、希望があればクーポン券を発行。

《普及啓発概要》

【個別通知】

	対象者	内容	時期	回数
予診票等発行 (52 回)	出生者	予診票つづりと案内文	毎月	12
	転入者	予診票と案内文	随時	
	日本脳炎 2 期 対象者 (9 歳)	日本脳炎 2 期予診票と案内文	毎月	12
	二種混合 対象者 (11 歳)	二種混合予診票と案内文	毎月	12
	高齢者インフルエンザ 対象者 (満 65 歳以上)	予診票と案内文	9 月～ 12 月	13 (55, 587 通)
	高齢者肺炎球菌 対象者 (年度内に 65 歳になる方)	予診票と案内文	4 月	1 (2, 367 通)
	(年度内に 70 歳・75 歳・ 80 歳・85 歳・90 歳・95 歳、 100 歳以上になる方)	案内文	4 月	1 (4, 236 通)
	風しんの追加的対策 対象者 (昭和 47 年 4 月 2 日～ 昭和 54 年 4 月 1 日生まれ の男性)	風しん抗体検査・予防接種クーポン 券と案内文	5 月	1 (8, 989 通)

	対象者	内容	時期	回数
接種等勧奨 (103 回)	麻疹風しん (MR) 2 期 未接種者 (平成 25 年 4 月 2 日～ 平成 26 年 4 月 1 日生まれ)	麻疹風しん (MR) 2 期勧奨 ハガキ	6 月 12 月	2 (1, 113 通) (367 通)
	日本脳炎 未接種者 (平成 13 年 4 月 2 日～ 平成 14 年 4 月 1 日生まれ)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	7 月	1 (955 通)
	(平成 19 年 4 月 2 日～ 平成 20 年 3 月 31 日生まれ)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	7 月～ 3 月	10 (633 通)
	二種混合 未接種者 (平成 19 年 6 月 1 日～ 平成 20 年 3 月 31 日生まれ)	二種混合勧奨ハガキ	7 月～ 3 月	10 (675 通)
	高齢者肺炎球菌 未接種者 (年度内に 65 歳になる方)	高齢者肺炎球菌お知らせハガキ	1 月	1 (1, 703 通)

風しんの追加的対策 抗体検査 未実施者 (昭和 47 年 4 月 2 日～ 昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性)	風しん抗体検査・予防接種勧奨 ハガキ	3 月	1 (7576 通)
予防接種 未接種者 (昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性のうち、抗 体検査結果が定期接種対象の方)	麻疹風しん (MR) 5 期勧奨 ハガキ	2 月	1 (115 通)
1 歳児	麻疹風しん (MR) 1 期、水 痘の接種勧奨ハガキ ※おたふくかぜワクチン接種費 用一部助成制度についても記載	毎月	12
4 か月乳児相談 対象者	B C G の案内文 (案内文に同封)	毎月	12
もぐもぐ教室 (8 か月) 対象者	B C G の案内文 (案内文に同封)	毎月	12
1 歳 6 か月児健診 対象者	麻疹風しん (MR) 1 期と水 痘の案内文 (問診票に同封)	4 月～ 2 月	11
2 歳半幼児歯科健診 対象者	水痘の案内文 (問診票に同封)	4 月～ 2 月	11
3 歳幼児歯科健診 対象者	日本脳炎の案内文 (問診票に同封)	4 月～ 2 月	11
4 か月乳児相談 未受所者	案内文に B C G について記載	4 月～ 2 月	11
4 か月乳児相談、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診 来所者	保健師相談において未接種者へ 勧奨	4 月～ 2 月	87

【広報紙・ポスター・ホームページ他】

種類	内容
麻疹風しん (MR) 予防接種	・ こうほう佐倉に掲載 (3 回) ・ ポスターを、市内保育施設 (36)、市内幼稚園 (13) に掲示 ・ ホームページに掲載
日本脳炎予防接種	・ こうほう佐倉に掲載 (1 回) ・ ホームページに掲載
高齢者インフルエンザ 予防接種	・ こうほう佐倉に掲載 (3 回) ・ ポスターを市内協力医療機関 (78) に掲示 ・ ホームページに掲載
高齢者肺炎球菌予防接種	・ こうほう佐倉に掲載 (3 回) ・ ホームページに掲載
風しんの追加的対策	・ こうほう佐倉に掲載 (2 回) ・ ポスターを、保健センター等各公共施設 (29)、市内保育施設 (36)、市内幼稚園 (13)、市内実施医療機関 (56) に掲示

	・ホームページに掲載
おたふくかぜワクチン 接種費用一部助成制度	・こうほう佐倉に掲載（1回） ・リーフレットを、各保健センター、子育て支援課、市内実施医療機関（34）に配架 ・ポスターを、保健センター等各公共施設（29）、市内保育施設（36）、市内幼稚園（13）に掲示 ・ホームページに掲載
風しんワクチン 接種費用一部助成制度	・こうほう佐倉に掲載（1回） ・リーフレットを、各保健センター、子育て支援課、市内実施医療機関（55）に配架 ・ホームページに掲載
インフルエンザ予防啓発	・ポスターを、各保健センター、子育て支援課、市内保育施設（36）、市内幼稚園（3）に掲示
その他感染症	・麻しん、手足口病、エボラ出血熱、蚊媒介感染症対策、ダニ媒介感染症対策についてホームページに掲載

【その他】

- ・保育園看護師へ予防接種についての研修会を実施（4月）
- ・教員向け学校保健研修会で風しんに関する周知啓発（8月）
- ・養護教諭研修会で予防接種について説明（9月）
- ・就学時健診における予防接種説明、予防接種履歴確認、接種勧奨（10月～12月）
小学校23校、欠席者対応2回、計25回1,272名に対し実施。
- ・ケアマネジャー研修会でのインフルエンザ及び肺炎球菌に関する周知啓発（10月）

(1) B型肝炎予防接種

《目 的》

B型肝炎ウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
1・2回目	1歳未満	B型肝炎(HB)ワクチン 0.25ml を 27 日以上の間隔をおいて 2 回皮下注射
3回目		初回接種後 139 日以上の間隔をおいて 0.25ml を 1 回皮下注射

※平成 28 年 10 月 1 日から定期接種として導入された。

《実 績》

令和元年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	903	904	100.1
2 回目	903	902	99.9
3 回目	903	844	93.5
合計	2,709	2,650	97.8

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和元年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 28 年度	1,531	47.7
平成 29 年度	3,060	103.8
平成 30 年度	2,977	97.5
令和元年度	2,650	97.8

《考 察》

今年度途中に、ワクチンが不足した時期がみられ、1歳の誕生日が近い対象者や、1回目の接種者を先に接種するなど、優先順位をつける医療機関があった。そのため、対象者が本予防接種を受けたいときに受けられない状況はあったものの、全体的に大きな影響はみられず、昨年度と同等の100%近い接種率であった。

(2) ヒブ予防接種

《目 的》

インフルエンザ菌 b 型による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	ヒブワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回皮下注射
追加		初回接種後 7 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実 績》

令和元年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	903	922	102.1
2 回目	903	893	98.9
3 回目	903	882	97.7
4 回目	903	957	106.0
合計	3,612	3,654	101.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和元年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100％を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成 27 年度	4,667	99.2
平成 28 年度	4,250	99.4
平成 29 年度	4,119	104.8
平成 30 年度	4,093	100.5
令和元年度	3,654	101.2

《考 察》

接種率は常に 100%前後を推移しており、令和元年度についても、2 月にワクチン不足があり接種者数が大きく落ち込んだが、短期間でワクチンの流通が落ち着き、接種率にはほとんど影響が見られなかった。1 回目接種者 922 人中 913 人（99.0%）が標準的な接種期間である 2～7 か月未満で接種できしており、その中でも 758 人（82.2%）が 2 か月で開始している。今後も適切に接種ができるよう周知啓発を図っていきたい。

(3) 小児用肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実 績》

令和元年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1回目	903	929	102.9
2回目	903	936	103.7
3回目	903	916	101.4
4回目	903	1,012	112.1
合計	3,612	3,793	105.0

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和元年9月末人口で算出しているため、接種率が100％を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成27年度	4,675	99.4
平成28年度	4,256	99.5
平成29年度	4,134	105.1
平成30年度	4,092	100.5
令和元年度	3,793	105.0

《考 察》

接種率は100％前後と高い値で推移しており、令和元年度についても同様の傾向にある。1回目接種者929人中920人（99.0％）が標準的な接種期間である2～7か月未満で接種できており、その中でも800人（86.1％）が2か月未満で開始している。今後も適切に接種ができるよう周知啓発を図ってきたい。

- (4) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 不活化ポリオ予防接種
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

四種混合DPT-IPV・三種混合DPT

《目 的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種 別	対 象		実 施 方 法
四種混合	第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
	第 1 期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射
三種混合	第 1 期 (初回)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
	第 1 期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを第 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

《実 績》

令和元年度実施結果

種別	回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
四種混合	第 1 期	1 回	946	932	98.5
		2 回	946	930	98.3
		3 回	946	935	98.8
		追加	946	1,123	118.7
	合計		3,784	3,920	103.6
三種混合	第 1 期	1 回	946	4	0.4
		2 回	946	1	0.1
		3 回	946	0	—
		追加	946	3	0.3
	合計		3,784	8	0.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和元年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移（四種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
平成 27 年度	4,671	99.0
平成 28 年度	4,409	99.3
平成 29 年度	4,197	103.5
平成 30 年度	4,305	104.6
令和元年度	3,920	103.6

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
平成 27 年度	1	0.0
平成 28 年度	0	—
平成 29 年度	0	—
平成 30 年度	2	0.0
令和元年度	8	0.2

《考 察》

例年100%前後の高い接種率を推移しており、令和元年度についても同様の傾向であった。月別の接種状況で新型コロナウイルスの流行により2月、3月の接種率が下がった予防接種もあったが、本ワクチンについては例年と変わらない状況であった。

不活化ポリオ予防接種

《目 的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満	不活化ポリオワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
第 1 期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和元年度実施結果

回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
第 1 期	1 回	946	0	—
	2 回	946	0	—
	3 回	946	1	0.1
	追加	946	4	0.4
合計		3,784	5	0.1

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成 27 年度	415	8.8
平成 28 年度	209	4.7
平成 29 年度	138	3.4
平成 30 年度	45	1.1
令和元年度	5	0.1

《考 察》

平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入されたことにより、不活化ポリオワクチンの接種者は年々減少している。

二種混合（ジフテリア、破傷風）D T 予防接種

《目 的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和元年度実施結果

種別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
二種混合 第 2 期	1,498	1,101	73.5

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 27 年度	1,130	71.4
平成 28 年度	1,106	76.9
平成 29 年度	1,145	80.0
平成 30 年度	1,218	79.2
令和元年度	1,101	73.5

《考 察》

二種混合の接種者数はやや減少しており、接種率で昨年度より 5.7 ポイントの減少であった。

一方、日本小児科学会で勧めていることもあり、百日咳の予防を目的に、二種混合（定期接種）の代わりに三種混合（任意接種）を接種する者が増えている。（市で把握しているものだけで、平成 30 年度に 20 人、令和元年度に 75 人）任意接種の扱いのため、接種率には反映されていないが、仮に二種混合の接種者数に含めると接種率が 78.5%となる。二種混合の接種状況と併せて、これらについても注視していきたい。

(5) BCG予防接種

《目 的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後 1 歳未満	乾燥BCGワクチンを 1 滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる 3 か月からを原則の接種期間としている。

《実 績》

令和元年度実施結果

対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
903	911	100.9

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和元年年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成 27 年度	1,189	101.1
平成 28 年度	1,071	100.2
平成 29 年度	997	101.4
平成 30 年度	1,055	103.6
令和元年度	911	100.9

《考 察》

この 5 年間の接種率は、100%を超える高い数値で推移している。また、接種時期についても 911 人中 845 人（接種者の 92.8%）が標準的接種期間である 5～8 か月未満で接種ができていた。引き続き、適切な時期に接種を行えるよう周知啓発を行っていきたい。

(6) 麻しん（はしか）・風しん予防接種

《目 的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)0.5ml を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	

《実 績》

令和元年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
麻しん風しん	第 1 期	1,072	995（長期療養1人含む）	92.8
	第 2 期	1,329	1,253（長期療養1人含む）	94.3
	合計	2,401	2,248（長期療養2人含む）	93.6
麻しん	第 1 期	1,072	0	—
	第 2 期	1,329	0	—
	合計	2,401	0	—
風しん	第 1 期	1,072	0	—
	第 2 期	1,329	0	—
	合計	2,401	0	—

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を第 1 期は令和元年 9 月末人口、第 2 期は平成 31 年 3 月末人口で算出しているため、接種率が 100％を超える場合がある。

年度別麻しん風しん接種率の推移（麻しん風しん混合＋麻しん単抗原＋風しん単抗原実施者）

年度	期別	接種者数（人）	接種率（％）
平成 27 年度	第 1 期	1,156（長期療養 1 人含む）	97.1
	第 2 期	1,352	92.5
平成 28 年度	第 1 期	1,073	87.0
	第 2 期	1,244（長期療養 2 人含む）	91.9
平成 29 年度	第 1 期	1,134	102.3
	第 2 期	1,249	93.5
平成 30 年度	第 1 期	1,046	98.6
	第 2 期	1,280（長期療養 1 人含む）	94.8
令和元年度	第 1 期	995（長期療養 1 人含む）	92.8
	第 2 期	1,253（長期療養 1 人含む）	94.3

《考 察》

1期、2期ともに接種率を95%以上にすることが目標とされているが、いずれも95%を下回っている。

今年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外出の自粛が見られていたことが接種率の低下に影響している可能性が考えられる。厚生労働省からは、予防接種は自粛せずに適切な時期に接種することとされており、次年度の接種状況について注視し、必要な勧奨を行っていく必要があると考える。

(7) 水痘（みずぼうそう）予防接種

《目 的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5ml を 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

《実 績》

令和元年度実施結果

期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	1,072	1,001	93.4
2 回目	1,072	950	88.6
合計	2,144	1,951	91.0

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和元年9月末の1歳人口としている。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成 27 年度	2,370	99.6
平成 28 年度	2,132	86.4
平成 29 年度	2,143	96.7
平成 30 年度	2,096	98.8
令和元年度	1,951	91.0

《考 察》

昨年度の接種率より7.8ポイント減となっている。特に、2回目接種の接種率が低かった。月別接種状況や接種回数別の傾向を昨年度と比べるも大きな差は見られず、1年間を通して全体的に接種者数が減っている。人口推移をみると、平成31年3月から令和2年3月の1年間で0歳児の人口が65人減、1歳児の人口が107人減となっている。対象者数は令和元年9月末の1歳児の人口としており、母数が減ったことにより接種率が下がった可能性が考えられる。今後の接種状況について注視していきたい。

(8) 日本脳炎予防接種

《目 的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 6 か月～90 か月未満	日本脳炎ワクチンを 6 日以上の間隔 において 0.5ml を 2 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 1 期 (追加)		初回接種後 6 か月以上の間隔をおい て 0.5ml を 1 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 2 期	9 歳～13 歳未満	0.5ml を 1 回皮下注射
特例 (実施規則 附則第 5 条)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者 (平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれ) 20 歳未満	第 1 期、第 2 期の未接種分を接種
特例 (実施規則 附則第 4 条)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者 (平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日生まれ) 13 歳未満	第 1 期の未接種分を接種

《実 績》

令和元年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
第 1 期	1 回目	1, 167	1, 531	131. 2
	2 回目	1, 167	1, 528	130. 9
	追加	1, 295	1, 536	118. 6
第 2 期		1, 382	1, 205	87. 2
特 例	第 1 期	1 回目	71	
		2 回目	70	
		追加	168	
	第 2 期		280	17. 8
合計		6, 584	6, 389 (6, 080)	97. 0 (92. 3)

※特例第 1 期の対象者数は、平成 27 年度以降算出方法が示されていない。

※ () は、特例第 1 期(対象者数が示されていない期間)の実施者数を除いて算出したもの。

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和元年 9 月末の 3 歳、4 歳、9 歳、
18 歳 (特例措置対象者) の人口で算出しているため、接種率が 100%を超えるこ
とがある。

接種時の年齢（特例措置分を除く）

	第 1 期初回			第 2 期	総計
	1 回目	2 回目	追加		
0 歳	606	546			1,152
1 歳	279	289	268		836
2 歳	99	120	168		387
3 歳	373	366	225		964
4 歳	36	61	362		459
5 歳	66	68	282		416
6 歳	67	73	184		324
7 歳	5	5	47		57
9 歳				628	628
10 歳				173	173
11 歳				197	197
12 歳				207	207
総計	1,531	1,528	1,536	1,205	5,800

全接種者 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 27 年度	5,079	72.6
平成 28 年度	6,001	85.1
平成 29 年度	6,560	95.3
平成 30 年度	7,058	101.5
令和元年度	6,389	97.0

第 1 期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 27 年度	3,630	92.1
平成 28 年度	4,479	114.8
平成 29 年度	5,136	133.7
平成 30 年度	5,070	131.6
令和元年度	4,595	126.6

第 2 期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 27 年度	759	53.6
平成 28 年度	991	65.5
平成 29 年度	883	60.2
平成 30 年度	1,332	89.8
令和元年度	1,205	87.2

《考 察》

昨年度に比べると接種率がやや低下しているが、年度別接種率の推移をみると、比較的高い接種率で推移している。今年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外出の自粛が見られていたことが接種率に影響を与えている可能性が考えられる。大きな減少にはならなかったが、次年度以降の接種状況をみながら勧奨等を検討していきたい。

(9) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目 的》

サーバリックス

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。

ガーダシル

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。

尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生 の女子	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
ガーダシル		子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われ、その後、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでないと言われた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

《実 績》

令和元年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	695	12	1.7
2 回目	695	11	1.6
3 回目	695	11	1.6
合計	2,085	34	1.6

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
平成 27 年度	19	0.8
平成 28 年度	3	0.1
平成 29 年度	3	0.1
平成 30 年度	20	0.9
令和元年度	34	1.6

《考 察》

定期接種の対象者への個別の周知は行っていないため、接種者数は 1%前後と低い。また、積極的勧奨の差し控えとなってから 6 年以上経ち、対象であることを知らないままに接種期間が過ぎてしまった者も多い。接種再開の目途はたっておらず、引き続き国の検討内容を注視し対応していくこととする。

(10) インフルエンザ予防接種

《目 的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
①65 歳以上の者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	インフルエンザHAワクチンを1 回皮下注射

《実 績》

令和元年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	54,952	31,010	
60～64 歳		19	
合計	54,952	31,029	56.5

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成 27 年度	26,944	54.1
平成 28 年度	27,548	53.5
平成 29 年度	27,205	51.5
平成 30 年度	28,667	53.0
令和元年度	31,029	56.5

《考 察》

毎年、対象者へ予診票を個別通知することで周知を図っている。インフルエンザの予防接種はB類疾病で積極的な接種勧奨にならないこと、自らの意志と責任で接種を希望する場合に接種を行うこととされているが、一方で、高齢者施設に入所している高齢者について、34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったとの報告もある。高齢者が接種についての的確に判断することができるよう、わかりやすい周知方法を検討していくことが必要と考えられる。

(11) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない者で、以下に該当する者 ①平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《実 績》

令和元年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	12,071	1,876	
60～64 歳		0	
合計	12,071	1,876	15.5

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）	（再掲）65 歳相当の者の接種状況	
			接種者数（人）	接種率（%）
平成 26 年度	4,801	43.6	1,962	55.0
平成 27 年度	5,400	49.3	2,001	63.1
平成 28 年度	5,411	45.6	1,805	62.6
平成 29 年度	5,872	46.3	1,686	61.3
平成 30 年度	5,439	43.7	1,545	60.5
令和元年度	1,876	15.5	1,275	53.8

《考 察》

平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間に於いて、65 歳以上で 5 歳刻みの接種対象者に予防接種を実施し、昨年度で制度が終了する予定であったが、さらに 5 年間、制度の延長となった。70 歳以上の者については 5 年前に一度対象となっていること、接種対象者は任意接種も含めてこれまでに接種したことがない者であるため、接種率は大きく減少している。

一方、今年度初めて対象となった 65 歳相当の者だけの接種率をみると、53.8%であり、65 歳相当の者の年度別接種率の推移ではやや低い結果であった。

(12) 風しんの追加的対策（第5期接種）

《目 的》

風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象 ：1962年4月2日から1979年4月1日までの間に生まれた男性

抗体検査を実施し、その結果「十分な量の風しんの抗体がない者」が風しんの第5期定期接種の対象とする。

実施方法：予防接種法に基づく定期接種とし、令和元年度から3年間、全国無料で実施

《実 績》

令和元年度 抗体検査実施結果

種別	実施件数	対象者数	抗体検査の実施率	結果	陰性率
風しんの抗体検査	2,006人	10,098人	19.9%	陽性：1,563人 陰性：443人	22.1%

*抗体検査の実施率＝令和元年度中の実施件数／平成31年3月末の昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の人数

令和元年度 予防接種の実施結果

種別	実施件数	対象者数	接種率
麻しん風しん混合ワクチン	357人	443人	80.6%
風しんワクチン	2人		0.5%
合計	359人	443人	81.0%

*予防接種の接種率＝令和元年度中の実施件数／抗体検査の陰性者

《考 察》

令和元年度は対象者のうち、1972年4月2日から1979年4月1日の間に生まれた男性にクーポン券を送付した。本事業の対象者の多くが働く世代であることから、抗体検査の実施に当たっては、事業所健診の機会を利用した実施や、休日・夜間の実施の体制を整備している。佐倉市の状況では、抗体検査を受けた2006人中544人（27.1%）が健診の機会に実施、66人（3.3%）が休日や夜間に実施していた。

東京オリンピック、パラリンピック競技大会開催による訪日客の増加への対策として、早急に風しんに対する免疫を獲得させることが重要であり、そのためにはより多くの者に抗体検査を受けさせることが必要とされている。対象者への周知、啓発を繰り返し行う等、受験率の向上に努めたい。

2. 予防接種（任意）

(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目 的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内 容》

①対象

- ・1～2歳児（生後12か月～36か月未満）の市民（接種日時点）

※平成31年4月1日～令和2年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

3,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や保健センター等にてポスター掲示、リーフレット配布
- ・1歳の誕生月に制度の案内はがきを個別通知

《実 績》

令和元年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,382	781

※対象者数は、令和元年9月末時点の1歳児と2歳児の数から、平成30年度助成済の1歳児772人を除いた数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
平成27年度	1,764	975
平成28年度	1,661	962
平成29年度	1,484	826
平成30年度	1,407	792
令和元年度	1,382	781

《考 察》

平成26年度より制度が開始され、制度の利用率は56%前後で推移している。1歳児に限った制度の利用率は約70%であり、任意接種ではあるが1歳になったら接種する予防接種として広く認識されていることが分かる。

平成27年度から継続して行っている個別通知など、今後も様々なかたちでの制度の周知、啓発に努めていく。

(2) 風しんワクチン接種費用助成事業

《目 的》

千葉県等が実施主体となり、先天性風しん症候群の発生を未然に防止するため風しん抗体検査を実施している。本事業は千葉県が実施する抗体検査の結果、抗体価が低かった者の風しんワクチン接種を促進し、妊婦への風しん感染防止、先天性風しん症候群の発症防止を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

《内 容》

①対象

- ・平成 30 年 12 月 25 日以降に県の実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査を受けた結果が HI 法で 32 倍未満、又は EIA (IgG) 法で 8.0 未満の方で、ワクチン接種を受けた方
- ※平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

- ・風しんワクチン 3,000 円
- ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000 円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実 績》

令和元年度実施結果

助成者数（人）
27

年度別助成者の推移

年度	助成者数（人）
平成 30 年度	10
令和元年度	27

《考 察》

助成者の男女比は男性 15 人、女性 12 人であった。今年度から風しんの追加的対策も始まり、クーポン券で抗体検査を受けた結果、抗体が不十分だった方も対象となったが、助成者数はあまり増えなかった。制度の周知に努めると共に、妊婦健診や勤務先で抗体検査を受けて予防接種をする方も多くいるため、制度の対象者について検討の余地があると思われる。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目 的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生防止及び結核の蔓延を予防する。

《内 容》

① 対象者

市内在住の 65 歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 6 月 5 日～12 月 8 日、市内 19 会場、57 日間実施。
- ・費 用 300 円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期 間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 41 医療機関で実施。
- ・費 用 1,300 円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 65 歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・ 70 歳のかた
- ・ 平成 30 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
平成27年度	50,100	14,209	28.4
平成28年度	51,361	14,431	28.1
平成29年度	52,350	14,711	28.1
平成30年度	53,650	15,327	28.6
令和元年度	54,690	15,365	28.1

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診 者 (人)	結核発見 数 (人)
集団	54,690	6,265	11.5	82	1.3	75	0
個別		9,100	16.6	307	3.4	229	0
合計	54,690	15,365	28.1	389	2.5	304	0

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代	対象者	受 診 者		要 （人） 精密 検査	要精密検査区分										精密検査受診状況	
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 （人） 受診者	結核 （人）
						人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
男性	65～69	6,806	1,046	15.4	18	0	0.0	6	33.3	9	50.0	0	0.0	3	16.7	3	0
	70～74	6,936	2,113	30.5	52	1	1.9	12	23.1	27	51.9	3	5.8	9	17.3	12	0
	75～79	5,840	2,031	34.8	53	1	1.9	12	22.6	36	67.9	1	1.9	3	5.7	6	0
	80歳以上	5,546	1,559	28.1	51	0	0.0	12	23.5	26	51.0	7	13.7	6	11.8	12	0
	小計	25,128	6,749	26.9	174	2	1.1	42	24.1	98	56.3	11	6.3	21	12.1	33	0
女性	65～69	7,571	1,763	23.3	20	0	0.0	6	30.0	8	40.0	3	15.0	3	15.0	5	0
	70～74	7,590	2,861	37.7	67	0	0.0	10	14.9	40	59.7	8	11.9	9	13.4	13	0
	75～79	6,323	2,362	37.4	61	0	0.0	20	32.8	31	50.8	7	11.5	3	4.9	12	0
	80歳以上	8,078	1,630	20.2	67	1	1.5	10	14.9	32	47.8	13	19.4	11	16.4	22	0
	小計	29,562	8,616	29.1	215	1	0.5	46	21.4	111	51.6	31	14.4	26	12.1	52	0
男性	集団	25,128	3,049	24.9	49	0	0.0	20	40.8	25	51.0	3	6.1	1	2.0	5	0
	個別		3,700		125	2	1.6	22	17.6	73	58.4	8	6.4	20	16.0	28	0
女性	集団	29,562	3,216	30.8	33	0	0.0	11	33.3	20	60.6	0	0.0	2	6.1	2	0
	個別		5,400		182	1	0.5	35	19.2	91	50.0	31	17.0	24	13.2	50	0
合計		54,690	15,365	28.1	389	3	0.8	88	22.6	209	53.7	42	10.8	47	12.1	85	0

※検診対象者数は、5月末時点での65歳以上の人口とする。

《考 察》

令和元年度は前年度と比較して、受診数は38人増加し受診率は0.5%減少した。

今後も高齢者が増加するため、検診の受診者数を増やし、結核患者の発生防止及び結核の蔓延予防をする必要がある。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
-------	------------------

《目 的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内 容》

- ①対象 市内在住の 40 歳以上のかた
- ②方法 健（検）診会場、健康相談等の保健事業、各保健センター・健康保険課・高齢者福祉課窓口において交付

《実 績》

健康手帳の交付状況 （単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H27 年度	3,306	6,347	9,653	835	644	1,479	4,141	6,991	11,132
H28 年度	2,520	5,243	7,763	1,174	1,277	2,451	3,694	6,520	10,214
H29 年度	2,698	6,427	9,125	1,440	1,666	3,106	4,138	8,093	12,231
H30 年度	2,697	6,389	9,086	868	1,102	1,970	3,565	7,491	11,056
R元年度	1,839	4,175	6,014	1,818	1,688	3,506	3,657	5,863	9,520

健康手帳の変遷

H19 年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
H20 年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらったようにした。
H21 年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
H22 年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
H23 年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を追加。
H24 年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
H25 年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
H26 年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
H27 年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
H28 年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果に eGFR の値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。

H29 年度	サイズ変更 (A4→A5)
H30 年度	・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。 ・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
R 元年度	・表紙に発行年度を表記。 ・特定健診の尿蛋白の判定基準変更に伴い、「検査値の読み方」「特定健診の記録」「尿検査からわかること」を修正。 尿蛋白の判定基準変更：基準値「－・±」⇒「－」、 保健指導判定値「＋以上」⇒「±」、受診を勧める値（新設）「＋以上」 ・歯のページ：「噛むことの効果」⇒「メタボ予防」に内容変更。 ・「健康づくり」のページ ・介護予防ボランティアの紹介と「佐倉市わくわく生活手帳」を追記。 ・「介護予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「物忘れチェックシート」⇒「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」に変更。

《考 察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を 5 年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19 歳以上 40 歳未満のかたにも配布している。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目 的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内 容》

(1) 対象者

① 健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。（健康増進事業実施要領より）

② 衛生教育

上記「健康教育」以外のかた

(2) 種類・内容

① 健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム（運動器症候群）に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育

慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 衛生教育

- ・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実 績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
平成 27 年度	203 (134)	8,469 (3,470)	1,110	3,651 (3,470)	3,591	117
平成 28 年度	172 (114)	6,412 (2,626)	1,026	2,737 (2,626)	2,649	0
平成 29 年度	163 (116)	5,926 (2,715)	876	2,903 (2,715)	2,147	0
平成 30 年度	152 (107)	5,437 (2,299)	1,056	2,378 (2,299)	2,003	0
令和元年度	136 (90)	5,313 (2,093)	932	2,164 (2,093)	2,217	0

教育種類別実績

	一 般 その他	歯周疾患	ロコモティブ・シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別*	薬	計
回数	89	2	42	0	3	0	136
延人数	4,351	213	682	0	67	0	5,313

40～64 歳の教育種類別実績〔再掲〕

※健康増進事業実施要領に基づくもの

	一 般 その他	歯周疾患	ロコモティブ・シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別*	薬	計
回数	58	1	29	0	2	0	90
延人数	1,751	21	299	0	22	0	2,093

*病態別の内訳については、健康アドバイス会対象者家族へ向けた教育を含む

《考 察》

令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のために中止となったものがあつたが、ここ数年、回数、延人数ともに減少傾向となっている。出前健康講座の依頼や各教室への参加者の減少が要因と思われる。

参加者を年代別にみると 39 歳以下が 17.5%、40～64 歳が 40.7%、65 歳以上が 41.8%であった。健康教育の実施においては、依頼内容や参加者の年代も考慮し、生活習慣病予防や健康の保持増進に向けて、知識の普及に努めていきたい。

【一般健康教育】

●出前健康講座（一般健康教育、食生活改善推進員の出前も含む）

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤のかた

② 方法

自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。午前9時から午後8時の間の2時間以内。
(年末年始を除く。)

③ 内容

出前健康講座メニューからの選択または、申請者と協議のうえ決定する。

④ 周知方法

ホームページ、チラシ、保健事業でのPR等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	32 (21)	1,215 (283)	231	283	701

《考 察》

依頼内容では、食生活(健康管理、栄養バランスの食事等)や生活習慣予防を含めた健康管理、メンタルヘルス、女性の健康など、要望は多岐にわたっており、健康さくら21において重点的に取り組むこととされている7つの項目全てに対して実施できている。今後も、課として重点的に啓発する内容を明確にし、希望団体からの依頼内容とともに、健康教育のメニューに取り入れ、積極的にPRを行っていきたい。

●出張ピラティス・エクササイズ教室

《内 容》

① 対象者

- ・市内に在住在勤の20歳以上59歳以下のかた
- ・5人以上20人以内のグループ制。

② 方法

自主グループやその他団体からの依頼を受け、ピラティス・エクササイズインストラクターと保健師を派遣する。平日、午前9時から午後5時の間の2時間以内。

③ 内容

保健師が生活習慣病とその予防について講義を行い、インストラクターが初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ピラティス、エアロビクス等)について実技指導を行うことで、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

④ 周知方法

ホームページ、チラシ、ガン検診会場でのPR等。

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	2(2)	18(8)	10	8	0

※申し込みは3団体であったが、内1団体は新型コロナウイルス感染拡大防止のためキャンセルとなった。

《考察》

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、今年度より開始した。

39歳以下の参加率が高く、普段、成人保健事業への参加が少ない年代（20～39歳）に、生活習慣病予防について、意識していただける機会となっている。

参加後のアンケートでは、参加者全員が、教室での講義内容を理解することができ、今後の日常生活に活かすことができるという反応であった。

次年度も、運動習慣づくりのきっかけとなるような機会を提供していきたい。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたいかた
20歳～74歳の市民

② 方法

高血圧予防コース4回、脂質異常症予防コース4回 合計8コース

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。
- ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。
- ・試食を通し、減塩の工夫や飽和脂肪酸の摂取を減らす食べ方の工夫などを知る。

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR、広報、ホームページ等

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

高血圧予防コース

コース・場所	回数	実人数	内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター [11/7]	1(1)	6(1)	0	1	5
2. 南部保健センター [12/4]	1(1)	4(1)	0	1	3
3. 西部保健センター [1/10]	1(1)	3(2)	0	2	1
4. 健康管理センター [2/6]	1(1)	6(1)	0	1	5
計	4(4)	19(5)	0	5	14

脂質異常症予防コース

コース・場所	回数	実人数	内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 西部保健センター [11/20]	1 (1)	6 (2)	0	2	4
2. 南部保健センター [12/17]	1 (1)	3 (1)	0	1	2
3. 西部保健センター [1/24]	1 (1)	6 (1)	0	1	5
4. 健康管理センター [2/27]					
計	3 (3)	15 (4)	0	4	11

※4. 健康管理センターは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《考 察》

高血圧と脂質異常症予防をテーマに全 8 コースを計画し 68 名の申し込みがあったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 2 月の脂質異常症予防コースを中止し、参加者は 34 名となった。教室では、参加者が自分自身の食生活について振り返り、実践できる目標を立てたことで食生活の改善につながることを期待できる。また、教室の特徴でもある栄養士による調理のデモンストレーションと試食について、アンケートで 97%の参加者が参考になったと答えており好評だった。

今後も生活習慣病やメタボリックシンドローム予防するために、食生活の知識や正しい情報を提供する教室として継続して実施していく。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内 容》

- ① 対象者
子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団健診)
- ② 方法
子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場
- ③ 内容
乳房自己触診法について

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	33 (26)	2,567 (1,282)	519	1,282	766

《考 察》

乳がんは、乳房自己触診によって、自分自身で発見できる数少ないがんの 1 つであることから、女性のがん検診(子宮頸がん検診、乳がん検診)の集団検診で受診者に、定期的な乳房自己触診の実施を勧めている。がん予防及び早期発見のために、今後も継続して実施していく。

●健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

《内 容》

① 対象者

民生委員・児童委員等

② 方法

各地区組織の会議等

③ 内容

がん検診・特定健診・特定保健指導のPRと、生活習慣病予防等について説明

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	11 (2)	408 (169)	0	169	239

《考 察》

健康増進課で実施している健診(検診)や生活習慣病予防に関する事業について、各地区組織の会議等に出向き説明・PRをしている。地区の代表者から地域住民へ情報が提供される事で、健診(検診)の受診や健康教育、健康相談の利用につながっていくと考える。今後も継続して実施していきたい。

【歯周疾患健康教育】

《内 容》

① 対象者

出前健康講座参加者

② 方法

出前健康教育での依頼に対応

③ 内容

生活習慣病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防法について

《実 績》

※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

事業名	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
出前健康講座	2 (1)	213 (21)	0	21	192

《考 察》

歯周疾患と生活習慣病との関連を知ることによって、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっている。今後は64歳以下の者に普及啓発できるよう検討していきたい。

【ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育】

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内 容》

① 対象者

骨粗しょう症検診受診者

② 方法

骨粗しょう症検診会場で実施

③ 内容

骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	8(8)	514(254)	141	254	119

《考 察》

骨粗しょう症検診は、「自分の骨量を知ることで、骨粗しょう症による骨折リスクを防ぎ、寝たきり予防につなげる」及び「現在の骨量をできるだけ長く保つ」という 2 つの目的で実施している。

20～30 歳代の受診者には、骨量がピークになる年代であることから、骨量が少ない場合は骨量を増やす必要性について、また、女性は閉経とともに急激に骨量が低下することから、全年代の受診者に骨量の減少をできるだけゆるやかにするよう、栄養や運動などに心がけるよう教育を実施している。さらに、65 歳になると平均して 2 人に 1 人が要精密検査となるため、受診の必要性や転倒予防についてもパンフレットをお渡しし、説明をしている。

他の検診と異なり、骨粗しょう症は生命に直結する疾患ではないが、生活の質を大きく低下させる要因となることから、今後も検診の結果を生活習慣改善に活用していただけるよう、教育を実施していく。

●メタボ予防のための「運動習慣づくり教室」

《内 容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要なかた

② 方法

1 コース 2 回、計 6 コースの実施。(計 12 回)。

1 コース：10/2、10/23 健康管理センター

2 コース：11/5、11/26 志津コミュニティセンター

3 コース：12/6、12/20 ミレニアムセンター佐倉

4 コース：1/15、1/29 西部保健センター

5 コース：2/10、2/26 南部保健センター

6 コース：3/2、3/16 健康管理センター（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

③ 内容

健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身につくように健康教育を実施する。

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによる PR、広報、地域新聞

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

コース・場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 健康管理センター	2(2)	11(2)	17(2)	0	2	15
2. 志津コミュニティセンター	2(2)	12(2)	19(2)	0	2	17
3. ミレニアムセンター佐倉	2(2)	16(5)	28(9)	0	9	19
4. 西部保健センター	2(2)	13(4)	24(8)	0	8	16
5. 南部保健センター	2(2)	6(1)	9(2)	0	2	7
計	10(10)	58(14)	97(23)	0	23	74

《考 察》

1 コース 2 回で実施。両日とも出席した方の参加率は、67.2%と継続して参加されている方が多い。参加者のうち、特定保健指導対象者の動機づけ支援は 9 人、積極的支援は 1 人であった。参加者の年齢層として、40～64 歳は 23.7%、65 歳以上が 76.3%で、65 歳以上の割合が高い。若い世代への参加の呼びかけを工夫し、運動習慣の大切さについて伝えていく必要がある。

今後も、1 日の歩数を増やすために取り組む人の増加や運動を習慣にする人の増加をめざし、日常生活の中に取り入れやすいウォーキングやラジオ体操第一を運動実技に取り入れ、啓発していきたい。また、教室受講後も地域で運動が継続できるよう、参加者へ佐倉市内で実施している運動事業の紹介を継続していく。

●家庭教育学級限定 出前教室

《内 容》

① 対象者

市内小中学校等に在籍する子どもをもつ保護者で 20 歳以上 59 歳以下のかた

② 方法

家庭教育限定の出前健康講座(6 校限定)として、6 月上旬まで申込みを受付、9 月～翌年 2 月の期間で、希望する学校と日程を調整する。

③ 内容

初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ラジオ体操、ウォーキング、エアロビクス等)についての知識と技術を健康運動指導士から学び、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

④ 周知方法

家庭教育学級運営研修会で、出前健康教育と共に説明。

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

依頼団体 〔実施日〕	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 臼井小学校 〔11/13〕	1(1)	10 (5)	5	5	0
2. 志津小学校 〔1/16〕	1(1)	4 (4)	0	4	0
計	2(2)	14 (9)	5	9	0

《考 察》

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、平成 27 年度から小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で健康運動指導士による、効果的な運動の講義及び実技を講習内容とする出前健康講座を実施している。

教室参加時に必ず血圧測定を実施しており、普段、成人保健事業へ参加していただきにくい年代(20～39 歳)に対しても、生活習慣病予防を意識していただける機会となっている。

参加後のアンケートでは、参加者全員が、教室での講義内容を理解することができ、今後の日常生活に活かすことができるという反応であった。

次年度も、今年度同様に小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で、美姿勢や音楽に合わせた運動等を参加者に体験してもらい、運動習慣づくりのきっかけとなるような機会を提供していきたい。

●運動器具トレーニング講習会、玄米ダンベル体操講習会

《内 容》

① 対象者

市内に居住地を有する 18 歳以上（高校生を除く）で、医師等から運動を制限されていないかたとする。（運動器具トレーニングは 74 歳まで）

② 方法

- ・運動器具トレーニング講習会：西部保健センター、南部保健センターで各年 6 回実施。
- ・玄米ダンベル体操講習会：西部保健センター、南部保健センターで各年 6 回実施。

③ 内容

- ・運動器具トレーニング講習会

運動習慣づくりを目的に、エルゴメーター（自転車）を使用したトレーニングについて講習会を実施する。

- ・玄米ダンベル体操講習会講習会

運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、「玄米ニギニギ体操（鈴木正成編・日本放送協会 2002 年）」に基づく玄米ダンベル及び映像を使用した講習会実施する。

④ 周知方法

保健センターでチラシの設置、ホームページ・こうほう佐倉掲載、保健事業での PR 等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

運動器具トレーニング講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	6(3)	11(4)	0	4	7
南部保健センター	5(2)	13(2)	1	2	10
計	11(5)	24 (6)	1	6	17

*南部保健センターは、全 6 回の予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 1 回中止

玄米ダンベル体操講習会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	6(4)	20(5)	0	5	15
南部保健センター	5(2)	13(2)	1	2	10
計	11(6)	33(7)	1	7	25

＊南部保健センターは、全 6 回の予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 1 回中止

《考 察》

参加者の年齢を見ると、65 歳以上の者が多いが、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム予防には、若い年代からの運動習慣が大切である。今後も引き続き、若い世代が事業の利用につながるよう周知方法などを検討していきたい。

●玄米ダンベル体操および運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

《内 容》

① 対象者

運動器具トレーニング、玄米ダンベル自由開放参加者

② 方法

西部保健センター、および、南部保健センターで年 1 回実施

③ 内容

ロコモティブシンドロームの健康教育とロコトレ（軽い筋力トレーニング）、体力テストを実施する。

④ 周知方法

保健センターでチラシの設置

《実 績》＊実施の予定で周知、募集をおこなったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった

【病態別健康教育】

●糖尿病予防学習会

《内 容》

① 対象者

特定健診及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていないかた

- ・空腹時血糖 100～149mg/dl または、HbA1c[NGSP 値]5.6～6.9%
- ・40～65 歳未満

② 方法・内容

1 コース 2 課の構成で実施。

1 課の開始までに初回面接を全員に実施。

- ・初回面接〔1/30、2/6、2/7、2/14〕

一人 30～60 分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。

【実施人数】25 人（初回面接）

- ・生活改善のための動機づけについて健康教育を予定していたが、新型コロナウイルスの影響

により学習会は、中止となった。

1 課 [3/ 4] : 病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク

2 課 [3/17] : 病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク、修了式

③ 周知方法

特定健診の集団健診会場、個別医療機関でのチラシの設置、

令和元年度に市の特定健診受診者で HbA1c [NGSP 値] 5.6～6.9% の者への個別通知

《考 察》

定員 25 人に対し 25 人の申込みがあった。例年、実際に参加した者の声では好評を得ているものの、参加者が少なく、少しでも多くの対象者を参加につなげることが検討事項であった。そのため、今年度は個別通知対象者を拡大するとともに、教室に興味をもってもらう工夫として、教室案内チラシを作成した。教室内容が一目でわかるよう過去の教室の写真を用いたり、参加者の体験談や参加することで得られる効果を記載したりした。その結果、例年実施しているなかで初めて、申し込み者数が定員に達した。

●成人の健康づくり講演会（糖尿病予防講演会）

《内 容》

① 対象者

佐倉市民

② 方法

日時 令和 2 年 2 月 1 日 (土) 10:00～12:00

会場 健康管理センター

③ 内容

テーマ：痩せている人も要注意！手遅れになる前に知ってほしい 糖尿病について

講師：東邦大学医療センター佐倉病院 副院長 龍野 一郎

内容：糖尿病予防に関する講演

④ 周知方法

個別通知(糖尿病予防学習会通知に同封)、広報、チラシ、自治掲示板、地域新聞、ポスター

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
健康管理センター	1(1)	65(20)	0	20	45

《考 察》

周知方法について、11 月～12 月はイベントや検診会場等でチラシを配布したところ、70～80 代歳代の申込が多かったが、1 月に地域新聞掲載および個別通知を実施したところ、40～60 歳代の申込が増えた。このことから、地域新聞や個別通知の継続ができると良い。

アンケートにて、「健康に関する情報を調べようと思うのはどんなときか（複数回答可）」に対して、「健診の前後」が 36 名 55.4% と最多、次いで「体形や体調に変化があった時」が 33 名 50.8% だった。このことから、健診結果が出た健康への関心が高い時期に講演会開催しても良いと思われる。

●慢性腎臓病予防講演会

《内 容》

詳細は「7. (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業 (2) 講演会」に掲載

《実 績》

※新型コロナウイルスの感染防止のため中止

【衛生教育】

●こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

こころの健康づくり講演会

《内 容》

詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載

《実 績》

こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
長期欠席児童生徒担当教諭向け	1	36	13	23	0	0
自治人権推進課 市民相談員及び心配事相談員合同研修会向け	1	28	0	21	7	0
市民向け	1	26	4	15	7	0
市役所職員向け	1	19	7	12	0	0
計	4	109	24	71	14	0

こころの健康づくり講演会を予定し、募集をおこなったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21（第2次） 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目 的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内 容》

対 象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までのかた

方 法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。
②健康教育に健康相談を併設し実施する。
③各イベント等に健康相談を併設し実施する。
④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、公共施設にちらし配架・ポスター掲示、地区活動時にPR。

《実 績》

① 健康相談年度別実績

定例健康相談開催時に随時禁煙相談も実施。

年 度	開 催 回 数		延 人 数			定例健康相談 (再掲)
		定例健康相談 (再掲)				
平成 27 年度	187	23	873			37
			40 歳未満 60	40 歳～64 歳 404	65 歳以上 409	
平成 28 年度	223	23	1, 034			36
			40 歳未満 76	40 歳～64 歳 406	65 歳以上 552	
平成 29 年度	211	23	801			44
			40 歳未満 46	40 歳～64 歳 318	65 歳以上 437	
平成 30 年度	217	22	1057			26 (内禁煙相談 2)
			40 歳未満 131	40 歳～64 歳 368	65 歳以上 558	
令和元年度	183	21	853			27 (内禁煙相談 2)
			40 歳未満 72	40 歳～64 歳 314	65 歳以上 467	

② 令和元年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40 歳～64 歳
重点相談	高 血 圧	14
	高脂血症	5
	糖 尿 病	33
	歯周疾患	45
	骨	68
	女性の健康	5
	病 態 別	2
総合健康相談		142

③ 禁煙相談（再掲）合計 225 件

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40 歳未満	40 歳～64 歳	65 歳以上	
特定健診会場での実施	21	3	77	143	223
定例健康相談での実施		0	0	2	2

④ 電話相談 合計 3125 件

内訳	件数（割合）
母子の健康に関すること（コロナウイルス感染症関連 4 件含む）	2354 (75. 3%)
生活習慣に関すること	339 (10. 8%)
こころの健康	77 (2. 5%)
感染症に関すること	11 (0. 4%)
コロナウイルス感染症に関すること	135 (4. 3%)
歯科に関すること	17 (0. 5%)
その他健康・病気に関すること	192 (6. 1%)

《考 察》

定例健康相談は実施回数 21 回、開催回数は H29 年度 23 回、H30 年度は 22 回。相談件数は H29 年度 44 件に対して、H30 年度は 26 件、R 元年度は 27 件であり、昨年度から大幅に減少し、今年度は横ばいで経過している。

一方で定例外健康相談の開催回数は、平成 30 年度 195 回から令和元年度 162 回、定例外健康相談の延人数は、平成 30 年度 1031 件に対し、令和元年度は 826 件で前年度に比べ 205 件減少となっている。相談件数の減少の原因の一つとして、スポーツフェスティバルが中止となり、イベント会場での健康相談数が減ったことが考えられる。（H30 年スポーツフェスティバルは 131 件の相談）また、口腔がん集団健診の歯ッピーかみんぐフェアでの定例外健康相談数も昨年度より 66 件減少している。定例外健康相談の内訳では、歯ッピーかみんぐフェアでの相談件数が 36. 3%を占めており、定例健康相談よりもイベント会場等の定例外健康相談に市民の相談のニーズがあることがわかる。今後も市民の相談ニーズの把握に努め、市民の利用しやすい健康相談の実施方法を検討していく。また、定例健康

相談については、健診の結果通知に案内を載せるなど、引き続き周知・啓発に努めていく。

電話相談に関しては、生活習慣病についての相談が 49 件上昇、その他、健康・病気に関することが、80 件増えており、その相談内容は「疼痛等の現在起こっている症状について」「食品、食事」「医療機関について」「学齢期の相談」など、多岐にわたっていることがわかる。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、コロナウイルス関連の相談が上昇した。今後も、新型コロナウイルスの感染状況により、相談数が増えることも考えられるため、市民のニーズに合わせた電話相談を行っていく。

禁煙相談については、平成 30 年度延べ人数 205 件から令和元年度 225 件とわずかに増えている。平成 29 年度市民意識調査の結果、成人の喫煙率は 11.5%であり、健康さくら 21（第 2 次）の目標値 11.3%をわずかに上回る状況にあるため、引き続き目標達成に向け、健診会場や出前健康教育、イベント等での普及啓発を行っていく。また、平成 30 年 7 月には、望まない受動喫煙防止を目的とする改正健康増進法が成立しており、令和 2 年度 4 月より改正健康増進法が全面施行になったため、受動喫煙防止についても市民への普及啓発に努めていく。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2
-------	----------------

《目 的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

生活保護受給者の健康診査は健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内 容》

① 対象者

市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

ア 集団健診 （6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間）

検診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施

イ 個別健診 （6月1日～12月10日、市内43医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、地区回覧、公共交通機関等に周知啓発を実施

④ 健診項目

ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）

身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）

血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤ 受診に係る費用

無料

《実 績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
H27年度	802	42	5.2
H28年度	834	55	6.6
H29年度	839	54	6.4
H30年度	864	57	6.6
R元年度	855	60	7.0

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者 数 (人)	受診者数 (人) %		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	39	4	10.3	0	0.0	0	0.0	2	50.0
	50～59	74	6	8.1	0	0.0	0	0.0	3	50.0
	60～64	53	1	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	66	3	4.5	1	33.3	0	0.0		
	70～74	107	3	2.8	1	33.3	1	33.3		
	75歳以上	131	8	6.1						
	小計	470	25	5.3	2	8.0	1	4.0	5	20.0
女性	40～49	60	10	16.7	1	10.0	4	40.0	0	0.0
	50～59	58	3	5.2	0	0.0	1	33.3	2	66.7
	60～64	23	2	8.7	1	50.0	0	0.0	1	50.0
	65～69	42	2	4.8	0	0.0	0	0.0		
	70～74	55	1	1.8	1	100.0	0	0.0		
	75歳以上	147	17	11.6						
	小計	385	35	9.1	3	8.6	5	14.3	3	8.6
男性	集団	470	9	5.3	2	8.0	1	4.0	5	20.0
	個別		16							
女性	集団	385	10	9.1	3	8.6	5	14.3	3	8.6
	個別		25							
合計		855	60	7.0	5	8.3	6	10.0	8	13.3

《考 察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護受給者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に健診の通知をし、周知を図った。また、平成28年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施した。これにより、受診者数が平成27年度（42人）より、平成28年度以降は受診者数が50人を超えている。

生活保護受給者は、医療機関に定期的に受診されている方が多いが、受診する機会のない方に健康診査を受診していただくことで、生活習慣病予防や、かかりつけ医を持つきっかけ作り等としていただくよう、今後も引き続き対象者への周知をしていく。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	42.1%	→ 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	20.0%	→ 50%
		40 歳台	41.9%	→ 50%
		60 歳台	46.7%	→ 50%

《目 的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内 容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・65

・70 歳の節目のかた。

平成 30 年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の P R を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

P R 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を P R した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 58 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実 績》

① 受診状況 対象者数 149,250 人 (19 歳以上の市民)

受診数 788 人 (男性 277 人、女性 511 人)、受診率 0.5%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
平成 27 年度	149,770	935	0.6
平成 28 年度	149,579	968	0.6
平成 29 年度	149,563	903	0.6
平成 30 年度	149,350	834	0.6
令和元年度	149,250	788	0.5

③ 年代別、性別受診数 (人)

(受診者 788 人の内訳)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
男性	28	27	33	12	43	94	40	277 (35.2)
女性	43	98	80	57	106	102	25	511 (64.8)
総数	71	125	113	69	149	196	65	788 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数（人）

（受診者 788 人の内訳）

地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
佐倉	9	28	27	7	32	31	10	144 (18.3)
臼井	12	19	20	15	31	48	11	156 (19.8)
志津	30	41	41	33	60	97	42	344 (43.6)
根郷	17	29	16	7	18	10	0	97 (12.3)
和田	0	2	1	0	1	2	0	6 (0.8)
弥富	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
千代田	3	6	8	7	7	8	2	41 (5.2)
総数	71	125	113	69	149	196	65	788 (100.0)

⑤ 年代別、現在歯数の状況（人）

（受診者 788 人の内訳）

	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
24 歯以上	71	125	112	66	133	153	40	700 (88.8)
20～23 歯	0	0	1	2	10	29	8	50 (6.3)
19 歯以下	0	0	0	1	6	14	17	38 (4.8)

⑥ 年代別、歯周病のり患状況（人）

（受診者 788 人の内訳）

ポケットコード	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
健全	34	56	56	33	64	85	18	346 (43.9)
うち、出血あり	11	8	15	11	18	24	1	88
4mm～5mm	31	53	42	25	61	75	26	313 (39.7)
6mm 以上	6	16	15	11	24	34	20	126 (16.0)
対象外※	0	0	0	0	0	2	1	3 (0.4)

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

⑦ 年代別、歯間部清掃用具使用状況（人）

（受診者 788 人の内訳）

(歳) 使用状況	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
使用する	10	49	51	36	74	97	28	345 (43.8)
使用しない	61	76	62	33	74	99	37	442 (56.1)
未記入	0	0	0	0	1	0	0	1 (0.1)

⑧ 年代別、判定区分（人）

（受診者 788 人の内訳）

(歳) 判定区分	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
異常なし	3	17	8	6	8	16	3	61 (7.7)
要指導	13	19	29	16	41	47	7	172 (21.8)
要精検	55	89	76	47	100	133	55	555 (70.4)

⑨ 補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40 歳	18	1	6	11
50 歳	7	1	3	3
60 歳	14	1	2	11
70 歳	28	4	10	14

※補助金・・・健康増進事業費補助金

《考 察》

受診状況を性別でみると、女性が 64.8%、男性が 35.2%と男性の受診数が少ない。健診結果は、中程度・重度の歯周病罹患状況（ポケットコード 4mm 以上）が 55.7%であり、精密検査の判定が 70.4%と高い状況である。佐倉市歯科口腔保健計画の中間評価では、「40 歳で喪失歯のない人の割合」が 63.8%であり平成 24 年度の調査時 64.7%よりも悪化していたため、今後も若年層、中年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内 容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

②実施方法

- ・期 間 8月1日から9月7日、4会場延べ8日間実施。
- ・費 用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。
結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性
- ・20、25、30、35、40、45、50、55歳になる女性へ勸奨ハガキを送付
（無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各検診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実 績》

①過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
H27年度	12,898	1,188	9.2	161	13.6	127	78.9	57
H28年度	12,058	1,217	10.1	179	14.7	162	90.5	92
H29年度	12,072	1,234	10.2	210	17.0	174	82.9	96
H30年度	12,591	1,153	9.2	139	12.1	124	89.2	67
R元年度	12,259	1,118	9.1	142	12.7	115	81.0	49

②性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
		人	%	人	%		%	人	%	人	%		
20	813	27	3.3	26	96.3	1	3.7	0	0.0	0	0.0	0	0
25	687	39	5.7	39	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	784	27	3.4	26	96.3	1	3.7	0	0.0	0	0.0	0	0
35	917	90	9.8	90	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
40	1,129	99	8.8	98	99.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,419	150	10.6	148	98.7	2	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,235	192	15.5	185	96.4	6	3.1	1	0.5	1	100.0	0	1
55	1,038	207	19.9	163	78.7	32	15.5	12	5.8	11	91.7	1	4
60	1,057	65	6.1	36	55.4	13	20.0	16	24.6	15	93.8	1	6
65	1,355	91	6.7	23	25.3	32	35.2	36	39.6	33	91.7	3	15
70	1,825	131	7.2	16	12.2	38	29.0	77	58.8	55	71.4	22	23
	12,259	1,118	9.1	850	76.0	126	11.3	142	12.7	115	81.0	27	49

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

※精密検査未受診者には、精検未受診勧奨を実施予定（新型コロナウイルス感染の影響で未実施）

③栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢（人）		相談者の内訳（人）		受診者数（人）
20～39歳	8	要指導	126	126
40～64歳	68	要精密検査（希望者）	2	142
65歳以上	73	異常を認めず（希望者）	21	850
合 計	149	合 計	149	1,118

- ・要指導となった方を対象に健康アドバイスを実施しているが、平成27年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成28年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・検診が5年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も5年ごとに見直すことにし、平成30年度から、栄養士1名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法で実施している。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。

④その他

- ・要精密検査となったかたを受診につなげるため、平成28年度より、要精密検査と判定されたかたに身長測定を実施している。令和元年度は、自己申告のピーク時の身長と比較した結果、3 cm以上低くなっているかた（背骨の圧迫骨折リスクが高い）が15.5%（142人中22人）いた。また、平成30年度から要精密検査となり、5年前に骨粗しょう症検診を受診したかたに、5年前の結果を健康手帳に記載して比較することで、精密検査の重要性を伝えている。

- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20 歳・25 歳の月経不順は 10.6%（66 人中 7 人）、30 歳・35 歳の 18.8%（117 人中 22 人）。未治療の割合は、20 歳・25 歳が 7 人中 6 人（85.7%）と高率。結果は、全員「異常なし」。30 歳・35 歳では、月経不順のうち、未治療の割合が 50.0%（22 人中 11 人）。結果は、未治療者 1 名が「要指導」、他は「異常なし」。月経不順で極端なダイエット歴がある 2 名は、いずれも医療受診をしていた。
- ・精密検査未受診者への受診勧奨は、新型コロナウイルス感染の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、今年度は実施していない。
- ・切れ目のない支援を目的に、平成 26 年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施している。
（年 2 回）

《考 察》

20・25 歳の受診者は昨年度より増加したが、それ以外の年代は全体的に減少している。

若い世代の月経不順のうち、未治療の割合が 5～8 割と高率なため、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成 29 年度から「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、20～35 歳の受診者全員に配布している。今後は、幼児健診等の母子保健事業でもちらしを配布し、さらなる周知を図っていく。

要精密検査未受診者は昨年度より増加しており、新型コロナウイルス感染の収束状況をみながら、今後受診勧奨を実施する。

65 歳以上の受診者に対しては、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携をしていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内 容》

①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
- ・市内在住の41歳以上のかた（集団のみ）

上記の方で、過去にB型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
過去にB型肝炎およびC型肝炎で受診していないかた

②実施方法

ア 集団検診（6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施。

- ・費 用 500円（税込み）
40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

イ 個別検診

- ・期 間 6月1日～12月10日、市内36医療機関で実施。
- ・費 用 無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・平成30年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた

勸奨はがき

- ・40歳のかたのうち、令和元年9月26日時点で市の肝炎ウイルス検診を受けていないかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

《実 績》

①過去5年間の実施状況

	受診者 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が 高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
H27年度	3,031	19	0.6	4	0.1
H28年度	1,569	10	0.6	2	0.1
H29年度	1,129	4	0.4	2	0.2
H30年度	1,240	2	0.2	0	0.0
R元年度	1,246	7	0.6	2	0.2

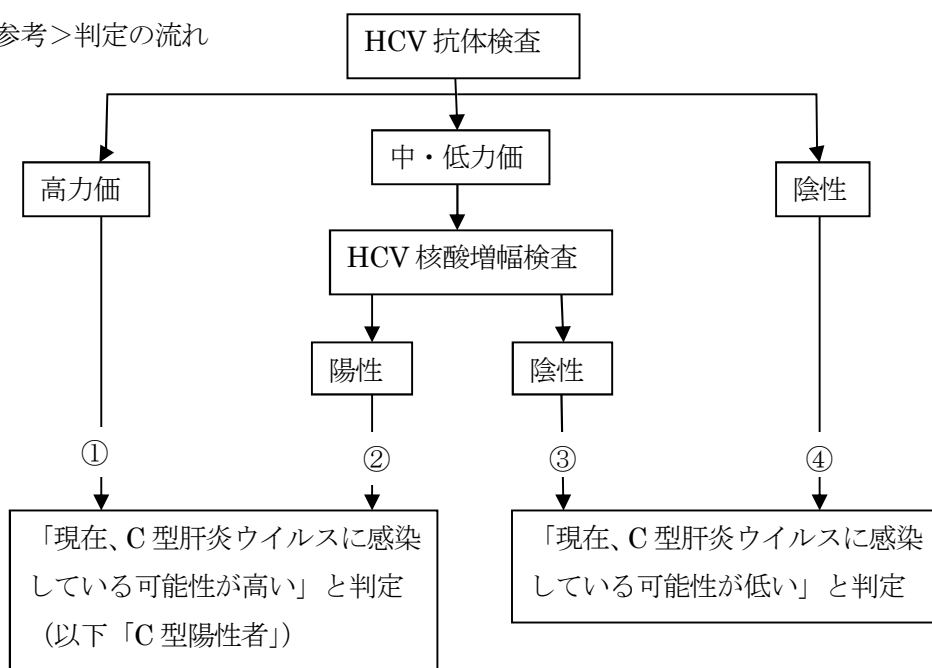
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	237	2	237	0	0	0	237
41～44	42	0	42	0	0	0	42
45～49	93	0	93	0	0	0	93
50～54	88	0	88	0	0	0	88
55～59	68	0	68	0	0	0	68
60～64	103	0	103	0	0	0	103
65～69	233	2	233	0	0	0	233
70～74	247	1	247	1	0	0	246
75～79	100	2	100	1	0	0	99
80歳以上	35	0	35	0	0	1	34
集団	1, 172	7	1, 172	2	0	1	1, 169
個別	74	0	74	0	0	0	74
合計	1, 246	7	1, 246	2	0	1	1, 243

無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していな い可能性が極め て低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	237	2	237	0	0	0	237
45	54	0	54	0	0	0	54
50	52	0	52	0	0	0	52
55	40	0	40	0	0	0	40
60	39	0	39	0	0	0	39
65	94	0	94	0	0	0	94
集団	442	2	442	0	0	0	442
個別	74	0	74	0	0	0	74
合計	516	2	516	0	0	0	516

<参考>判定の流れ



《考 察》

肝炎ウイルス検診は、国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

平成 25 年度より、HCV 抗体検査が、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額は、平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となったため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたは、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。平成 28 年度からは、65 歳のかたも検診費用が無料となった。

平成 27 年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため集団検診での予約制を廃止し、複合検診実施会場のうち肝炎ウイルス検診が行える 4 つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施した。令和元年度からは、複合検診の全会場で肝炎ウイルス検診を実施し、集団検診での受診者が平成 30 年度に比べて 1,115 人から 1,172 人と 57 人増加、陽性者も同様に増加した。平成 28 年度以降の受診者数は平成 27 年度の約半数となったが、一生に一度の検診のため、平成 27 年度に受けたかたが多かったと考えられる。

次年度は、肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、個別検診の対象を 40 歳限定から 41 歳以上に拡大する。

ウイルス性肝炎は、国内最大の感染症であることから、40 歳以上の全ての市民が一生に一度肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

《内 容》

①対象者

- ・平成 27 年 6 月 1 日以降に、肝炎ウイルス検診において「B 型肝炎ウイルス陽性」および「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い（以下「C 型陽性」）」と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送
- ・令和 2 年 2 月 再勧奨（上記資料を郵送）
 - ・令和元年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 1 名※
- ※令和元年 11 月受診、令和 2 年 1 月結果発送の B 型陽性者 1 名は、令和 2 年 3 月に再勧奨予定だったが、新型コロナウイルス感染の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、今年度は実施していない。
- ・平成 27 年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 5 名
- ・平成 29 年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 1 名（平成 28・30 年度は、全員精密検査受診のため、該当者なし）

《実 績》

<令和元年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	5 人/ 7 人 (71.4%)	1 人/ 7 人 (14.2%)
C 型陽性者	2 人/ 2 人 (100%)	0 人/ 1 人 (0%) ※

※C型陽性者1名は、既に医療機関で治療されていたためフォローアップ事業対象外。

<平成27年度・29年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	0 人/ 6 人 (0%)	0 人/ 0 人 (0%)

《考 察》

肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業は、平成 26 年 3 月 31 日の厚労省「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示、これに基づき平成 27 年 10 月 1 日より、県が「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」を施行した。これにより、肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなったことから、市は肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検

査費用助成の対象となる、平成 27 年度の陽性者から同事業の案内を郵送した。

今年度再勧奨をした 7 名は、精密検査受診状況が把握できなかった。再勧奨できなかった B 型陽性者 1 名は、新型コロナウイルス感染の収束状況をみながら、今後受診勧奨を実施する。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱
佐倉市歯科口腔保健基本計画目標値	(現状値) → (目標) ・ 口腔がんを認知している人の割合 19 歳以上 59.5% → 80.0%

《目 的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内 容》

- ① 対象者 40 歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかた、及び、同年度に歯ッピーかみんぐフェアで口腔がん検診を受診するかたを除く
- ② 周知方法

「こうほう佐倉」： 8 月 1 日広報、9 月 15 日広報に歯ッピーかみんぐフェアとあわせて掲載した。

ホームページ： 市のホームページに口腔がん検診の PR を掲載した。

ポスター掲示： 市内協力歯科医療機関、公共施設等に掲示した。

PR 活動： 各種教室、特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性を PR し、チラシを配布した。

個別勧奨： 年度末年齢 40 歳および 50 歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。
- ③ 方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 39 歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。
- ④ 実施期間 9 月 1 日～2 月 10 日

《実 績》 ※平成 28 年度から実施

- ① 受診状況 定員 350 名（受診申込者 438 人）

1 次検診（問診・視診・触診）受診数 345 人（男性 180 人、女性 165 人）、

2 次検診（細胞診）実施数 21 人

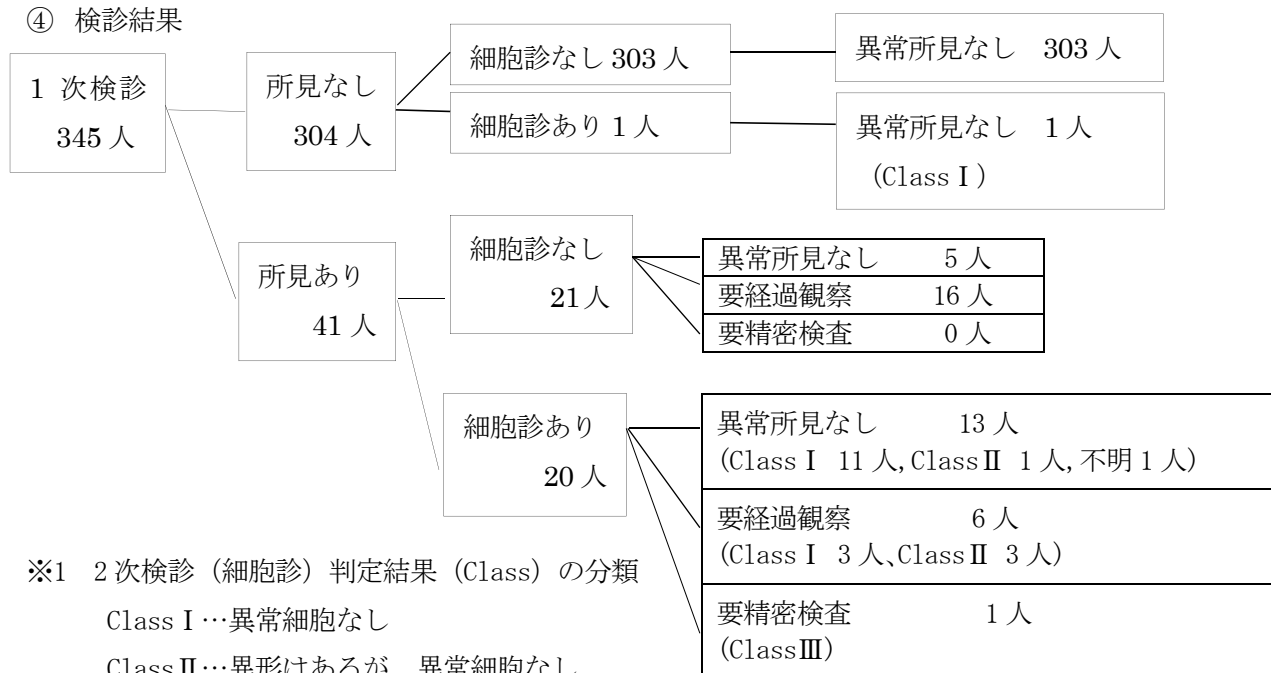
② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
平成 28 年度	263	320	82.2%
平成 29 年度	297	334	88.9%
平成 30 年度	206	258	79.8%
令和元年度	345	438	78.8%

③ 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳～	計
佐倉	10	11	7	22	4	54
臼井	6	12	13	42	8	81
志津	28	28	26	41	7	130
根郷	11	16	10	19	3	59
和田	0	0	0	1	0	1
弥富	0	0	0	0	0	0
千代田	2	4	4	9	1	20
総数	57	71	60	134	23	345

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

Class I…異常細胞なし

Class II…異形はあるが、異常細胞なし

Class III…疑わしい細胞あり

Class IV、V…異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（総合判定区分）		
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人
男性	40～49	41	37	4	0
	50～59	55	53	2	0
	60～69	19	16	3	0
	70～79	54	52	1	1
	80～	11	10	1	0
	小計	180	168	11	1
女性	40～49	16	16	0	0
	50～59	16	15	1	0
	60～69	41	39	2	0
	70～79	80	73	7	0
	80～	12	11	1	0
	小計	165	154	11	0
総計		345	322	22	1

⑥ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	OPMDs 疑い者数※3	発見率
平成 28 年度	263	29	1	12	4.6%
平成 29 年度	297	25	2	15	5.1%
平成 30 年度	206	25	0	15	7.3%
令和元年度	345	22	1	9	2.6%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬などが含まれる。

⑦ 研修会

ア.口腔がん検診指定歯科医師研修会

対象者がいないため、実施なし

イ. 口腔がん検診症例検討会

日 程	令和元年 9 月 17 日(火)	令和元年 11 月 19 日(火)	令和 2 年 2 月 12 日(水)
時 間	20 時～21 時 40 分	19 時 55 分～21 時 30 分	
場 所	佐倉市健康管理センター		
演 題	口腔がんと闘う なぜ増え続けるのか？最新の知見とデータ	終末期口腔がん患者について考える	エックス線画像と病理画像から診た口腔がん
講 師	東京歯科大学口腔顎顔面外科学講座 教授 柴原孝彦 氏	東京歯科大学口腔がんセンター 講師 大金覚 氏	日本大学歯学部放射線学講座 准教授 荒木正夫 氏
参加人数	46 人	36 人	47 人

《考 察》

40 歳および 50 歳となる男性を対象にはがきによる勧奨を実施したところ、男性の受診者が、女性と比べて 40 歳台で 25 名、50 歳台で 39 名多かった。口腔がんは性別比でみると男性のり患率が高く、口腔がんのり患数が増加し始める。40 歳台頃から口腔がんへの関心を高めるきっかけづくりとなるよう、特に 40 歳台、50 歳台への啓発を引き続き検討したい。

検診の結果、舌がんが発見された者が 1 名いた。今後も早期発見、早期治療のきっかけとなるよう、事業展開していきたい。

令和元年度市民意識調査の結果、口腔がんを知っていると答えた者は 82.1%であり、目標値 80%を達成したが、引き続き口腔がんの正しい知識の啓発に努めたい。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2			
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・がん検診の受診者の割合	胃がん検診	12.0%	→ 50.0%
		子宮がん検診	5.1%	→ 50.0%
		乳がん検診	11.4%	→ 50.0%
		肺がん検診	16.6%	→ 50.0%
		大腸がん検診	15.2%	→ 50.0%

（1）胃がん検診

《目 的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6 月 5 日～12 月 8 日、市内 19 会場延べ 57 日間実施
- ・費用 900 円（税込み）
- ・検診車輛での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 28 医療機関で実施
- ・費用 3,000 円（税込み）
- ・胃部直接撮影を実施（医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり）

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・平成 30 年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・市の特定健診（健康診査）の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成27年度	52,479	14,198	27.1
平成28年度	111,335	13,479	12.1
平成29年度	112,207	13,483	12.0
平成30年度	113,052	13,369	11.8
令和元年度	113,878	12,808	11.2

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（令和元年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,878	5,704	5.0	53	0.9	48	4
個別		7,104	6.2	535	7.5	478	17
計	113,878	12,808	11.2	588	4.6	526	21

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		健診結果						精密検査受診状況				
					異常認めず		判定不能		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
					人	%		%	人	%	人	%			
男性	40～44	6,130	161	2.6	158	98.14	0	0.00	3	1.86	2	66.7	0	1	0
	45～49	7,000	181	2.6	179	98.90	0	0.00	2	1.10	2	100.0	0	0	0
	50～54	6,026	164	2.7	162	98.78	0	0.00	2	1.22	2	100.0	0	0	0
	55～59	5,174	139	2.7	138	99.28	0	0.00	1	0.72	0	0.0	0	1	0
	60～64	5,323	251	4.7	241	96.02	0	0.00	10	3.98	10	100.0	0	0	0
	65～69	6,806	807	11.9	773	95.79	0	0.00	34	4.21	30	88.2	1	3	1
	70～74	6,936	1,532	22.1	1,458	95.17	1	0.07	73	4.76	65	89.0	2	6	3
	75～79	5,840	1,514	25.9	1,423	93.99	0	0.00	91	6.01	85	93.4	1	5	4
	80歳以上	5,546	986	17.8	910	92.29	0	0.00	76	7.71	62	81.6	4	10	4
	小計	54,781	5,735	10.5	5,442	94.89	1	0.02	292	5.09	258	88.4	8	26	12
女性	40～44	5,902	340	5.8	337	99.12	0	0.00	3	0.88	3	100.0	0	0	0
	45～49	6,779	375	5.5	370	98.67	0	0.00	5	1.33	5	100.0	0	0	0
	50～54	5,761	312	5.4	307	98.40	0	0.00	5	1.60	5	100.0	0	0	0
	55～59	5,270	350	6.6	342	97.71	0	0.00	8	2.29	6	75.0	2	0	0
	60～64	5,823	591	10.1	570	96.45	0	0.00	21	3.55	21	100.0	0	0	0
	65～69	7,571	1,154	15.2	1,127	97.66	0	0.00	27	2.34	24	88.9	1	2	2
	70～74	7,590	1,761	23.2	1,664	94.49	0	0.00	97	5.51	90	92.8	5	2	2
	75～79	6,323	1,437	22.7	1,360	94.64	1	0.07	76	5.29	67	88.2	8	1	1
	80歳以上	8,078	753	9.3	699	92.83	0	0.00	54	7.17	47	87.0	7	0	4
	小計	59,097	7,073	12.0	6,776	95.80	1	0.01	296	4.19	268	90.5	23	5	9
男性	集団	54,781	2,698	10.5	2,664	98.74	0	0.00	34	1.26	29	85.3	0	5	2
	個別		3,037		2,778	91.47	1	0.03	258	8.50	229	88.8	8	21	10
女性	集団	59,097	3,006	12.0	2,986	99.34	1	0.03	19	0.63	19	100.0	0	0	2
	個別		4,067		3,790	93.19	0	0.00	277	6.81	249	89.9	5	23	7
合計		113,878	12,808	11.2	12,218	95.39	2	0.02	588	4.59	526	89.5	13	49	21

※1）未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2）未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和元年度の受診率は、11.2%であった。受診者数については前年度と比較し 561 人(0.6%)減少している。

受診数は男性 5,735 人、女性 7,073 人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性 12 人、女性 9 人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。

今年度は、自然災害・新型コロナウイルスの影響で、検診受診者及び精密検査受診者が減少した可能性がある。

目標値と現在の受診率との差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことがない対象者の抽出と、個人に対する検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診 PR と併せて、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知を行い、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

要精密検査においては未受診者が多い。勧奨の実施により、未受診者を減らせるよう努めていく必要がある。

(2) 子宮頸がん検診

《目 的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

① 対象者

- ・市内在住の 20 歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 27 日～2 月 25 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 29 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 20 歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・ 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・平成 30 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成 29 年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 地区回覧で周知啓発を実施

エ 母子保健事業実施時に案内チラシを配布

オ ハガキによる勧奨を実施

- ・23・25・27・29 歳の令和元年度未受診のかた
- ・30 歳の方
- ・20 歳クーポン対象者

カ 成人式にて P R チラシを配布

《実 績》

① 過去5年間の実施状況（無料クーポン券対象者を含む）

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成27年度	20,694	4,359	21.1
平成28年度	75,670	3,662	4.8
平成29年度	75,666	3,895	5.1
平成30年度	75,600	3,990	5.3
令和元年度	75,480	3,532	4.7

※対象者数

平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（令和元年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）÷2（隔年での受診のため）
（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者
集団	75,480	1,144	1.5	17	1.5	15	6	0
個別		2,388	3.2	39	1.6	30	12	1
計	75,480	3,532	4.7	56	1.6	45	18	1

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診者	未受診 ^{※1}	未把握 ^{※2}	異形成	がん
				人	%	人	%	人	人	人	人	人
20～24	3,937	64	1.6	62	96.9	2	3.1	1	0	1	1	0
25～29	3,517	113	3.2	111	98.2	2	1.8	2	0	0	0	0
30～34	4,133	143	3.5	138	96.5	5	3.5	5	0	0	3	0
35～39	4,796	271	5.7	264	97.4	7	2.6	6	0	1	1	0
40～44	5,902	333	5.6	323	97.0	10	3.0	8	0	2	3	0
45～49	6,779	349	5.1	340	97.4	9	2.6	9	0	0	4	0
50～54	5,761	310	5.4	305	98.4	5	1.6	3	0	2	1	0
55～59	5,270	259	4.9	256	98.8	3	1.2	2	0	1	1	0
60～64	5,823	354	6.1	350	98.9	4	1.1	2	0	2	1	0
65～69	7,571	431	5.7	428	99.3	3	0.7	2	0	0	1	1
70～74	7,590	510	6.7	505	99.0	5	1.0	5	0	0	2	0
75～79	6,323	296	4.7	295	99.7	1	0.3	0	0	1	0	0
80歳以上	8,078	99	1.2	99	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	75,480	3,532	4.7	3,476	98.4	56	1.6	45	0	10	18	1
集団	75,480	1,144	4.7	1,127	98.5	17	1.5	15	0	2	6	0
個別		2,388		2,349	98.4	39	1.6	30	0	8	12	1
合計	75,480	3,532	4.7	3,476	98.4	56	1.6	45	0	10	18	1

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 9 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

また、「健康さくら 21（第二次）」のがん検診受診率の目標は 50.0%としているが、令和元年度の受診率は、4.7%であった。受診者数については前年度と比較し 458 人（0.6%）減少している。

今年度は、自然災害・新型コロナウイルスの影響で減少した可能性がある。

年代別でみると、70 歳から 74 歳の年代で受診率が多かった。他の年代より検診に関する関心が高いことが分かった。次に、35 歳から 39 歳の年代の受診率が高かった。今後も、20 歳から 39 歳の若い世代に関心をもってもらい検診を習慣化できる取り組みをしていきたい。

精密検査結果では、20 歳から 39 歳までの若い世代で 5 人の異形成が見つかった。

この結果を踏まえ、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知していく。

今後の集団検診の実施にあたっては、新型コロナウイルス対策のために、3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診が必須である。そのため、会場の消毒・受診者の健康チェック・予約制の導入・受診者人数の制限を設けるなどの対策をし、安全・安心な検診にしていく。

また、引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう努めていく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度からは平成 22 年度に始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 31 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 10 (1998) 年 4 月 2 日～平成 11 (1999) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 27 日～2 月 25 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 29 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5 月末）

対象者にハガキ勧奨

アンケートの送付

- ・対象者のうち 9 月末までに受診していない者に対し、アンケートを送付（11 月）

（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実 績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	24 年度	5,154	885	17.2
	25 年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26 年度	15,634	1,616	10.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27 年度	812	48	5.9
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,160	310	9.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	28 年度	1,448	82	5.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	29 年度	817	36	4.4
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	30 年度	780	25	3.2
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和元年度	775	34	4.4

② 検診実施結果（令和元年度）

検診 方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	775	9	1.2	1	11.1	0	0	0
個別		25	3.2	0	0.0	0	0	0
計	775	34	4.4	1	2.9	0	0	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	異成形	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人	人
20歳	775	34	4.4	33	97.1	1	2.9	0	0	1	0	0
小計	775	34	4.4	33	97.1	1	2.9	0	0	1	0	0
集団	775	9	4.4	8	88.9	1	11.1	0	0	1	0	0
個別		25		25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	775	34	4.4	33	97.1	1	2.9	0	0	1	0	0

④ アンケート結果

20 歳アンケート送付数 810 人

回収数 36 人（回収率 4.4%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	16	44.4
市以外に受診の機会あり	2	5.6
未回答	18	50.0

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、年度内に未受診であった者と未回答だがアンケートに記載した者で検診を受けない理由
(複数回答可)

1. 当てはまる、2. どちらかといえば当てはまる という回答数が多かった項目	回答数（人） ※1.2 選択者数／項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	9 人／21 人中	42.9
休日等の検診がない	8 人／21 人中	38.1
今は健康	7 人／21 人中	33.3
検診の場所がわからない	10 人／20 人中	50.0
検診が面倒	13 人／20 人中	65.0

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは4人であった。

《考 察》

今回「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の中で、対象者は 20 歳として行った。この対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、年度内に未受診であった者と未回答だがアンケートに記載した者で検診を受けない理由として、「そのうち受けようと思っていた（42.9%）」という一方で、「検診の場所がわからない（50.0%）」・「検診が面倒（65.0%）」という回答が半数以上を占めていた。この結果から若年層は、そのうち受けようとする意図がある一方で、「検診が面倒」「検診の場所がわからない」と回答する検診に無関心という二面性が見られる。

その他のご意見では、「子宮頸がん予防接種を受けているから、しばらくは子宮頸がん検診を受診しない」「子宮頸がん検診を受診することは、性行為の経験があると公言することだから。両親に知られたくない」「年齢が早く、30 歳ごろがよかった」「性経験がないため」「海外留学中のため」があった。

その他のご意見も参考にしながら、若年層が検診の必要性を理解し、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目 的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、平成 30 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 20 日～2 月 21 日、4 会場延べ 19 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～2 月 28 日
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、平成 30 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 11 月 28 日～2 月 20 日、4 会場延べ 7 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 12 医療機関で実施
（聖隷佐倉市民病院健診センターのみ 6 月 1 日から 2 月 28 日）
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 30 歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 平成 30 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ ハガキによる勧奨を実施

- ・ 平成 29 年度に超音波検査を受診した 30 歳代のかた
- ・ 平成 29 年度にマンモグラフィ検査を受診した 40 歳代・50 歳代・60 歳代のかた
- ・ 30 歳のかた
- ・ 40 歳無料クーポン対象のかた

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	マンモグラフィ 受診者 (再掲：人)	超音波受診者 (再掲：人)	受診率 (%)
平成27年度	38,267	7,516	3,576	3,940	19.6
平成28年度	67,648	7,781	4,022	3,759	11.5
平成29年度	67,792	7,746	3,542	4,204	11.4
平成30年度	67,903	7,781	3,768	4,013	11.5
令和元年度	68,026	7,434	3,304	4,130	10.9

※対象者数 平成 28 年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする(令和元年 5 月末人口)

平成 27 年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には平成 22 年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果（令和元年度）

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	59,097 (※ 1)	2,530	5.6	94	3.7	88	2
	個別		774		54	7.0	40	2
	合計	59,097 (※ 1)	3,304	5.6	148	4.5	128	4
超音波	集団	68,026 (※ 2)	536	6.1	14	2.6	13	0
	個別		3,594		102	2.8	73	6
	合計	68,026 (※ 2)	4,130	6.1	116	2.8	86	6
合計		68,026 (※ 3)	7,434	10.9	264	3.6	214	10

(※1 マンモグラフィの対象者は 40 歳以上

(※2 超音波の対象者は 30 歳以上

(※3 乳がん検診全体の対象者 30 歳以上

③年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：令和元年度）

性別	年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	人	人	人
女性	30～34	4,133	363	8.8	357	98.3	6	1.7	6	0	0	0
	35～39	4,796	530	11.1	513	96.8	17	3.2	15	0	2	0
	40～44	5,902	791	13.4	742	93.8	49	6.2	40	0	9	0
	45～49	6,779	719	10.6	686	95.4	33	4.6	26	0	7	1
	50～54	5,761	578	10.0	561	97.1	17	2.9	14	0	3	1
	55～59	5,270	587	11.1	571	97.3	16	2.7	9	0	7	0
	60～64	5,823	635	10.9	610	96.1	25	3.9	20	0	5	1
	65～69	7,571	958	12.7	922	96.2	36	3.8	32	0	4	3
	70～74	7,590	1,181	15.6	1,146	97.0	35	3.0	28	0	7	1
	75～79	6,323	782	12.4	760	97.2	22	2.8	18	0	4	3
	80歳以上	8,078	310	3.8	302	97.4	8	2.6	6	0	2	0
	小計	68,026	7,434	10.9	7,170	96.4	264	3.6	214	0	50	10
マンモグラフィ	集団	59,097(※1)	2,530	5.6	2,436	96.3	94	3.7	88	0	6	2
	個別		774		720	93.0	54	7.0	40	0	14	2
超音波	集団	68,026(※2)	536	6.1	522	97.4	14	2.6	13	0	1	0
	個別		3,594		3,492	97.2	102	2.8	73	0	29	6
合計		68,026(※3)	7,434	10.9	7,170	96.4	264	3.6	214	0	50	10

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

<マンモグラフィ検査：令和元年度>

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
				人	%	人	%	人	人	人	人
40～44	5,902	569	9.6	532	93.5	37	6.5	33	0	4	0
45～49	6,779	439	6.5	423	96.4	16	3.6	15	0	1	0
50～54	5,761	347	6.0	334	96.3	13	3.7	11	0	2	1
55～59	5,270	327	6.2	314	96.0	13	4.0	8	0	5	0
60～64	5,823	323	5.5	308	95.4	15	4.6	14	0	1	0
65～69	7,571	511	6.7	487	95.3	24	4.7	22	0	2	1
70～74	7,590	494	6.5	474	96.0	20	4.0	17	0	3	1
75～79	6,323	231	3.7	224	97.0	7	3.0	6	0	1	1
80歳以上	8,078	63	0.8	60	95.2	3	4.8	2	0	1	0
小計	59,097	3,304	5.6	3,156	95.5	148	4.5	128	0	20	4
集団	59,097	2,530	5.6	2,436	96.3	94	3.7	88	0	6	2
個別		774		720	93.0	54	7.0	40	0	14	2
合計	59,097	3,304	5.6	3,156	95.5	148	4.5	128	0	20	4

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：令和元年度>

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
				人	%	人	%	人	人	人	人
30～34	4,133	363	8.8	357	98.3	6	1.7	6	0	0	0
35～39	4,796	530	11.1	513	96.8	17	3.2	15	0	2	0
40～44	5,902	222	3.8	210	94.6	12	5.4	7	0	5	0
45～49	6,779	280	4.1	263	93.9	17	6.1	11	0	6	1
50～54	5,761	231	4.0	227	98.3	4	1.7	3	0	1	0
55～59	5,270	260	4.9	257	98.8	3	1.2	1	0	2	0
60～64	5,823	312	5.4	302	96.8	10	3.2	6	0	4	1
65～69	7,571	447	5.9	435	97.3	12	2.7	10	0	2	2
70～74	7,590	687	9.1	672	97.8	15	2.2	11	0	4	0
75～79	6,323	551	8.7	536	97.3	15	2.7	12	0	3	2
80歳以上	8,078	247	3.1	242	98.0	5	2.0	4	0	1	0
小計	68,026	4,130	6.1	4,014	97.2	116	2.8	86	0	30	6
集団	68,026	536	6.1	522	97.4	14	2.6	13	0	1	0
個別		3,594		3,492	97.2	102	2.8	73	0	29	6
合計	68,026	4,130	6.1	4,014	97.2	116	2.8	86	0	30	6

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 21」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和元年度の受診率は、10.9%であった。受診者数では前年度と比較し、347 人（0.6%）減少している。今年度は、自然災害や新型コロナウイルスの影響もあり、減少した可能性がある。

個別検診では、今年度も聖隷佐倉市民病院健診センターのみでマンモグラフィ検査・超音波検査が 6 月 1 日～2 月 28 日までと延ばして実施した。

今回は、70 歳以上の受診数の増加がみられた。70 歳以上の方からは、検診の必要性を理解されていると考える。40 歳から 44 歳の年代では、70 歳から 74 歳の年代の次に高い。クーポン対象者も含まれているためと考えられる。今後も若い世代の受診率が増加できるように、受診しやすい環境づくりを目指していきたい。

今後の集団検診の実施にあたっては、新型コロナウイルス対策のために、3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診が必須である。そのため、会場の消毒・受診者の健康チェック・受診者人数の制限を設けるなどの対策をし、安全・安心な検診にしていく。

また、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるために啓発活動を推進し、未受診者の未受診理由を参考にした勧奨を行っていく必要がある。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 31 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 53 (1978) 年 4 月 2 日～昭和 54 (1979) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診 (予約制)

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 20 日～2 月 21 日、4 会場延べ 40 歳代 9 日間
- ・費用 無料
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施

40 歳代 (2 方向)

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 28 日、市内 1 医療機関 (聖隷佐倉市民病院健診センター) で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施

40 歳代 (2 方向)

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・ 対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勧奨

勧奨アンケートの送付

- ・ 対象者のうち9月末までに受診していないかたに対し、アンケートを送付（11月）

（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》がん検診推進事業

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	平成24年度	6,040	1,025	17.0
	平成25年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	平成26年度	16,802	1,617	9.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成27年度	1,210	181	15.0
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,761	328	8.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成28年度	2,030	392	19.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成29年度	1,127	257	22.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成30年度	979	157	16.0
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和元年度	977	231	23.6

② 検診実施結果（令和元年度）

検診 方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	977	137	14.0	7	5.1	7	0
個別		94	9.6	13	13.8	9	0
計	977	231	23.6	20	8.7	16	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
40歳	977	231	23.6	211	91.3	20	8.7	16	0	4	0
小計	977	231	23.6	211	91.3	20	8.7	16	0	4	0
集団	977	137	23.6	130	94.9	7	5.1	7	0	0	0
個別		94		81	86.2	13	13.8	9	0	4	0
合計	977	231	23.6	211	91.3	20	8.7	16	0	4	0

④ アンケート結果

40歳アンケート送付数 881人 回収数 132人（回収率 15.0%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	26	19.7
市以外に受診の機会あり	92	69.7
未回答	14	10.6

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、アンケート後も未受診であった者の検診を受けない理由（複数回答可）

1.当てはまる、2.どちらかといえば当てはまるという回答数が多かった項目	回答数（人） ※1.2 選択者数／項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	24人／30人中	80.0
検診の場所がわからない	8人／29人中	27.6
休日等の検診がない	10人／29人中	34.5
検診が面倒	8人／29人中	27.6
がんが見つかるのが怖い	6人／29人中	20.7

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは2人であった。

《考 察》

今回、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」は、40歳を対象として行った。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」が始まってから、佐倉市で、一番多い受診率となった。勧奨ハガキや、各所でのPRの効果があったと考える。特に勧奨ハガキでは、内容をシンプルにして、QRコードを印字したため、効果があったと考える。

クーポン対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、かつアンケート後も未受診であった者の回答では、「そのうち受けようと思っていた（80.0%）」、「休日等の検診がない（34.5%）」との回答が多かった。休日等の検診では、土曜日に集団検診・個別検診があるため周知していきたい。「検診が面倒（27.6%）」、「がんが見つかるのが怖い（20.7%）」も20%を超えていた。乳がんの正しい知識を啓発していくことで、検診の重

要性や、早期にがんを発見でき、適切な治療を受けた場合は、90%以上治癒することなどを理解してもらえれば、受診数も増加すると考える。

その他では「授乳中ため」・「妊娠中のため」「子育て中だから」「既に乳がんの治療を受けているから」「超音波検査は受けたことがあるから」「検診は時間がかかるから」などのご意見があった。

集団検診では、授乳中でも検診可能なこと、子供は市の職員が預かれること、超音波検査だけでなく、マンモグラフィ検査も乳がん発見には必要なことなどを啓発していきたい。

今後は、受診勧奨の実施や、受診しやすい環境づくりを検討していきたい。

市の検診事業を知らない方もいることから、引き続き対象者に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく必要がある。

(4) 肺がん検診

《目 的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 6 月 5 日～12 月 8 日、市内 19 会場、57 日間実施
- ・ 費用 300 円（税込み）
- ・ 検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・ 期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 41 医療機関
- ・ 費用 1,300 円（税込み）
- ・ 胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 平成 30 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成27年度	52,479	19,039	36.3
平成28年度	111,335	18,666	16.8
平成29年度	112,207	18,623	16.6
平成30年度	113,052	19,139	16.9
令和元年度	113,878	18,845	16.5

※対象者数：平成 28 年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（令和元年 5 月末人口）

平成 27 年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成 22 年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,878	8,841	7.8	84	1.0	77	3
個別		10,004	8.8	322	3.2	240	3
計	113,878	18,845	16.5	406	2.2	317	6

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者	受診者		健診結果						精密検査受診状況				
					異常認めず		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	※1人	※2人	人
男性	40～44	6,130	188	3.1	180	95.8	7	3.7	1	0.5	0	0.0	1	0	0
	45～49	7,000	197	2.8	189	95.9	7	3.6	1	0.5	1	100.0	0	0	0
	50～54	6,026	188	3.1	178	94.7	9	4.8	1	0.5	1	100.0	0	0	0
	55～59	5,174	166	3.2	159	95.8	6	3.6	1	0.6	0	0.0	1	0	0
	60～64	5,323	310	5.8	290	93.6	18	5.8	2	0.6	2	100.0	0	0	0
	65～69	6,806	1,046	15.4	953	91.1	75	7.2	18	1.7	15	83.3	0	3	0
	70～74	6,936	2,113	30.5	1,800	85.2	261	12.3	52	2.5	40	76.9	9	3	1
	75～79	5,840	2,031	34.8	1,599	78.7	379	18.7	53	2.6	47	88.7	5	1	2
	80歳以上	5,546	1,559	28.1	1,106	70.9	402	25.8	51	3.3	39	76.5	9	3	2
	小計	54,781	7,798	14.2	6,454	82.8	1,164	14.9	180	2.3	145	80.6	25	10	5
女性	40～44	5,902	415	7.0	406	97.8	7	1.7	2	0.5	2	100.0	0	0	0
	45～49	6,779	444	6.5	431	97.1	11	2.5	2	0.4	2	100.0	0	0	0
	50～54	5,761	380	6.6	369	97.1	10	2.6	1	0.3	1	0.0	0	0	0
	55～59	5,270	377	7.2	343	91.0	30	7.9	4	1.1	3	75.0	0	1	0
	60～64	5,823	815	14.0	770	94.5	43	5.3	2	0.2	1	50.0	1	0	0
	65～69	7,571	1,763	23.3	1,575	89.4	168	9.5	20	1.1	15	75.0	3	2	0
	70～74	7,590	2,861	37.7	2,394	83.7	400	14.0	67	2.3	54	80.6	7	6	0
	75～79	6,323	2,362	37.4	1,917	81.2	384	16.2	61	2.6	49	80.3	8	4	1
	80歳以上	8,078	1,630	20.2	1,158	71.0	405	24.9	67	4.1	45	67.2	11	11	0
	小計	59,097	11,047	18.7	9,363	84.8	1,458	13.2	226	2.0	172	76.1	30	24	1
男性	集団	54,781	3,850	14.2	3,501	90.9	299	7.8	50	1.3	45	90.0	3	2	3
	個別		3,948		2,953	74.8	865	21.9	130	3.3	100	76.9	22	8	2
女性	集団	59,097	4,991	18.7	4,748	95.1	209	4.2	34	0.7	32	94.1	1	1	0
	個別		6,056		4,615	76.2	1,249	20.6	192	3.2	140	72.9	29	23	1
合計		113,878	18,845	16.5	15,817	83.9	2,622	13.9	406	2.2	317	78.1	55	34	6

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和元年度の受診率は、16.5%であった。受診者数については前年度と比較し 294 人(0.4%)減少している。

今年度は、自然災害・新型コロナウイルスの影響で、検診受診者及び精密検査受診者が減少した可能性がある。

年齢別にみると男女とも40～64歳までの受診率が低い。

目標値と現在の受診者の差が大きく、達成のためには、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

精密検査の受診については個別通知により、受診勧奨及び状況を把握している。今後も引き続き未受診者に対して、勧奨を行い、受診につなげていくよう努めていく必要がある。

(5) 大腸がん検診

《目 的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間実施
- ・費用 400円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内45医療機関で実施
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・平成30年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・以下の方へ未受診者勧奨を実施

年度末年齢61歳・66歳の国民健康保険に切り替わる年齢に勧奨した。

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、地区回覧に掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成27年度	52,479	18,255	34.8
平成28年度	111,335	17,335	15.6
平成29年度	112,207	17,095	15.2
平成30年度	113,052	17,409	15.4
令和元年度	113,878	16,970	14.9

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（令和元年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	113,878	8,368	7.3	444	5.3	358	12
個別		8,602	7.6	686	8.0	501	19
計	113,878	16,970	14.9	1,130	6.7	859	31

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	※ ¹ 人	※ ² 人	人
男性	40～44	6,130	164	2.7	156	95.1	8	4.9	4	50.0	1	3	0
	45～49	7,000	210	3.0	198	94.3	12	5.7	7	58.3	2	3	0
	50～54	6,026	189	3.1	181	95.8	8	4.2	5	62.5	1	2	0
	55～59	5,174	160	3.1	146	91.2	14	8.8	10	71.4	1	3	1
	60～64	5,323	342	6.4	328	95.9	14	4.1	8	57.1	4	2	0
	65～69	6,806	1,001	14.7	935	93.4	66	6.6	49	74.2	7	10	4
	70～74	6,936	1,823	26.3	1,693	92.9	130	7.1	105	80.8	18	7	3
	75～79	5,840	1,778	30.4	1,608	90.4	170	9.6	133	78.2	30	7	3
	80歳以上	5,546	1,304	23.5	1,151	88.3	153	11.7	112	73.2	31	10	5
	小計	54,781	6,971	12.7	6,396	91.8	575	8.2	433	75.3	95	47	16
女性	40～44	5,902	379	6.4	362	95.5	17	4.5	10	58.8	4	3	0
	45～49	6,779	463	6.8	442	95.5	21	4.5	16	76.2	2	3	1
	50～54	5,761	413	7.2	395	95.6	18	4.4	14	77.8	1	3	0
	55～59	5,270	445	8.4	425	95.5	20	4.5	16	80.0	1	3	0
	60～64	5,823	884	15.2	845	95.6	39	4.4	34	87.2	2	3	1
	65～69	7,571	1,716	22.7	1,637	95.4	79	4.6	70	88.6	7	2	1
	70～74	7,590	2,462	32.4	2,346	95.3	116	4.7	96	82.8	16	4	3
	75～79	6,323	2,022	32.0	1,878	92.9	144	7.1	107	74.3	31	6	5
	80歳以上	8,078	1,215	15.0	1,114	91.7	101	8.3	63	62.4	29	9	4
	小計	59,097	9,999	16.9	9,444	94.4	555	5.6	426	76.8	93	36	15
男性	集団	54,781	3,583	12.7	3,335	93.1	248	6.9	192	77.4	19	37	7
	個別		3,388		3,061	90.3	327	9.7	241	73.7	76	10	9
女性	集団	59,097	4,785	16.9	4,589	95.9	196	4.1	166	84.7	9	21	5
	個別		5,214		4,855	93.1	359	6.9	260	72.4	84	15	10
合計		113,878	16,970	14.9	15,840	93.3	1,130	6.7	859	76.0	188	83	31

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和元年度の受診率は、14.9%であった。受診者数については前年度と比較し 439 人(0.5%)減少している。

今年度は、自然災害・新型コロナウイルスの影響で、検診受診者及び精密検査受診者が減少した可能性がある。

受診者数の増加を図るため、がん検診の必要性について啓発をしていく必要がある。

大腸がん検診の精密検査としては、便潜血検査の再検査は不適切であると示されているが、高齢者の中には、体力等の理由で内視鏡が不可能である場合があること、若い年代の中でも便潜血検査の再検査を行っている例がみられること等から、適切な精密検査の方法について周知していく必要がある。

また、自己判断による精密検査の未受診を減らせるように啓発を続けていく必要がある。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次)【改訂版】 目標値	(初期値) → (策定時の目標) → (現状値) → (新たな目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0% → 80.0% → 95.0%

《目 的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内 容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実 績》

①訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
平成27年度	41	42
平成28年度	97	101
平成29年度	79	95
平成30年度	71	77
令和元年度	27	28

②訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	23	23	0	0	6	17
がん至急精密検査勧奨	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	1	2	0	2	0	0
歯科	3	3	0	0	0	3
計	27	28	0	2	6	20

※生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果で至急受診が必要となった者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

《考 察》

訪問指導の内訳では生活習慣病に関する保健指導は 23 人（85.2%）であった。特定健診直後の受診勧奨を含めた訪問指導は、対象者の生活状況を確認したうえでの指導ができることから、その後 6 か月間の支援においても効果が期待できる。特に、初めて保健指導の対象者となった者については、保健師、看護師、栄養士による指導により医療機関への受診や生活習慣の改善につながるケースが多く、今後の重症化予防に有効な手段となっているものと考ええる。

口腔衛生指導は 3 人（11.1%）であった。歯科衛生士が訪問歯科診療後の口腔内の状況を確認し、今後の口腔ケアなどの指導を行うことにより身体状況の改善につながっている。

精神疾患に関する訪問指導は 1 人（3.7%）であった。精神科医によるこころの相談から訪問につながったケースで、保健所の精神保健福祉士と訪問指導を実施した。その後、生活困窮者自立支援窓口を紹介、支援につながっている。

訪問指導実施人数（実人数）は、令和元年度 27 人で、平成 30 年度 71 人と比較すると大幅に減少している。これは、糖尿病性腎症重症化予防事業において、スタッフの減少から、実施方法を全数訪問ではなく、対象者を絞っての支援に変更したことや、パニックデータの受診勧奨で、訪問ではなく電話での受診勧奨を実施するケースが増加したこと、また、がん至急精密検査勧奨においても、訪問ではなく面接で支援を行うケースが増加し、今年度は訪問での実施がなかったことが影響していると考ええる。今後も対象者の状況に合わせて、訪問指導を実施していく。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）） 健康増進法第19条の2(健康診査)
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	(現状値) → (目標) ・ 特定健康診査の実施の割合 ・ 特定保健指導の実施の割合 34.2% → 60.0% 13.9% → 60.0%

《目 的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

《内 容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（6月5日～12月8日、市内19会場延べ57日間）
集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内43協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：平成31年4月1日現在、佐倉市国民健康保険に資格を有しかつ40～74歳（年齢の基準日は令和2年3月31日）の者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）
身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない
血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）
血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）
- イ 詳細な健診項目（基準に該当したうえで、健診当日の医師が必要と判断した場合）
心電図・眼底検査基準
血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）
ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。
貧血検査基準
既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実 績》

①健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第二期			第三期	
	27年度 (法定)	28年度 (法定)	29年度 (法定)	30年度 (法定)	令和元年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	45%	50%	60%	34%	36%
実績値	33.2%	33.6%	34.2%	35.7%	33.1%
特定保健指導 目標実施率	50%	55%	60%	30%	35%
実績値	16.1%	16.8%	13.9%	19.00%	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

②特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
27年度	34,025	集団健診	6,345	18.6	56.1
		個別健診	3,666	10.8	32.4
		人間ドック等	1,293	3.8	11.4
		合計	11,304	33.2	100.0
28年度	32,307	集団健診	6,000	18.6	55.3
		個別健診	3,531	10.9	32.5
		人間ドック等	1,323	4.1	12.2
		合計	10,854	33.6	100.0
29年度	31,093	集団健診	5,705	18.3	53.7
		個別健診	3,568	11.5	33.6
		人間ドック等	1,350	4.3	12.7
		合計	10,623	34.2	100.0
30年度	29,823	集団健診	5,683	19.1	53.4
		個別健診	3,583	12.0	33.6
		人間ドック等	1,383	4.6	13.0
		合計	10,649	35.7	100.0
令和元年度	32,957	集団健診	5,733	17.4	52.6
		個別健診	3,874	11.8	35.5
		人間ドック等	1,297	3.9	11.9
		合計	10,904	33.1	100.0

※令和元年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

③健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
27年度	17,707	集団健診	1,299	7.3	27.4
		個別健診	3,437	19.4	72.6
		合計	4,736	26.7	100.0
28年度	18,868	集団健診	1,408	7.5	27.5
		個別健診	3,715	19.6	72.5
		合計	5,123	27.1	100.0
29年度	20,527	集団健診	1,552	7.6	27.1
		個別健診	4,176	20.3	72.9
		合計	5,728	27.9	100.0
30年度	23,557	集団健診	1,711	7.3	28.9
		個別健診	4,202	17.8	71.1
		合計	5,913	25.1	100.0
令和元年度	25,307	集団健診	1,790	7.1	27.7
		個別健診	4,665	18.4	72.3
		合計	6,455	25.5	100.0

④令和元年度未受診者勧奨

1. 対象者

特定健康診査の未受診者勧奨は、平成21年度から実施している。

令和元年度は、①40歳になる人②平成30年度加入で未受診③過去4年未受診者④不定期受診者⑤前年度受診者のうち、今年度10月末までに受診が確認できない者 合計13,298人に受診勧奨を実施した。

2. 勧奨方法

ハガキによる個別通知

3. 勧奨結果（カテゴリー別受診率）

①40歳になる人13.2%②平成30年度加入で未受診11.9%③過去4年未受診者4.0%

④不定期受診者24.4%⑤前年度受診者のうち、今年度10月末までに受診が確認できない者25.2%

合計13.0%（1,725人）が受診をした。

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画』（平成30～35年度 6か年計画）で国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

平成20年度の開始年度から、集団健診での胃がん・大腸がん・胸部レントゲン検診との同日実施、土日の健診実施や、健診会場を小学校等の身近な場所を含め複数会場で行うなど、受診機会の確保に努め、受診率の向上への取り組みをしているが、健診受診率は、30%台の横這いの推移となっている。

受診勧奨による効果については一定程度あるが、受診率の目標到達までは至っていない。

かかりつけ医がいる対象者については、診療の中で検査を行っているため、かかりつけ医からの情報提供について、具体的な実施方法等について、引き続き医師会と協議を行っていく。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値	・ 特定保健指導の実施の割合 (現状値) → (目標) 13.9% → 60.0%

《目 的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。
(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内 容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹 囲	追加リスク			喫煙歴	対 象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
				なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
				なし		
	1つ該当			/		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、積極的支援対象者に対して、新たな支援方法が位置付けられた。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に

応じた支援は180ポイント未満でよい)の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援（3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む）を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

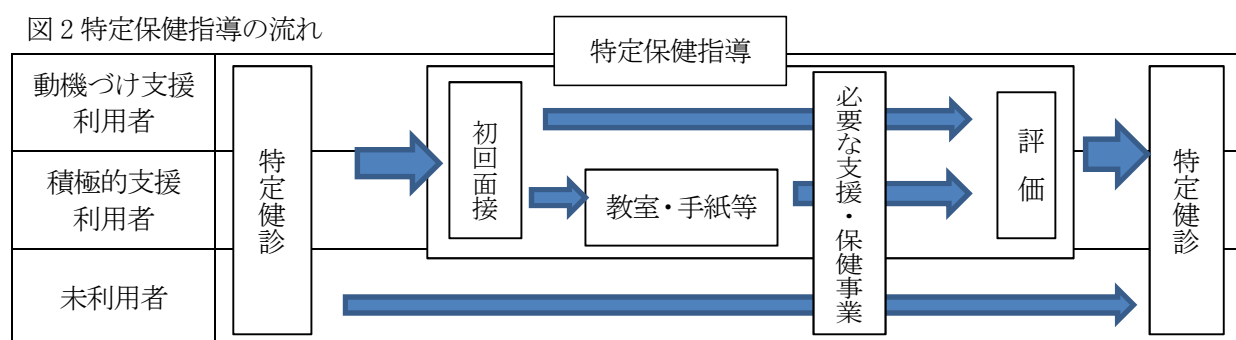
また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3カ月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 25回

グループ支援型 8回／個別支援型 44回（本人希望日による個別 23回含む）／訪問型 0回

・方 法

〈分割実施型〉

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型／個別支援型（本人希望日による個別も含む）／訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

- ・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

- ・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

- ・方 法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」高血圧予防4コース、脂質異常症予防4コース及び「運動習慣づくり教室」2課・6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

- ・周知方法

初回面接時に勧奨。

⑤終了時評価

- ・対象者

初回面接の参加者

- ・方 法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価(設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等)を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月短縮された。

《実 績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
特定健康診査 対象者数 (人)		34,025	32,307	31,093	29,823	(32,957)
受診者数 (人)		11,304	10,854	10,623	10,649	(10,904)
受診率 (%)		33.2	33.6	34.2	35.7	(33.1)
特定保健指導 対象者数 (人)		1,309	1,206	1,243	1,250	(1,122)
終了者数 (人)		211	203	173	237	－
実施率 (%)		16.1	16.8	13.9	19.0	－
再 掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	1,107	1,028	1,071	1,082	(963)
	利用者数 (人)	197	190	160	242	(183)
	終了者数 (人)	190	188	157	225	－
	実施率 (%)	17.2	18.3	14.7	20.8	－
	積極的支援 対象者数 (人)	202	178	172	168	(159)
	利用者数 (人)	23	16	20	22	(19)
	終了者数 (人)	21	15	16	12	－
	実施率 (%)	10.4	8.4	9.3	7.1	－

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、令和元年度の終了時評価が完了できるのは、令和2年6月末となる。このため、令和元年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているので、法定報告数の確認後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考 察》

平成30年度より第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となった。特定保健指導の実施率向上に向け、実施方法の見直しにより、積極的支援対象者に対して新たな支援方法「動機付け支援相当」の位置づけがされた。それにより、健診当日に特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、面接の分割実施が可能となり、更に特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月と短縮され、平成30年度の特定保健指導の利用率は増加した。

令和元年度の利用率は18.0%(対象者1122人/利用者202人)となり、前年度の利用率21.1%(対象者1250人/利用者264人)と比較し3.1ポイントの減少となっている。

初回面接の分割実施は、集団健診(25日間)の当日に特定保健指導の対象と見込まれる212人中60人(28.3%)に実施しており、特定保健指導利用者全体の29.7%を占めている。健診受診当日の初回面接の実施は、健康意識が高まっている時に、働きかけることができ特定保健指導の利用へとつながったと思われる。従来の初回面接(グループ支援型、個別支援型)は、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月と短縮されたことにより、初回面接の実施日程を3月中旬まで延長する事が可能となったことで、対象者が参加する機会の拡大につながっている。対象者への案内は、①案内チラシを配布(集団健診利用者は、健診当日の腹囲測定後、個別健診受診者は健診受診医療機関にて健診終了後)、②案内文の送付(集団健診利用者は、結果票に同封、個別健診受診者は健診受診1～2か月後頃に郵送)、③電話による勧奨、④再勧奨の案内文送付の最大4回にわたって行った。しかし、年度末に新型コロナウイルス感染症対策のため緊急事態宣言がされたことにより、特定保健指導の実施を見合わせたことで利用率を増加させることはできなかった。今後も特定保健指導の利用率の向上のため、実施方法について検討を継続したい。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第 17 条、第 19 条 2	
健康さくら 21（第 2 次） 目標値【改訂版】	・糖尿病治療継続者の割合	(現状値) → (目標) 80.0% → 95.0%

《目 的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

(厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用)

(1) 個別支援

《内 容》

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白＋以上のかたを対象とする。

② 実施方法

糖尿病性腎症重症化予防事業実施手順に基づいて実施。

1) 特定健診の結果から、本事業対象となるかたを抽出する。

2) 訪問または面接により医療受診状況や病状、生活習慣等の把握を行う。把握した状況から適切な医療受診について勧奨するとともに、必要に応じ保健指導を行う。

HbA1c8%以上の者については、原則訪問指導で受診勧奨と保健指導を行う。

HbA1c6.5%以上8%未満の対象者については、対象となる手紙送付。返信があった者で指導の希望があった者に対し保健指導を行う。

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

③ 周知方法

集団健診は、受診後約2か月後以内（結果発送後2週間後までに）個別健診は、受診後2～3か月後までに通知文を発送する。

《実 績》

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
29 年度	対象者数	30	4	16	9	59
	支援実施数	30	4	15	8	57
30 年度	対象者数	21	4	19	9	53
	支援実施数	21	4	19	9	53
元年度	対象者数	26	7	21	12	66
	支援実施数	26	7	21	12	66

② 服薬状況（令和元年4月10日現在）

服薬（糖尿病の薬）の状況	服薬あり	服薬なし	計
集団健診受診者	19	14	33
個別健診受診者	15	18	33
合計	34	32	66

③ 対象者の特定健診での糖代謝項目の状況

HbA1c (%)	6%	7%	8%	9%	10%以上	計
集団健診受診者	18	9	5	0	1	33
個別健診受診者	21	9	1	1	1	33
合計	39	18	6	1	2	66

④ 対象者の特定健診での腎機能の状況

eGFR	90 以上 G1	60～89 G2	45～59 G3a	30～44 G3b	15～29 G4	15 以下 G5	計
集団健診受診者	2	18	8	4	1	0	33
個別健診受診者	3	21	5	4	0	0	33
合計	5	39	13	8	1	0	66

⑤ 支援実施状況

支援内容	延べ件数
家庭訪問	8
面接指導	5
電話による支援	60
手紙による支援	68
教室等への参加	0
その他	0
合計	141

《考 察》

（1）個別支援：平成 30 年度までは、対象者全員に訪問または面接で支援を実施していた。今年度からは、対象者に通知文を送付した後、希望者及び支援が必要なものに対し、訪問や面接または電話による支援を実施した。介入した対象者の中には、療養経過が長く定期受診が行われているが、腎機能の低下については認識がないなどの問題点が明らかになった。今後は対象者への事業通知に併せ、疾患に対する認識、療養状況、本事業の利用希望等について確認できる自記式アンケートを送付するなど必要な人に必要な支援を提供できるよう、事業方法を検討していきたい。

（2）講演会

※以下の予定で開催を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした

《内 容》

1. 日時：令和 2 年 3 月 26 日（木）
2. 会場：健康管理センター
3. 演題：慢性腎臓病（CKD）予防講演会
4. 講師：聖隷佐倉市民病院 腎臓内科 藤井 隆之医師
5. 周知方法：個別通知

令和元年度佐倉市特定健診受診者で下記に該当するもの

- ・尿蛋白+以上
- ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が保健指導判定値以上

令和元年度佐倉市国民健康保険人間ドック助成交付者で下記に該当するもの

- ・尿蛋白+以上
- ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が特定健診結果判定値で受診勧奨値

《申し込み者数》

定員 50 人とのところ、55 人以上の申し込み。

《考 察》

(2) 講演会：例年講演会は、糖尿病予防と慢性腎臓病（CKD）予防の内容を交互に開催している。今年度は慢性腎臓病（CKD）予防講演会のため、健診結果で尿蛋白（±）の方へも対象者として周知した。予約は定員数を上回る申し込みとなった。糖尿病性腎症重症化予防事業対象者のうち、腎機能のリスク認識が難しかった方の参加希望もあった。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会は実施できなかったが、予約者数及び希望者の状況からみて、専門医による講演会が慢性腎臓病（CKD）についての認識を深め受診行動を促す機会として有効に作用すると考えられるため、継続して実施していく。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条（正しい知識の普及） 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 11.2%→減少 ・ストレスを解消できている人の割合 成人 62.6%→70.0% 中・高校生 54.7%→70.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 18.0%→15.0% ・自殺予防週間や自殺対策強化月間について市民の3人に2人以上が聞いたことがある 30.8%→50.8% ・ゲートキーパーについて市民の3人に1人以上が聞いたことがある 18.5%→28.5% ・自殺者の減少（人口10万人当たり） 15.61人→13.01人

（1）精神科医によるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ① 対 象 者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ② 方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③ 内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④ 周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実 績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成28年度	2	5	2	6	2	6	6	17
平成29年度	2	7	2	2	2	7	6	16
平成30年度	2	7	2	2	2	3	6	12
令和元年度	2	5	1	2	2	5	5	12

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、西部会場が1回中止

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	0	7	4	1	12

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者				
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族	その他
人数	7	5	19	5	(3)	14	0

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療 中の 精神疾患の 相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他 (ひきこもり)
人数	7 (2)	4	0	0	0	1

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	8	4

⑥相談内容連絡票・うつ病連携パス発行数

	相談内容連絡票	うつ病連携パス
発行数	1	0

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実 績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 28 年度	2	7	3	7	1	1	6	15
平成 29 年度	3	8	3	7	-	-	6	15
平成 30 年度	3	10	3	7	-	-	6	17
令和元年度	3	8	3	6	-	-	6	14

②相談対象者の年齢

内訳	20 歳未満	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
人数	0	5	4	5

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者				
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族	その他 (自立支援 相談職員)
人数	4	10	17	12	(2)	4	1

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他 (ひきこもり)
	(再掲) 治療 中の精神疾 患の相談						
人数	7	(0)	8	0	0	2	1

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	7	7

⑥相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	2

《考 察》

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3 月の精神科医による相談が中止となった。利用実績は精神科医による相談数は前年同数、カウンセラー相談は全て開催できたが利用者が減少した。しかし、以前から生活困窮者自立支援相談の担当者と連携が図れており、自立支援相談利用者で受診の必要性の判断などが必要な方や受診が必要だが医師に説明することが苦手な方などには相談内容連絡票を発行するなど相談しやすい場として定着してきている。今年度は精神科医の相談から医療受診に繋げるため、印旛保健所の精神保健福祉士と同行訪問を実施し、最終的には医療ではなく自立支援相談に繋がった相談者もあった。今後も他課や他機関と連携を図り、必要な支援につなげる相談としたい。

また、新型コロナウイルスの影響から、メンタルの不安や生活苦を抱えた人などが増えることが予測されるため、対面相談ができない場合に備え、電話相談等も周知することで、こころの相談が必要な人に対応していきたい。

(3) 千葉県地域自殺対策強化事業

《目 的》

国からの「地域自殺対策強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策強化事業費補助金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実 績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修
目 的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。
対象/参加者数	① 長期欠席児童・生徒担当教諭 : 36 人 (小学校 22 人、中学校 11 人、教育委員会 3 人) ② 市民・市内在勤者 : 26 人 (39 歳以下 4 人、64 歳以下 15 人、65 歳以上 7 人) ③ 市役所職員 : 19 人 (39 歳以下 7 人、64 歳以下 12 人) ④ 心配事相談員等 : 28 人 (64 歳以下 21 人、65 歳以上 7 人)
講 師	① 公認心理士 大槻敏子氏 (日本産業カウンセラー協会東関東支部相談部長) ② 精神保健福祉士 さわとん氏 (澤登 和夫氏) ③④臨床心理士 田口 学氏
日 時	① 令和元年 6 月 26 日 14 : 00～16 : 00 ② 令和元年 10 月 31 日 13 : 00～16 : 00 ③ 令和 2 年 1 月 30 日 14 : 00～16 : 00 ④ 令和元年 7 月 25 日 14 : 00～16 : 20
備考	④の研修は、自治人権推進課主催研修として実施

《考 察》

今年度学校向けとして、長期欠席児童・生徒担当教諭に対して実施した。ロールプレイを取り入れた研修内容が好評であり、感想から普段の対応の振り返りにつながっていた。今後は特に自殺対策計画の中でも児童・生徒の SOS の出し方教育などで学校と連携を図る必要があるため、今後も計画的に進めていきたい。

市民向けゲートキーパー研修は年々参加者が減少しており、現在の方法で 7 年経過していることから、ゲートキーパーに関心のある方はすでに参加している人が多いと考えられる。今後は佐倉市の自殺対策でもハイリスク層に関連する所への研修会の実施などを検討していく必要がある。

自殺対策庁内連携会議から、自治人権推進課より各種相談員等へのゲートキーパー研修の希望があり実施した。普段各種相談を受ける相談員は自殺のハイリスク層に関わることも多いため、自殺対策の必要性、ゲートキーパーの役割を学んでもらうよい機会となった。今後も連携できる部署においてゲートキーパー研修を実施できるよう進めていきたい。

《実 績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころの健康づくり講演会
内 容	認知行動療法第一人者を迎えて「こころを元気にする4つのステップ」
講 師	精神科医/認知行動療法研修開発センター理事長 大野 裕 氏
日 時	令和2年 3月8日（日） 13:30～15:30
会場	佐倉市民音楽ホール
予約者数	2月末までの予約数 約450人（いのちの電話申し込み分含む）

《考 察》

今年度のこころの健康づくり講演会は、初めて千葉いのちの電話事務局と共催し、講演会の終了後にいのちの電話担当者による対面相談を設けるなど新しい試みも予定していた。周知も市内だけでなく市外にも広く周知したため、予約者も定員近くまで伸びていたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止により中止とした。予約者からは「また同じ講師で実施して欲しい」との声が多く、こころの健康づくりへの関心をもってもらえる講師であったと思われる。再来年度同じ講師での開催を検討していきたい。

4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目 的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気づき、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催した。

《内 容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関連がある12課・2関係機関。 健康増進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、高齢者福祉課（欠）、障害福祉課、社会福祉課、子育て支援課、児童青少年課、指導課（欠）、社会教育課（欠）、人事課、収税課、産業振興課、社会福祉協議会、佐倉市八街市酒々井町消防組合
開催日	令和元年 8月 5日 14:00～15:40
内 容	・佐倉市の自殺の現状と取り組みについて/ ・佐倉市自殺対策計画の策定について ・佐倉市の自損行為の現状について（佐倉市八街市酒々井町消防組合より） ・意見交換

《考 察》

自殺対策計画策定後の庁外連携の一つとして佐倉市八街市酒々井町消防組合より自尊行為について説明を依頼した。参加した各課からも自殺対策を改めて認識してもらえる良い機会となった。今後も庁外連携を進めるため計画的に実施していく。

(5) 普及啓発活動

時期	実施内容
9月10日～16日 自殺予防週間 (9月1か月間実施)	・予防週間ポスターの掲示（関係施設34か所） ・保健センター、市役所1・2号館、社会福祉センターにのぼり旗設置。 ・図書館3施設にポスター、のぼり旗設置。相談先のチラシの配架。
10月1日	・市民カレッジ2学年63人に対し、メンタルヘルスについて講義（こころの健康づくりと自殺の現状、ゲートキーパーについて周知）
令和2年3月 自殺対策強化月間 (3月1か月間実施)	・予防月間ポスター掲示 ・市役所1階ロビー、JR佐倉駅に啓発コーナー設置。 啓発コーナーは、よりそいホットラインの周知を強化した。 ・各センター、1・2号館、社会福祉センターにのぼり旗設置。 ・広報・・・自殺対策強化月間の記事を掲載 ・ホームページ・・・強化月間の特集記事掲載。

《考 察》

自殺予防の普及啓発を図るため、9月と3月の啓発時期に合わせて全庁的に協力を依頼している。今年度の3月は自殺対策計画で目標項目としている24時間365日無料相談の「よりそいホットライン」について広く周知するため、パネルを作成し掲示した。具体的な結果をつかむことは難しいが、駅にも掲示したため、多くの人の目には留まったと思われる。今後は、しばらく新型コロナウイルスの影響によるメンタルの不調や、経済不安等を抱えた人が増えると考えられることから、新しい情報や相談先などタイムリーに周知していく。

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・よくかんで食べる人の割合 小中高生 31.3% → 50.0%
	60 歳代 30.1% → 90.0%
	・6024 達成者の割合 70.1% → 80.0%
	・8020 達成者の割合 53.3% → 60.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合 20 歳以上 42.1% → 65.0%

(1) 歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）

主催：佐倉市・印旛郡市歯科医師会佐倉地区

後援：佐倉市教育委員会・印旛保健所・佐倉地区医師会・佐倉市薬剤師会

《目 的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内 容》

- ① 日 時 令和元年 10 月 20 日（日） 10：00～16：30
- ② 場 所 ウィシュトンホテルユーカリ 4 階
- ③ 対 象 市民
- ④ 周知方法 こうほう佐倉・地域新聞・St aD すたっと・北総 よみうり・オニオン新聞・各施設にポスター掲示・チラシの配布
- ⑤ その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実 績》

コーナー名	内 容	参加者数 (人)
一般歯科健診コーナー	歯科医師による歯科健診及び相談	164
口腔がん検診コーナー	東京歯科大学口腔外科学医局員による口腔がん健診	232
お薬相談コーナー	佐倉市薬剤師会によるお薬手帳の啓発および薬に関する相談	60
歯みがき指導コーナー	口腔衛生指導	139
	かむ力チェック	138
栄養・運動相談コーナー	栄養・運動に関する相談	58
健康相談コーナー	健康・禁煙に関する相談・希望者に血圧測定	34
体組成測定	体組成測定・パネル展示（生活習慣予防・ロコモ予防）	127
体験！歯ッピー体操コーナー	口福笑い、嚥下体操、唾液腺マッサージ、佐倉わくわく体操等	75
むし歯予防ポスター展示	小学生図画・ポスター、書写、標語、川柳、作文（合計 144 点）	

延べ 1,027 人

(2) よい歯のコンクール

《目 的》

歯の健康が優れているかたを表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内 容》

- ①日 時 令和元年 5 月 12 日（日） 9：00～12：00
- ②場 所 健康管理センター
- ③対 象 高齢者の部：80 歳以上で自分の歯が 20 本以上あるかた
(過去に一度も参加していない方)
親子の部：昨年度 3 歳児健診を受診した児と親で、親子ともにむし歯のないかた
標語の部：市内在住、在勤、在学しているかた
- ④内 容 歯科医師による審査・表彰
佐倉市第一位の高齢者及び親子は、印旛郡市のコンクールに推薦
- ⑥ 周知方法 こうほう佐倉、市のホームページ、歯科医院からの紹介
3 歳児健診問診票にて参加希望があり、かつ、むし歯のない児へ案内文個別送付
- ⑥その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実 績》

年度	高齢者の部（人）	親子の部（組）	標語の部(作品数)	作文の部(作品数)
27	10	11	3	0
28	10	22	2	
29	10	24	4	
30	15	26	2	
元	8	25	2	

※平成 28 年度より千葉県歯・口の健康啓発作文コンクール廃止のため実施せず。

《考 察》

歯ッピーかみんぐフェアについては、多くの方が来場し、盛況のうちに終えることができた。特に口腔がん検診の反響が高く、受診者の 72.8%は 60 歳以上であった。各健診・体験・相談コーナーでは、熱心に質問する方が多く、健康に関する関心の高さが伺えた。今後も歯ッピーかみんぐフェアを市民の健康づくりの機会として啓発していきたい。

よい歯のコンクールについては、高齢者の部 8 名、親子の部 25 組の参加があった。高齢者の部は、広報やかかりつけ歯科医からの推薦で申し込んでおり、親子の部は、平成 27 年度の 3 歳児健診から問診票にて参加希望をとり、むし歯のない児へ個別に案内文を送付しているため、参加者が多い。

今後もよい歯のコンクールの様子や歯と口の健康づくりについてホームページや広報に掲載することで、8020 運動や歯と口の健康づくりの知識について普及啓発を行っていきたい。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[休養・こころの健康づくり] ・ストレスを解消できている人の割合 成人　62.6% → 70.0% 中・高生　54.7% → 70.0%
	[生活習慣病(がん検診)] ・がん検診の受診者の割合 子宮がん　5.1% → 50.0% 乳がん 11.4% → 50.0% 胃がん 12.0% → 50.0% 肺がん 16.6% → 50.0% 大腸がん 15.2% → 50.0%
	[妊娠・出産・周産期] ・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加傾向へ
	[歯の健康] ・定期歯科健診を受けている人の割合 20歳以上　42.1% → 65.0%

《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内 容》

- | | |
|-------|--|
| ①対 象 | 市民（制限なし） |
| ②方 法 | 業務委託（印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区） |
| ③内 容 | 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施した。 |
| ④周知方法 | こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折り込み、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介した。 |

《実績》

①医科一覽

年度	テーマ・内容	開催情報
27	失明につながる眼の病気	3月6日（日）音楽ホール 709人
28	蓄膿症（副鼻腔炎）と向き合う ～薬による治療と手術による治療～	2月19日（日）志津コミセン 246人
29	認知症の診断と治療・ケア	2月25日（日）志津コミセン 385人
30	骨粗しょう症とはどんな病気？ ～骨折による寝たきりを防ぐためにできること～	2月24日（日）音楽ホール 620人
元	おしっこお悩み 119 番	2月23日（日）音楽ホール 400人

②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
27	食えることと歩くことが出来れば人生は幸せ ～あいうべ体操とひろのば体操～	6月7日（日）志津コミセン 262人
28	イキイキ長寿健康法・免疫力を高める方法 ～125歳まで元気に生きる～	6月5日（日）志津コミセン 314人
29	歯を守る食事がからだを守る	6月11日（日）志津公民館 120人
30	小出監督と歯科医師から贈る豊かな未来のためにできること Ⅰ部 小出監督から学ぶ夢の実現 Ⅱ部 豊かな人生を送るための秘訣	6月3日（日）志津公民館 111人
元	大きないびき よく寝ている証拠？ 歯並びと関係？	6月23日（日）志津公民館 70人

《考 察》

令和元年度の医師会及び歯科医師会の講演会は、多くの市民が参加したことから市民の健康に関する関心度の高さがうかがえる。

今後開催する講演会についても、多くのかたが参加して頂ける内容を検討し実施する。

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 肥満・やせの割合：20～60 歳代男性の肥満者 27.0% → 減少 40～60 歳代女性の肥満者 19.2% → 15.0% 20 歳代女性のやせの者 17.1% → 15.0% 40 歳代男性の肥満者 20.8% → 減少 ・ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の人の割合 59.1% → 80.0% ・ 朝食を必ず食べる人の割合 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加、40 歳代 81.6% → 増加 ・ 食事を一人で食べる子どもの割合 「朝食」：小学生 35.6% → 減少、中学生 43.7% → 減少 「夕食」：小学生 2.7% → 減少

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目 的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内 容》

- ① 対象者：市民（65 歳未満）
- ② 開催時期：令和元年 9 月～令和 2 年 1 月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：地区回覧、佐倉市のホームページに掲載、広報さくら、ポスター掲示
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容	時 間	講 師
1	開講式・オリエンテーション 佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら 21(第 2 次)」 について、佐倉市の保健事業について 食生活の現状と課題	9:35～10:05 10:10～ 11:00 11:05～11:50	保健師 栄養士
2	食事バランスガイドについて 食育の推進について、食育 DVD 視聴 簡単おやつを紹介、試食	9:30～10:30 10:35～11:20 11:30～11:50	栄養士 〃 〃
3	栄養の基礎知識、食品成分表の使い方 調理の基本、食品衛生 バランスのとれた食事の調理実習 歯と咀嚼、歯周病対策	9:30～10:25 10:30～10:50 11:00～12:50 13:00～13:40	栄養士 〃 〃 歯科衛生士
4	生活習慣病予防の概要 こころと体の健康づくり 高齢期からの健康づくり	9:30～10:20 10:30～11:00 11:10～11:50	保健師 〃 保健師
課	学習内容	時 間	講 師

5	生活習慣病予防の食生活について、 適正体重、必要エネルギー量の算出 生活習慣病予防の食事 調理実習 身体活動と運動習慣のある生活	9:30～ 10:50 11:00～12:50 13:00～13:40	栄養士 " 保健師
6	佐倉市の食生活改善推進員活動について、活動 DVD 視聴 各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会 閉校式(修了証書授与)	9:30～10:00 10:00～11:00 11:00～11:30	栄養士 栄養士・保健師 推進員

《実 績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成 27 年度	10	2	5	5	1	0	1	24	24	100
平成 28 年度	5	3	6	1	0	1	5	21	21	100
平成 29 年度	2	2	3	2	2	0	1	12	12	100
平成 30 年度	0	0	3	2	0	1	3	9	6	67
令和元年度	1	5	6	2	0	0	1	15	11	73

(2) 食生活改善推進員研修

《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内 容》

① 対象者：食生活改善推進員

② 内容：年間テーマ

「健康さくら 21（第 2 次）」の目標に向かって、地域の健康づくりと食育を推進しよう

1. 生活習慣病予防の食事を普及（主食・主菜・副菜を揃えよう）

2. ライフステージ別の食育を推進（朝食を食べる習慣をつけよう）

合同研修会 場所：健康管理センター

・4月19日（金）（午後） 参加者 61名

委嘱状の交付式・30年度活動報告、31年度研修計画及び研修予定について

「健康さくら21（第2次）」【改訂版】について

・6月21日（金）（午後） 参加者 61名

1) 令和元年度地区活動計画およびプロジェクト活動計画について

2) 講話 「佐倉市の防災について」

講師 佐倉市役所危機管理室 防災班 秋元慶介 氏

防災計画班 阿部公俊 氏

3) 佐倉市の健(検)診について

地区研修会 場所：保健センター、ミレニアムセンター佐倉、弥富公民館

市内6支部に分かれて地域に密着した食生活改善推進員活動を推進しているため、支部ごとに研修を実施

5月・・・地区活動計画について 参加者 78名

7月・・・講義『適正体重と栄養バランスについて』
調理実習「時短献立レシピ～さざんか通信より～」
(ご飯、ツナ缶の焼きコロケ、コンソメ野菜スープ
ミックスビーンズとひき肉の豆板醬炒め) 参加者 73名

9月・・・講義『脂質異常症について知っていますか?』
調理実習「知って得する食事教室より」
(麦ご飯、塩さばのレモン煮、キャベツの甘酢和え、さつま汁) 参加者 67名

2月・・・令和元年度地区活動反省と次年度の活動について 参加者 73名

プロジェクト活動 場所：健康管理センター

健康さくら21（第2次）や食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、3つのプロジェクト活動を実施

	活動PRセロリ	媒体作成 とまとの会	料理研究会 さざんか
目的	・市のイベントに参加し、パネルやチラシによる活動紹介及び試食配布を行うことで、市民へ食生活改善推進員をPRする。	・地区活動で利用できる媒体の作成と活用方法について研究し、プロジェクト活動日や推進員の研修等で活用方法を紹介する。また、既存の媒体の手直しなども行う。	・あまり手をかけずに短時間でできる、栄養バランスが整ったレシピを研究し、考案したレシピを地区活動やレシピ配布を通して市民に広く普及させる。
回数	4回	7回	5回
活動内容・実績	・8月1日、5日、19日 骨粗しょう症検診 パネル展示及びチラシ配布による啓発活動 食生活改善推進員養成講座のPR ・10月14日（月）中止 スポーツフェスティバル 岩名運動公園陸上競技場 ・11月16日（土） 佐倉健康まつり 伊ノヶ丘ニューカが丘西街区1階 さくらの広場 パネル展示及びチラシ配布による啓発活動 試食配布（塩分濃度0.6% ミルクみそ玉のみそ汁と塩分濃度0.8%のみそ汁）	・地区活動で活用しやすい媒体の作成 野菜なるほどクイズ 朝食パネル ・マイヘルスプラン表彰式での食育 1月28日（火） 佐倉保育園 ・各地区の媒体貸出は39回	・レシピ作成検討会 レシピ作成前に取り組むテーマについての理解を深めた。また実習後レシピの再検討と媒体作成 テーマに沿ったレシピ作成 簡単手軽な朝食レシピ 時短・バランスの良い食事 ・「さざんか通信No.50」を発行

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目 的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内 容》

- ① 対象者：市民
- ② 方法：食生活改善推進員が6支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷・和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。
- ③ 場所：保健センター、自治会館、公民館等
- ④ テーマ：食生活改善推進員地区研修のテーマに準ずる
- ⑤ 周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布
- ⑥ 内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性料理教室、骨粗しょう症予防のための料理講習会、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実 績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位:人)

年 度 \ 地 区		佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A支部	B支部				
27 年 度	委嘱推進員数	11	23	12	28	14	5	7	100
	活動日数(日)	8	17	8	43	13	5	10	104
	参加者延べ数	155	450	135	1,100	498	97	204	2,639
	活動推進員延べ数	40	70	45	140	62	18	41	416
28 年 度	委嘱推進員数	18	19	17	25	15	6	6	106
	活動日数(日)	6	12	7	46	14	5	8	98
	参加者延べ数	146	290	140	1069	403	100	213	2361
	活動推進員延べ数	50	50	38	142	73	24	39	416
29 年 度	委嘱推進員数	20	20	17	27	16	6	6	112
	活動日数(日)	6	10	9	42	13	6	8	94
	参加者延べ数	89	185	143	971	458	109	233	2188
	活動推進員延べ数	43	40	47	122	59	26	39	376
30 年 度	委嘱推進員数	20	17	13	24	17	7	6	104
	活動日数(日)	2	10	4	46	13	5	8	88
	参加者延べ数	18	168	80	918	395	104	214	1897
	活動推進員延べ数	25	46	25	126	64	22	43	351

年 度 \ 地 区		佐倉	臼井 千代田	志津		根郷 和田	弥富	合 計
				A支部	B支部			
元 年 度	委嘱推進員数	17	12	12	20	15	7	83
	活動日数(日)	6	10	6	36	13	7	78
	参加者延べ数	143	183	88	719	491	104	1728
	活動推進員延べ数	51	41	35	90	51	41	309

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

食生活改善推進員の養成講座については、受講者がなかなか集まらないことから従来の自治定期回覧、公民館等へのポスター掲示、ホームページの掲載に加え、骨粗しょう症検診の3会場で推進員による活動のPRと養成講座の参加を呼びかける活動をした。このPR活動をきっかけに3名の申し込みがあり、最終的に15名での開講となった。

受講者間のコミュニケーションが取れていたため、教室準備や後片づけ、調理実習もスムーズにおこなわれていた。途中4名が退会し、最終的な修了者は11人で終了率は73%、30歳代1人、50歳代が3人、60歳代が7人で、全員が翌年に推進員として委嘱を受けると回答が得られた。熱心で質問等も多く意欲的に参加されていたことから、次年度の推進員活動に期待したい。

食生活改善推進員の研修会と地区活動の一部を新型コロナウイルスの影響で中止とした。実施した合同研修会の参加率は73.5%、地区研修会の参加率は87.6%で、前年度の86%を上回った。推進員に実施したアンケートでは、83人中70人(84%)が研修で学んだことが役に立ったと回答している。

研修会は推進員にとっては必要な知識・技術を習得する場であり、主催者にとっては行政ボランティアとして活動を通して市民に何を伝えてほしいかを伝えていく場となる。両者がこのことを意識して研修会に取り組んでいけるようにしたい。

食生活改善推進員地区活動では、75人中63人(84%)の推進員が、活動テーマに向かって、研修会で学んだ内容を取り入れながら、自治会や他団体と連携した普及活動を行うことができたと回答している。

今後も食生活改善推進員の資質向上が図れるよう、佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第2次)」や「第2次佐倉市食育推進計画」の目標達成に向けた取り組みを、具体的に活動へ生かしやすいような形で計画、支援していきたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[栄養・食生活] ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） - 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 - 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 [身体活動・運動] ・運動を習慣化（30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上）している人の割合（新設目標） 20～64 歳男性 29.0% → 36.0%、20～64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% [たばこ] ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） - 行政機関 7.5%→ 0% 医療機関 5.3%→ 0% ・COPDを認知している人の増加（新設目標） 24.9%→ 80.0% [アルコール] ・適正飲酒量を認識している人の割合 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% [生活習慣病] ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成 24 年度に「健康さくら 21（第 2 次）」を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら 21（第 2 次）」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内 容》

「さくらスポーツフェスティバル」 ～今日から始める健康な生活習慣～

- | | |
|--------|---|
| ① 対 象 | 市民（制限なし） |
| ② 方 法 | 日時：令和元年 10 月 14 日（月） ※体育の日 9 時～13 時
（ア）会場：岩名運動公園陸上競技場
（イ）主催：健康こども部生涯スポーツ課 |
| ③ 内 容 | 「健康さくら 21（第 2 次）」の目標である「身体活動・運動、健康管理（栄養・食生活、生活習慣病、歯科）」に関連した健康増進コーナーを設置し、体組成測定や禁煙相談、減塩ミルク味噌汁の試食提供、デンタルフロスの使用方法紹介、「健康な食事」モデル献立レシピ等の配布などを実施し、健康について啓発を行う予定であったが、台風により中止となった。 |
| ④ 周知方法 | 「こうほう佐倉」、ケーブルテレビ、ポスター、地区回覧にて啓発、また各種保健事業で参加者へ紹介した。 |

《実 績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
27	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月12日（月）	105人
28	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月10日（月）	87人
29	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月9日（月）	81人
30	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月8日（月）	131人
元	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月14日（月）	台風 により 中止

《考 察》

「健康さくら21（第2次）」の関連所属等との協働により、異なるチャンネルを通じた行事運営は、主催事業では関わりの薄い属性への有効な普及啓発方法の一つだと思われる。引き続き、他部署と協働し、幅広く市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図っていく。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[栄養・食生活] - 朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） - 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 - 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 [身体活動・運動] - 運動を習慣化（30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上）している人の割合（新設目標） 20～64 歳男性 29.0% → 36.0%、20～64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% [たばこ] - 受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） - 行政機関 7.5% → 0% 医療機関 5.3% → 0% - COPD を認知している人の増加（新設目標） 24.9% → 80.0% [アルコール] - 適正飲酒量を認識している人の割合 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% [生活習慣病] - メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広めていくことを目的とする。

＊マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に罹患しやすい遺伝要因を持っても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内 容》

- ① 事業の名称 「チャレンジ！マイヘルスプラン 2019」
- ② 対象者 佐倉市在住のかた、在勤のかた
- ③ 実施内容

実施コース：「ひとりでチャレンジ」「2 人でチャレンジ」の 2 コースから選択。

実施期間：8 月 1 日～30 日、9 月 1 日～30 日、10 月 1 日～30 日の 3 つの期間から選択。

実施内容：参加者は実施コース、実施期間を選択したら、参加者が実現可能な「マイヘルスプラン」（健康プラン）を決めて 30 日間取り組む。また、「自分の健康を守るための行動」（健康診断や人間ドック、予防接種や健康に関する講演会の参加等）にも取り組み、それら結果を記録票へ記入する。

参加方法：「マイヘルスプラン」への取り組みは 1 日 1 ポイントで 10 ポイント以上、「自分の健康を守るための行動」への取り組みは 1 つにつき 1 ポイントで 1 ポイント以上、合計 11 ポイント以上で「チャレンジ！マイヘルスプラン 2019」に参加可能。

参加賞等：参加されたかた全員に参加賞をプレゼント。さらに、参加されたかた（規定のポイントを超えているかた）の中から抽選で図書カードのプレゼント。

また、団体での取り組み（学校全体や企業全体での取り組みなど）や工夫の見える取り組みについては特別賞として表彰。

④ 周知方法

佐倉市ホームページにて周知した。また、市内保育園、幼稚園、小学校を通して記録票を配布し周知を行った。記録票は、各保健センターで配布の他、ホームページよりダウンロードできるようにした。

《実 績》

① 参加者数：1,058名

② 過去の実績

	マイヘルスプラン 親子リレー2015	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2016	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2017	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2018	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2019
幼児	0	66	51	119	115
小学生	143	178	361	623	611
中学生	0	0	2	11	11
成人	143	91	115	161	321
計	286（134組）	335	529	914	1,058
団体表彰 （最優秀賞）	内郷小学校	白銀小学校	和田小学校 和田幼稚園	下志津小学校 染井野小学校 和田幼稚園	根郷保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部

③ 参加者の内訳

	ひとりでチャレンジ	2人でチャレンジ	計
幼児	90	25	115
小学生	452	159	611
中学生	3	8	11
成人	141	180	321
計	686	372	1058

③ 団体表彰

最優秀団体賞 佐倉市立白銀小学校、佐倉市立根郷保育園、生命の貯蓄体操普及会佐倉支部

優秀団体賞 佐倉市立下志津小学校・染井野小学校、佐倉市立佐倉保育園、
岩瀬薬品株式会社

努力賞 佐倉市立寺崎小学校・王子台小学校・和田小学校、佐倉市立和田幼稚園、
佐倉市立南志津保育園・馬渡保育園

《考 察》

今年度で5年目を迎え、積極的に周知活動を行い、毎年度参加者数を増やしている。
特に市内事業者や健康づくりに取り組んでいる団体に周知したことにより、成人の参加者数を増やすことができた。今後は、市内事業者との連携を図る等、健康無関心層に対して、啓発ができるよう検討していきたい。

参加者のアンケート結果より、この取り組みについて「自ら取り組んだ」と答えた者が76.8%、「誰かに言われて取り組んだ」と答えた者が23.2%であった。一方、取り組んだ結果、91.3%は「その取り組みが生活習慣になった」と答えており、94.4%は「取り組みを今後も継続できそう」と答えている。参加者の多くは本事業をきっかけにその取り組みを習慣とし、更にこれからも継続できると答えている。市民が健康に興味をもち、健康づくりに取り組むきっかけとなっている。

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内 容》

区分	夜 間
診療時間	午後 7 時～午後 10 時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数	内科	歯科
平成 27 年度	72	314 人	77 人
平成 28 年度	72	306 人	67 人
平成 29 年度	72	339 人	53 人
平成 30 年度	73	426 人	65 人
令和元年度	76	409 人	68 人

<内科>

- ① 診療日数 76 日（令和元年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）
 ② 受診者数 409 人（1 日平均 5.38 人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合
19 時台	242	59.2%
20 時台	110	26.9%
21 時台	57	13.9%
合計	409	100%

④症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	即時入院が必要で来院してよかった	4	1.0%
2	症状からみて深夜受診も納得できる	293	71.6%
3	治療を要するが明日でもよい	108	26.4%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	4	1.0%
合計		409	100%

⑤年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合
15～19	32	7.8%
20～29	76	18.6%
30～39	77	18.8%
40～49	105	25.7%
50～59	49	12.0%
60～69	35	8.6%
70 以上	35	8.6%
合計	409	100%

⑥居住地別

居住地		受診者数（人）	割合
市内	佐 倉	49	12.0%
	臼 井	71	17.4%
	志 津	91	22.2%
	根 郷	53	13.0%
	和 田	5	1.2%
	弥 富	4	1.0%
	千代田	28	6.8%
市外	印旛郡内	65	15.9%
	県 内	19	4.6%
	県 外	24	5.9%
合計		409	100%

⑦二次病院搬送状況 2 件 紹介状 3 件

⑧疾病別

順位	疾患	受診者数（人）	割合
1	呼吸器系	137	33.5%
2	伝染性	184	45.0%
3	消化器系	52	12.7%
4	その他	6	1.5%
5	皮膚及び皮下組織	5	1.2%
6	循環器系	8	2.0%
7	神経及び感覚器	17	4.2%
合計		409	100%

< 歯科 >

- ① 診療日数 76 日（令和元年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）
 ② 受診者数 68 人（1 日平均 0.89 人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	受診割合
19 時台	25	36.8%
20 時台	22	32.4%
21 時台	21	30.9%
合計	68	100%

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	即時入院が必要で来院して良かった	0	0%
2	症状からみて深夜受診も納得できる	43	63.2%
3	治療を要するが明日でもよい	23	33.8%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	2	2.9%
合計		68	100%

④ 年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合
0	0	0%
1～5	11	16.2%
6～14	9	13.2%
15～19	3	4.4%
20～29	11	16.2%
30～39	6	8.8%
40～49	11	16.2%
50～59	6	8.8%
60～69	3	4.4%
70 以上	8	11.8%
合計	68	100%

⑥ 居住地別

居住地		受診者数（人）	割合
市内	佐 倉	5	7.4%
	臼 井	10	14.7%
	志 津	18	26.5%
	根 郷	6	8.8%
	和 田	1	1.5%
	弥 富	0	0%
	千代田	0	0%
市外	印旛郡内	16	23.5%
	県 内	10	14.7%
	県 外	2	2.9%
合計			100%

⑦ 二次救急医療機関搬送状況 0 件 紹介状 0 件

(2) 休日当番医

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内 容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前 9 時～午後 5 時	午後 7 時～午後 10 時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実 績》

(人)

		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年
昼間	休日当番	内科	2, 141	2, 921	3, 048	2, 704	2, 851
		外科	941	895	787	768	834
		歯科	193	223	238	249	281
夜間	休日夜間当番	外科	155	177	156	148	150
合計			3, 430	4, 216	4, 229	3, 869	4, 116

《考 察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

令和元年度は、佐倉市休日夜間急病診療所（内科）の受診者全体の内、78.5%がインフルエンザや感染性胃腸炎等の伝染性疾患の患者であった。

診療所（内科）の一日あたり受診者数は、昨年と比較すると減少しているが、日中に在宅でおこなっている休日当番医（内科）の利用者は増加した。

最後に、診療所（歯科）は、平成 28 年度以降、利用者は 60 人前後となっており、理由としては、休日診療や夜遅くまで営業を行う歯科医院が以前に比べ増えていることが考えられる。

一方で、休日当番医（歯科）の利用者は、平成 27 年度以降増加しており、初期救急として充分機能していることが伺える。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目 的》

平成 14 年 10 月 1 日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内 容》

診 療 日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
診療時間	午後 7 時～翌朝 6 時	午前 9 時～午後 5 時、午後 7 時～翌朝 6 時
場 所	印旛市郡小児初期急病診療所（佐倉市健康管理センター内）	
診療科目	小児科	

《実 績》

① 診療日数 366 日（令和元年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

② 受診者数 9,985 人（一日平均 27.3 人）

ア. 時間帯別（人）

時間帯	9～13 時	13～17 時	19～22 時	22～1 時	1～4 時	4～6 時	合計
受診者数 （人）	2,359	1,462	4,027	1,091	852	194	9,985
割合（％）	23.6	14.6	40.3	10.9	0.9	0.2	90.5

イ. 年齢別（人）

年齢	0 歳	1～4 歳	5～14 歳	15 歳	合計
受診者数 （人）	1,069	4,600	4,229	87	9,985
割合（％）	10.7	46.0	42.4	0.1	99.2

居住地別（人）

地域と内訳					受診者数（人）	割合（％）
佐倉市内					4,064	40.7
印旛郡内	成田市	139	白井市	88	5,028	50.4
	四街道市	2,058	酒々井町	248		
	八街市	1,048	富里市	213		
	印西市	1,166	栄町	68		
県 内	千葉市	256	八千代市	84	580	0.6
	船橋市	52	他県内	188		
県 外					313	0.3
合 計					9,985	92.0

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐 倉 市	43	300
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	51	
日本医科大学千葉北総病院	印 西 市	23	
成田赤十字病院	成 田 市	126	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	57	

② 疾病状況

	項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
1	呼吸器系疾患	401	567	250	385	319	422	346	319	496	447	342	155	4,449
2	消化器系疾患	192	201	156	127	109	136	116	117	200	256	169	78	1,857
3	代謝性疾患	1	1	0	0	3	4	6	6	9	1	1	3	35
4	感染性疾患	36	48	23	115	60	37	53	37	363	506	163	15	1,456
5	免疫・アレルギー性疾患	92	100	67	91	67	124	138	94	62	72	51	41	999
6	神経疾患	10	13	24	25	19	10	12	6	7	13	10	7	156
7	耳鼻咽喉疾患	13	38	13	17	16	14	18	21	16	16	7	15	204
8	皮膚系疾患	20	43	20	8	18	19	11	15	20	21	11	7	213
9	泌尿・生殖器系疾患	12	9	7	5	9	5	6	4	7	12	5	5	86
10	眼疾患	6	6	1	8	7	8	5	2	4	8	1	1	57
11	その他	35	35	55	49	38	55	41	40	74	64	62	31	579
合計		818	1,061	616	830	665	834	752	661	1,258	1,416	822	358	10,091

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、带状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門腫炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

初期救急医療機関として小児科に特化して朝まで診療を行っている医療機関は、県内でも他に2か所しかないこと、受診者の概ね4割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

さらに、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割以上を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

なお、受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、概ね97%の患者については、搬送にいたらずその場で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たしていると考えられる。

他方では、初期救急医療機関として、その場で処置を行うケースや別施設への搬送を行うケースの選別なども行っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等に対応するなどの機能分担に対して、利用者の理解が十分に得られていないケースも見受けられるため、診療所の利用方法等と併せて周知を行う必要がある。

3. 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(現状値)→(目標) ・ 佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・ かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 72.8%→80% 要介護高齢者 65.8%→75%

《目 的》

在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施し、生活の質の維持・向上を図る。

《内 容》

- ①対 象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内 容 ア.入れ歯の修理・調整や作成
イ.むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費 用 保険診療による自己負担額
- ⑤協力医療機関数 市内 40 医院

《実 績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
70～74 歳	1	2	3
75～79 歳	1	2	3
80～84 歳	1	1	2
85～89 歳	0	1	1
90 歳以上	0	2	2
合計	3	8	11

②年齢別診療内容の内訳 (複数回答) (人)

	義歯 作成 修理 調整	補綴 処置	むし歯 治療	歯周 治療	口腔 清掃
70～74 歳	2	0	2	0	0
75～79 歳	3	0	0	1	1
80～84 歳	0	1	0	1	2
85～89 歳	1	0	0	0	0
90 歳以上	0	0	1	0	1
合計	6	1	3	2	4

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成27年度	16	55	3.4	39	55
平成28年度	17	69	4.1	55	69
平成29年度	11	32	2.9	24	32
平成30年度	12	50	4.2	42	50
令和元年度	11	33	3.0	29	33

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
平成27年度	13	13
平成28年度	7	7
平成29年度	8	10
平成30年度	3	3
令和元年度	3	3

⑤ 在宅歯科講演会

- * 日 時 令和元年8月21日(水) 18時から20時30分
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『青少年から成人までの不定愁訴への対応の一つとして』
第一部：姿勢調整の基本
第二部：筋・筋膜のマニピュレーションを利用して
- * 講 師 東京歯科大学クラウンブリッジ補綴学講座
主任教授 佐藤亨先生
- * 参加人数 38人

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による対応が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、平成28年度から市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施した。

佐倉市歯科口腔保健基本計画中間評価から、訪問歯科診療の利用率が施設入所者で高く、在宅療養者で低い状況だったことから、今後も引き続き、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるための啓発、協力歯科医院の支援に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～令和元年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	小林 照久	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	長尾 建樹	医師	
	有田 誠司	医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	佐久間 文明	千葉県印旛保健所 所長	
	豊田 光弘	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)

※令和 2 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	小林 照久	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	長尾 建樹	医師	
	有田 誠司	医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	佐久間 文明	千葉県印旛保健所 所長	
	豊田 光弘	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

開 催 日	内 容	出席人数
令和2年1月21日（火）	・委嘱状交付 ・会長・副会長の選出 ・報告事項 ・佐倉市地域保健医療協議会の役割について ・佐倉市の救急医療事業の実績について ・各専門委員会の活動報告について ・情報交換 ・災害時における医療救護活動及び保健活動について	13名

予防接種専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～令和元年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	佐藤 仁	医師	
	小林 照久	医師	
	越部 融	医師	

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)

※令和 2 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	小林 照久	医師	
	滑川 尚史	医師	
	越部 融	医師	
	澤井 清	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和元年 10 月 2 日 (水)	・平成 30 年度予防接種実施状況について ・予防接種予診票つづりについて ・平成 30 年度予防接種後健康相談状況等について	4 名

健診専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～令和元年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	小林 照久	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

(委嘱期間：(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日) ※令和 2 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	小林 照久	医師	
副委員長	鹿野 純生	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和元年 11 月 8 日 (金)	・平成 30 年度各種健診（検診）事業実施状況の報告 ・令和 2 年度 後期高齢者の健康診査に関する主な変更点について	6 名
令和元年月 3 日 16 日 (月)	・令和元年度各種健診（検診）事業実施状況について ・令和 2 年度各種健診（検診）事業の変更点について	7 名

母子保健専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～令和元年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	
	小林 照久	医師	
	林 昌宣	医師	

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)

※令和 2 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	小林 照久	医師	
副委員長	滑川 尚史	医師	
	越部 融	医師	
	川村 麻規子	医師	
	林 昌宣	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和元年 11 月 29 日 (金)	・ 1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査実施状況について ・ マイナンバー制度を活用した乳幼児健診について ・ 医師診察受診票の様式変更について ・ 3 歳児健康診査 視力・聴力の判定について ・ 3 歳児健康診査 眼科健診の在り方について	5 名

母子・成人歯科保健専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～令和元年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)

※令和 2 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	春日 匠吾	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

訪問歯科専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～令和元年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	須賀 敦雄	歯科医師	
	岩井 貴之	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)

※令和 2 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	河野 通子	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

歯科口腔保健専門委員会

(委嘱期間：平成 29 年 8 月 26 日～令和元年 8 月 25 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秤屋 尚生	歯科医師	
副委員長	出澤 政隆	歯科医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	岩舘 秀樹	歯科医師	
	篠澤 医	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	

(委嘱期間：令和元年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)

※令和 2 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	岩舘 秀樹	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	出澤 政隆	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

(委嘱期間：令和元年11月18日～令和3年11月17日)

※令和2年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	佐藤 仁	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	小林 照久	医師	
	国府 雅子	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	藤田 博之	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	押尾 敏夫	市民公募委員	
	宮内 珠代	市民公募委員	
	小澤 景子	市民公募委員	

開催日	内 容	出席人数
令和元年8月21日(水)	・健康増進計画「健康さくら21(第2次)」の進捗状況について ・運動習慣作りの取り組みについて ・企業との連携協定について	12名
令和2年1月31日(金)	・健康増進計画『健康さくら21(第2次)【改訂版】』について	10名

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：(平成30年5月1日～令和2年4月30日)

※令和2年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	佐久間 文明	印旛保健所長	
	柴 忠明	印旛市郡医師会長	令和元年6月21日退任
	菅谷 義範	印旛市郡医師会長	柴委員の退任により 令和元年6月22日から 委員を委嘱
	佐藤 仁	市内で予防接種を行う医師	
	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
	小林 照久	市内で予防接種を行う医師	
	白澤 浩	専門医師	

※ 平成31年度は、佐倉市予防接種健康被害調査委員会の開催無し。

IX 学会等発表原稿

教職員向けゲートキーパー養成研修の事業評価と今後の在り方

佐倉市健康増進課 ○三橋葉子 池澤優子

I 目的

佐倉市では、健康増進計画「健康さくら 21(第 2 次)」の中間評価に伴い、平成 31 年 3 月に「いのち支える佐倉市自殺対策計画」を策定した。計画では、主な課題の一つに「若年層の自殺対策」を挙げている。

本市では、平成 25 年度から教育委員会と連携を図り教職員向けのゲートキーパー（以下、GK）養成研修を継続的に実施している。研修では、自殺の現状や基本的知識（自殺する人の心理、自殺の原因・動機、うつ病等の精神疾患、GK の役割、支援者の心構え、相談先一覧等）の講義と、ロールプレイ（声のかけ方、傾聴等）の手法を取り入れているが、若年層の自殺対策をより効果的な取り組みとする必要があることから、教職員向けの GK 養成研修の事業評価を行い、今後の研修の効果的な取り組みの方向性について検討する。

II 方法

1. 調査対象：市内小中学校全 34 校の長期欠席児童対応職員（以下、長欠児対応職員）を対象とした「教職員向け GK 養成研修（令和元年 6 月実施）」受講者 33 人
2. 調査方法：「教職員向け GK 養成研修」会場にて、受講前後に無記名式アンケートを実施した。また、同対象者に 1 か月後に再度アンケートを実施した。（郵送にて配布し、7 月 31 日～8 月 20 日の期間に返送用封筒にてアンケートを回収した。）
3. 調査項目：年代、性別、教諭及び長欠児対応職員としての経験年数、ゲートキーパー自己効力感尺度（Gatekeeper self-efficacy scale, 以下 GKSES）¹⁾。1 か月後アンケートには、播摩らが行った質的研究の結果²⁾を参考に、自殺予防活動への意識・態度・行動の自己評価の変化についての調査項目を追加し質問した。なお、尺度使用について開発者より承諾を得て使用した。
4. 分析方法：研修受講前後と 1 か月後の GKSES の平均値の変化を比較した。また、1 か月後に意識・態度・行動の変化について追加の質問をし、回答の内容をデータ化した。整理した結果を基に、事業評価と今後の取り組みの方向性を検討した。
5. 倫理的配慮：研究目的を口頭と書面にて説明し、参加者のデータやアンケート結果は、統計的に処理し、個人や機関が特定されないように配慮した。

III 結果

1. 調査票回収状況と対象者の属性：研修当日の回収数 33（回収率 100%）、そのうち 1 か月後の回収数 20（回収率 60.6%）だった。性別は男性 13 人（39.4%）、女性 20 人（60.6%）、年齢は 20 歳代～60 歳代が参加しており、50 歳代が 14 人（42.4%）と最多だった。教諭としての経験年数は全員 1 年以上あり、10 年以上と回答したものが 24 人（72.7%）と最多だった。また、長欠児対応職員としての経験年数は 10 年以上と回答したものが 22 人（66.7%）と最多だった。

2. GKSES 得点について

GKSES の平均値について、受講前と比較すると受講後の方が全項目とも上昇した。また、1 か月後も全項目において受講前より平均値は高い。しかし、受講後と比較すると1 か月後の項目1～7の平均値は横ばい、もしくは上昇しているものの、項目8・9は下降している。(表1)

(表1) 研修前後と1か月後のGKSESの平均値の比較

項目	n=33	n=33	n=20	変化グラフ
	受講前	受講後	1か月後	
1 自殺を行う人の心理について説明できる。	2.33	3.45	3.55	
2 うつ病に関する基本的な知識について知っている	2.79	3.79	3.95	
3 自殺の可能性のある人に接する上で適切な態度について知っている。	2.42	3.70	3.95	
4 自殺やうつ病のサインについてわかる。	2.64	3.88	3.80	
5 自殺の可能性のある人の話を傾聴することができる。	2.97	3.88	4.15	
6 「死にたい気持ち」や自殺計画を落ち着いて尋ねることができる。	2.52	3.76	3.80	
7 自殺動機のある人の相談を受ける場合にも、落ち着いて対応ができる。	2.52	3.73	3.80	
8 自殺の可能性のある人が用いることができるリソースを知っている。	2.21	3.64	3.40	
9 自殺の可能性のある人について必要な紹介先に繋げることができる。	2.42	3.97	3.70	
合計の平均値	2.54	3.75	3.79	

3. 自殺予防の意識・態度・行動の変化の自己評価について

変化したという自己評価が最も多かったのは、意識では「人とのつながりの大切さを知った(60.0%)」、態度では「相手の状況に合わせて話をするようになった(45.0%)」「考え方の多様性を認め、相手の状況を受容できるようになった(45.0%)」、行動では「研修を受けるなどスキルアップを図るようになった(25.0%)」「自分自身の健康に気を付けるようになった(25.0%)」であった。意識・態度・行動の変化をそれぞれ、平均値で比較すると意識変化が最も高く、行動変化は最も低かった。(表2)

4. 受講者からの感想・意見

受講後アンケートの自由記載によると、ロールプレイについて「自殺したい人になりきったことで、相手に何を言ってほしいのかがわかった」「ロールプレイが勉強になった。理論でわかっているけど実践は難しかった」という記載が多かった。一方で、「事例への対処法を考える機会が欲しい」「事例等の話が聞きたい」と、具体的事例への対処法を求める声も多く聞かれた。また、児童生徒への自殺予防活動における今後の課題や必要と感ずることについて、「児童生徒のささいな変化を見逃さない」などの『気づき』、「相談できる場所があること

(表2) 1か月後アンケート 自殺予防活動への意識・態度・行動の変化の自己評価

		(n=20)	割合(%)	平均(%)
意識変化	1 自分の今までの生き方を振り返るようになった。		15.0	29.0
	2 自分の内面と向き合うようになった。		15.0	
	3 自殺や心の健康問題に関心をもつようになった。		40.0	
	4 人とのつながりの大切さを知った。		60.0	
	5 地域の大切さを知った。		15.0	
態度変化	6 困っている人に声をかけるなど関心を示すようになった。		10.0	22.1
	7 自分に正直になった。		0.0	
	8 本音で相手と接するようになった。		5.0	
	9 個人情報の管理に注意している。		20.0	
	10 (相談相手として)相手の状況に合わせて話をするようになった。		45.0	
	11 傾聴できるようになった。		30.0	
行動変化	12 考え方の多様性を認め、相手の状況を受容できるようになった。		45.0	12.5
	13 専門機関につなぐことができるようになった。		10.0	
	14 ゲートキーパー養成研修の紹介や自殺予防に関する学習内容を伝えられるようになった。		5.0	
	15 困っている人からの相談回数が増えた。		0.0	
	16 児童・生徒だけでなく様々な対象の相談に関わるようになった。		10.0	
	17 研修を受けるなどスキルアップを図るようになった。		25.0	
	18 自分自身の健康に気を付けるようになった。		25.0	

を常に知らせておくこと」などの『相談先の周知』、「職場内の情報共有・関係機関との連携」などの『情報共有・連携』、その他少数意見として「研修内容等の学びの共有」「家族支援」「SNS やインターネットの使い方の指導」などがあった。

IV 考察

1. 教職員向け GK 養成研修の成果と課題

森田らによると、「GKSES 得点が高い者ほど、自殺に対する適切な認識を強く持っており、完璧なスキルを持たなくても、関わりを持つ自信や動機付けを持てるようになることが重要である」と述べている¹⁾。受講前後のアンケートでは、GKSES の全項目の平均値が上昇し、1 か月後アンケートでも受講前よりは平均値が高い状況である。

また、アンケートの自由記載や1 か月後の態度変化でも対人への接し方が改善していることから講義とロールプレイの手法を取り入れた研修により受講者の自殺対策への理解が深まり、研修目的は達成されたといえる。

一方で、相談先等に関する項目の平均値は維持できていないという課題が見えてきた。ロールプレイでは、声かけや傾聴の練習はするが、相談先の紹介の仕方までは取り入れていないため、社会資源や相談先に関する内容を深める必要があると考える。

また、徳山らによると、「学校コミュニティは、職員同士がどのような関係性であるかということも重要とし、教員が人を受け入れるモデルになること、相互尊重のもとに関係を構築しチーム援助ができる体制であることが一次予防・二次予防に必須」と述べている³⁾。アンケートの自由記載においては、校内研修等で伝えたいと記載した者は2名と少なかったことから、自殺対策の知識や情報を学校コミュニティで共有してもらえるよう働きかける必要があると考える。

2. 今後の方向性

今回の評価により、有効な講義とロールプレイの手法を取り入れた研修内容は継続実施とする。しかし、相談先等に関する項目の平均値は維持できていないことから、今後のロールプレイの演習内容には、声のかけ方や傾聴に留まらず、その先の『必要な支援につなぐ』という手法までを学べる内容としたい。

また、受講者による学校コミュニティでの波及効果を高めるには、自殺対策の知識や情報の共有に教育委員会との連携が更に必要である。併せて、具体的事例の対処方法を望む受講者の声も多いことから、事例提供のための情報を得る工夫も考えたい。

今後も自殺対策における課題の把握に努め、GK 養成研修の運営方法や事業内容などの見直しとともに、時代の流れや児童生徒のニーズ、支援者のニーズに即した事業展開を目指す中で、「若年層の自殺対策」をより効果的に推進していきたい。

V 引用・参考文献

- 1) 森田展彰他：自殺予防におけるゲートキーパー自己効力感尺度 (Gatekeeper self-efficacy scale, GKSES) の開発、臨床精神医学、44(2)、287-299、2015.
- 2) 播摩優子他：メンタルヘルスサポーターの自己効力感と活動による意識・態度・行動の変化に関する自己評価、秋田大学保健学専攻紀要、26(1)、79-85、2018.
- 3) 徳山美知代他：地域・学校コミュニティモデルによる自殺予防ゲートキーパー養成に関する検討、静岡福祉大学紀要、第10号、2014.

X 新型コロナウイルス感染症

4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

《内容》

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、発熱・呼吸器症状等を伴うウイルス感染症である。令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において初めて確認され、世界保健機関（WHO）は、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言。その後、世界的な感染拡大の状況や重症度等から、令和2年3月11日に新型コロナウイルス感染症の流行をパンデミックと表明した。

国においては、令和2年1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を閣議決定。令和2年2月1日には新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症に指定し、令和2年3月14日、特措法の適用対象に新型コロナウイルス感染症を暫定的に追加する内容の、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法を施行した。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、令和2年3月31日現在でも世界的に増加が続いており、今後も長期的に対策を継続していく必要があると推測される。佐倉市としても、佐倉市危機事案対処計画に基づき、佐倉市健康危機事案対策本部を立ち上げ、情報共有、市民への正確で迅速な情報の提供、医療機関との連携、公共施設の利用制限など、感染症予防対策を継続して、また、随時拡充させながら取り組んでいる。

① 主な対応経過

佐倉市の対応	国・千葉県等の対応
●令和2年1月16日 佐倉市危機事案情報報告書を健康増進課より危機管理室へ提出。 ●令和2年1月21日 佐倉市八街市酒々井町商貿組合警防課と、市内で新型コロナウイルス患者発生があった場合の連絡体制について確認。	●令和2年1月15日 日本国内で初の感染者確認。（武漢市から帰国した神奈川県在住の中国人男性。国内1例目） ●令和2年1月20日 厚生労働省、空港等の検疫ブースにて武漢市からの帰国者・入国者に対するサーモグラフィー等を用いての発熱等症状の確認・健康状態の把握を実施。 ●令和2年1月23日 千葉県、「千葉県健康危機管理基本指針」に基づく「千葉県健康危機管理対策本部」を設置。 ●令和2年1月24日 外務省、中国・湖北省（武漢市含む）をレベル3の渡航中止勧告に引き上げ。 千葉県より、医療機関宛に「新型コロナウイルス肺炎に係る対応について」文書で対応依頼あり。また、宿泊施設の管理者宛に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応について」文書で対応依頼あり。

●令和2年1月27日 千葉県主催「新型コロナウイルスに関する市町村説明会」に出席。 ●令和2年1月28日 ホームページで新型コロナウイルスの情報を掲載。 ●令和2年1月29日 部長会議にて新型コロナウイルス感染症への対応について報告を行う。 ●令和2年1月30日 危機管理室により「佐倉市危機事案対処計画」により危機レベル1（注意体制）に決定。 ホームページで新型コロナウイルスの最新情報を更新。厚労省の相談窓口を掲載。（この後も随時、最新情報を更新。） ●令和2年2月3日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会」を開催。市民へ咳エチケット・手洗い等の感染防止の啓発を決定。 ケーブルテレビにて注意喚起を行う。（～9日）	●令和2年1月27日 千葉県、「新型コロナウイルスに関する市町村説明会」を開催。 ●令和2年1月28日 日本人初の感染者確認。（奈良県の男性、渡航歴無し。国内6例目） 厚生労働省、新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）を設置。 新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」及び「検疫感染症」に追加指定。 ●令和2年1月29日 武漢から第一便のチャーター機が帰国者を乗せ到着する。 ●令和2年1月30日 内閣官房、「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置を閣議決定。 ※（この対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置されるものではない。新型インフル特措法は、「新型インフルエンザ」や「新感染症」に適用されるが、新型コロナウイルスはそのどちらにも該当せず、特措法の適用対象とはなっていない。従って、都道府県において対策本部を設置するか否かは自治体の判断に委ねられる。） 千葉県より、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「新型インフルエンザ等対策本部」の設置予定はないと連絡あり。「千葉県健康危機管理基本指針」に基づき設置された「千葉県健康危機管理対策本部」で対応するとした。 厚生労働省、「新型コロナウイルスに関するQ & A」を発表。また、初の無症状病原体保有者の確認が発表された。 世界保健機構（WHO）は、武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると発表。 ●令和2年1月31日 厚生労働省、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応」について発表。 千葉県内発生1例目 20代、女性。 ●令和2年2月1日 新型コロナウイルスによる肺炎等を感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法上の「検疫感染症」に指定する政令が施行。 厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制」について発表。 中国湖北省へ渡航歴のある外国人の入国拒否。 ●令和2年2月3日 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜港に寄港する。 ●令和2年2月5日 印旛保健所主催「新型コロナウイルス感染症対策会議」が開催される。
--	--

●令和2年2月5日 印旛保健所主催「新型コロナウイルス感染症対策会議」に出席。 ●令和2年2月10日（～16日） ケーブルテレビにて注意喚起を行う。 ●令和2年2月13日 定期回覧において啓発チラシを全戸回覧。 ●令和2年2月15日 「こうほう佐倉」で、新型コロナウイルス感染予防の注意喚起を行う。 ●令和2年2月17日（～23日） ケーブルテレビにて注意喚起を行う。 ●令和2年2月18日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会②」を開催。危機レベル2の警戒体制に引き上げた。 ●令和2年2月19日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会③」を開催。市の主催事業について取りまとめる。 ●令和2年2月26日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会④」を開催。イベント開催方針を決定。施設キャンセル扱いについて情報共有。 ●令和2月27日 佐倉市社会福祉施設協議会を通じて、福祉施設へマスク約3万枚を提供。 ●令和2年2月28日 「佐倉市危機事案対処計画に基づく対処実施職員連絡会⑤」を開催。「危機レベル3非常体制」とする。「健康危機事案対策本部」を設置する。本会議を「佐倉市健康危機事案対策会議①」とする。小中学校は、3/4より休校とする。保育園、学童保育所、放課後児童デイ、児童発達支援施設は開所する。	●令和2年3月11日 WHO、新型コロナウイルス感染症の名称を「COVID - 19」と決定。 ●令和2年3月13日 国内で初の死者。（神奈川県、80代女性。） ●令和2年3月15日 和歌山で国内初の院内感染。 ●令和2年2月16日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第1回）開催。 ●令和2年2月17日 政府専門家会議で、感染拡大を防ぐため「不要不急の外出を控えて」との報道が出される。 ●令和2年2月18日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が公表される。 ●令和2年2月19日 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から陰性の乗客の下船開始。 ●令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表される。 厚労省に「クラスター対策班」設置。 ●令和2年2月26日 首相より「大規模なスポーツ・文化イベントの中止か延期」要請が出る。 印旛保健所が「新型コロナウイルス感染症に係る市町連絡会議」を開催。2/27から患者の居住地を郡市レベルまで公表。1例目から遡って公表される。 ●令和2年2月27日 首相、全国の小中学校・特別支援学校に休校を要請。（期間は3/2から3/31の間。）
---	--

●令和2年3月1日 「こうほう佐倉」で、新型コロナウイルス感染予防の注意喚起を行う。 ●令和2年3月2日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議②」を行う。体育館、図書館等の市施設を3/5～3/15まで休館とする。 市議会で行政報告（一般質問初日）。 ●令和2年3月3日 音楽ホール・美術館等を追加で3/5～3/15まで休館すると決定。また、草ぶえシェアハウスは、3/15まで受付不可とする。 ●令和2年3月6日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議③」を行う。3/16からの施設休館の延長について検討。 ●令和2年3月9日 「佐倉よみうり」で市内公共施設の休館情報の号外を出す。 ●令和2年3月11日 HPに新型コロナウイルス感染症について市長メッセージを掲載。 「佐倉市健康危機事案対策本部会議④」を行う。3/15までとしていた公共施設の休館を3/31までに延長する。4月からの行事・イベント・施設休館について検討。 ●令和2年3月15日 「こうほう佐倉」による注意喚起を行う。 ●令和2年3月18日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議⑤」を行う。図書館や公民館に関して、感染リスクの高いものは開放しないと決定。	●令和2年3月1日 厚生労働省が「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制の移行）」について通知。 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」全ての乗員下船。 ●令和2年3月2日 小中学校の休校開始。 ●令和2年3月6日 PCR検査の公的医療保険適用開始。 ●令和2年3月9日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解が発表される。「爆発的な拡大には進んでいない、一定程度、持ちこたえている。」 ●令和2年3月10日 安倍総理報道「2週間程度の大規模なイベント等を今後10日間延長する自粛要請」が出される。（3/20まで。） ●令和2年3月11日 WHOが新型コロナウイルス感染症の「パンデミック」を表明。各国に対し対策の強化を呼びかける。 ●令和2年3月13日 厚生労働省が「医療機関向けマスクの医療機関等への配布」について通知。 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。 ●令和2年3月14日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行。 ※特措法の適用対象に新型コロナウイルス感染症を暫定的に追加する内容。新型コロナウイルスに対しては2年間の時限立法。 ●令和2年3月15日 政令でマスクの転売禁止に。 ●令和2年3月17日 厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症患者の自宅での安静・療養」について通知。
--	--

●令和2年3月23日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議⑥」を行う。 医師会、歯科医師会へマスクを提供した。 ●令和2年3月24日 議会最終日に新型コロナウイルス感染症対策 についての行政報告。 ●令和2年3月27日 市長による動画配信で、4/1以降の市の基本方 針の周知、注意喚起を行う。 ●令和2年3月28日 佐倉市内で1例目の感染者が発生。30代男性、 会社員、海外渡航歴なし、感染経路不明。ホーム ページ等にて情報提供を行う。(以降、市内感染 者について随時ホームページ等での情報提供を 行う。) ●令和2年3月29日 市内で2例目となる感染者が発生。30代男性、 アルバイト、海外渡航歴なし、感染経路不明。 ●令和2年3月30日 「佐倉市健康危機事案対策本部会議⑦」を行う。 4/1以降の閉館施設について、屋内施設は継続し て当面の間休館を延長する。 ●令和2年3月31日 市長から、感染者へのお見舞いと4/1以降の市 の基本方針の変更について、動画配信を行う。	●令和2年3月19日 総務省が地方公共団体に対し、公共料金の支払 い猶予を要請。 ●令和2年3月23日 内閣官房に「新型コロナウイルス感染症対策推 進室」が設置される。 ●令和2年3月24日 文部科学省が「新型コロナウイルス感染症に対 応した学校再開ガイドライン」を発表。 オリンピック・パラリンピックの延期が発表さ れる。 ●令和2年3月25日 東京都知事、週末の外出自粛を要請。 ●令和2年3月26日 新型コロナウイルス感染症に関する1都4県知 事共同メッセージが発表される。 東京都が都民へ土曜・日曜日の不用不急の行動 自粛を要請。千葉・神奈川・埼玉・茨城県等が東 京都へ不用不急の移動自粛を要請。 ●令和2年3月27日 新年度予算成立。102兆6580億円(過去最大。) ●令和2年3月28日(土) 千葉県内で初の死者。 県内の障害者施設で57人感染。
--	--

② 広報

広報さくら掲載3回、ケーブルテレビでの注意喚起3回、市長メッセージ1回、市長による動画
メッセージ2回、佐倉よみうり1回、チラシの全戸回覧1回、随時ホームページに最新情報を公
開。

③ 学校等の臨時休業等

市内小中学校を令和2年3月4日(水)から臨時休校。保育園、学童保育所、放課後児童デイ、
児童発達支援施設は開所。

佐倉市保健事業のまとめ ー令和元年度ー

令和2年12月発行

発	行	佐倉市健康子ども部健康増進課
住	所	〒285-0825 佐倉市江原台2-27（佐倉市健康管理センター）
電	話	043(485)6713
